

不動産・株より **アイデア** で勝負せよ！

今や 知的財産 だ！

金 明 信 著

INTELLECTUAL PROPERTY



世界は今、銃声のない戦争、知的財産革命が始まった！

INTELLECTUAL PROPERTY



推薦の言葉

1980年代は、米国の通商圧力が激しく吹きすさぶ時期がありました。その一環として、韓国は知的財産関連法規に対する全面的な改正及び制定作業を目の前にしていました。私はこのように国家が困難に処するとき、知的財産分野の専門家が国益のため、何かしら寄与しなければならないという一念で志と同じくする方を探すうち、金明信会長に初めてお目にかかるようになりました。

1986年1月、社団法人 韓国知的財産権学会が出帆した当時、私は会長として、金明信弁理士は副会長として手を組みました。我々は根気強く知的財産の普及と保護のために共に努力してきました。

金明信弁理士はその後、大韓弁理士会 会長、韓国知的財産権学会 会長、アジア弁理士協会 会長及び国際ライオンズ協会354(韓国)複合地区議長を歴任し、現在は国家知識財産委員会 委員として活動しています。また、韓国の百年大計のために知識財産基本法を制定すべく、2005年に社団法人 知識財産フォーラムを設立した時には、私も発起人として参加致しました。

それから6年間、数多くの障害と問題点を克服しつつ、刻苦の努力を注いだ末に2011年7月20日から知識財産基本法が施行されたことは、国家的に大きな慶事であるといわざるを得ません。このような目的を達成するまでの金明信弁理士の執念と功労を高く評価する次第であります。

また、「知的財産」という単語自体が一般国民にまだ不慣れな現実の中で、著者が2011年7月に『知識財産革命』という外国専門書籍の編訳書を発刊したのに続けて、『今や知的財産だ!』というタイトルで過去40年余りの経験とエピソード、紛争及び関連制度・政策などを紹介した著書を出版したことは時宜適切な快挙であると思います。

この本が、小さくとも強い国を築き上げるのに大きく寄与することを心から祈念しつつ、この分野に関心のあるすべての方に推薦する次第であります。

2012年 2月

国際刑事裁判所
所長 宋 相 現

まえがき

私は1969年に弁理士試験に合格した。1972年開業したので、これまで40年間知的財産に関連した仕事に従事している。知的財産に関する数多くの事件を取り扱いながら、確固として感じた点は簡単だ。資源が貧しく、狭い国土に多くの人口と高い教育水準を持つ韓国では「知的財産こそまさに国家競争力」であり、「知的財産のみが未来に生き残る」ということである。

それで、機会ある毎に国と社会に知的財産の重要性を強調してきた。2005年には韓国の国会が許可した「知識財産フォーラム」という団体をつくり、知識財産基本法の制定のために努力してきた。その努力は多くの機関と志ある方々の協力を得て実を結ぶようになった。そして、ついに2011年7月20日から、韓国にも知識財産基本法(注:「知的財産」という用語が「知識財産」に統一された)が施行されるようになった。

しかしながら、多くの人々は依然として知的財産とは何なのか、知的財産がなぜ重要なのかを十分に理解していない。そこで、非常にもどかしく思い、まずは2011年7月、日本の知的財産評論家である東京理科大学の荒井寿光教授の著書『知財革命』を編訳し普及させた。ところが、これは韓国の実情に合わない部分もあり、これだけでは知的財産に関する紹介が十分でなかった。だから、私の経験と40余年間研究し収集した資料を基に読者がこの分野のどの理論書よりも面白く読むことができるよう、この本を出版するようになった。

ここに紹介された内容は、私が生きながらにして直接体験した知的財産に関連するエピソード、知的財産にまつわる国内外の紛争、制度及び政策に至るまで多種多様である。本文に掲げた事件は当事者の身辺に問題とならないと思われることを中心として編集した。十分な説明と適切な事例を挙げて、知的財産を正しく理解することができるよう最善を尽くした。

また、この分野で働く実務者やこの分野を学んでいる後学たちにも実質的な参考となるよう努力した。

韓国より知的財産制度において先を行く日本の読者に向けてこの本を出版することは、筆者には気が引ける思いがする。しかし、たとえ学問的水準までには至らないとしても、韓国の知的財産に関する実情を日本の方々に知らせたいという一念から出版に踏み切った。この本を韓国で出版してくれた毎日経済新聞社と、日本で読まれるようご尽力いただいた東京中小企業投資育成株式会社の荒井寿光社長（元特許庁長官）、東京大学渡部俊也教授、東京理科大学生越由美教授にも感謝する次第である。

最後に、私が弁理士として社会に奉仕し、生涯を信念をもって活動することができるよう内助してくれた妻にも感謝を述べたい。

2012年 2月

韓国ソウルにて

著者 金 明 信

今や知的財産だ！

Part 1 知的財産とは何か！

01. 書体(Typeface)は著作権に該当するか？
02. ノウハウ(Know-How)
03. のれん代
04. 物質特許
05. 微生物特許
06. ソフトウェア特許
07. 残念な「サイワールド」
08. 北朝鮮へ渡った作家の著作権
09. なぜ、この時代には知的財産が重要なのか？
10. 立体商標・動きの商標・音の商標
11. 知的財産と智慧財産
12. 出版物のタイトルはどのように保護されるか？
13. 「浦項の水なます」にも知的財産権がある
14. CNN TV放送局
15. フランチャイズ ビジネス(Franchise Business)

Part 2 知的財産にまつわるエピソード

01. じゃんけんで参加するようになった国際会議
02. コチュジャン、テンジャンが日本の技術？
03. 釈迦に説法
04. 歌う便器
05. 任天堂の技術歴史
06. 大学を中退した天才たち
07. マッコリは韓国のものではない？
08. 無料で世界一周する旅行かばん
09. 無限動力
10. アメリカ弁護士の身元照会
11. 弁理士はヒヨコ鑑別師？
12. ワンボックスカーに乗ってきたサンタ

13. 靴紐締めのために遅刻した兵士
14. 事業家としては失敗したエジソン
15. 産業スパイ
16. 商標の選定
17. 同じ建物のフロア違いで待ちぼうけ
18. ソニーの失敗(特許と標準)
19. 時差を忘れた電話
20. サンバンブル商標
21. アジア弁理士協会(APAA)
22. ワイシャツの袖に付いた口紅
23. 印鑑証明を証明せよ?
24. イスラエルの英才教育
25. 日本語ワープロ
26. 紙幣に隠れた特許技術
27. 最先端技術トイレでの災難
28. 総理夫人が好きなヨン様
29. 宅配便配達員がスチュワーデス?
30. テトラポッドの自滅発明
31. 漢字は文字でない?
32. 不思議なホテルの請求書
33. CIP
34. Golf DigestとLincoln Continental Limousine
35. MP3プレイヤー
36. 一つの中国政策(One China Policy)
37. 安全金庫(Safety Deposit Box)
38. 製造業者連合会(Union des Fabricants)

Part 3 知的財産紛争

01. GucciとPaolo Gucciのお家騒動
02. おむつ訴訟
03. タヌキキャラクター事件
04. 2つの下着会社の「脱がせ争い」
05. 三星とアップルの携帯電話の特許戦争
06. 商標、サービス標、商号及びドメイン名の相互関係

07. セウカン事件
08. 仁丹事件
09. 電気保温炊飯器事件
10. 正露丸事件
11. James Dean事件
12. 特許戦争における韓国の反撃
13. プレンダン(Prendang)事件
14. 韓国に「カルデム」という姓がありますか？
15. CLOVER商標事件
16. HANAサービス標事件
17. Tresor(トレゾア)商標事件
18. WALMART(ウォルマート)事件

Part 4 知的財産に関する制度

01. 鑑定書
02. 公開入札と随意契約
03. 権利侵害の警告
04. 貿易委員会
05. 税関の知的財産保護
06. 植物新品種の保護(種子産業保護法と特許法)
07. 消滅特許権の回復
08. 実用新案の無審査制度
09. アイデアでも融資ができるか？
10. 遺伝子組み換え植物
11. 利害関係の衝突(Business Conflict)
12. 著名商標と周知商標
13. ジェネリック(Generic)医薬品
14. 知的財産の専用使用権と通常使用権
15. 知的財産権の正当な権利行使
16. 従業員の発明は全部会社の所有？
17. 真正商品の並行輸入
18. 特許とノウハウ
19. 特許権と公衆保健の衝突、ドーハ宣言文
20. 特許裁判所

21. 特許相互使用契約(Cross Licence)
22. 特許と特許料
23. 下請取引の公正化
24. 韓国著作権委員会
25. 韓・米自由貿易協定と知的財産
26. 韓・EU自由貿易協定と知的財産
27. 禁反言(Estoppel)の原則
28. NotarizationとLegalization

Part 5 知的財産政策

01. アメリカ知的財産政策の変化
02. アメリカ通商関税法第337条
03. アメリカのディスカバリー(Discovery)制度
04. 弁理士と民事訴訟法
05. 社会葛藤の解消
06. 知識財産基本法
07. 知的財産の保険
08. コンテンツビジネス
09. パテント・トロールとパテント・エンゼル
10. 特許訴訟の管轄集中
11. 特許訴訟の専門家

Part 1 知的財産とは何か！

01. 書体(Typeface)は著作権に該当するか？

書体の保護について、韓国の著作権法には明文の規定がない。また韓国のコンピュータプログラム保護法にも、書体が保護の対象という文句はない。それで特に書体の無断複製の事例が多くあった。では、書体のデザインは全く保護を受けられないのだろうか？

ところが、これに関する判例があるため、ある程度の守りは備えていると見ることができる。1995年ソウルシステムなど、コンピュータの書体業者6社が団体で訴訟を提起した。N会社が電子出版ソフトウェアを製作・販売しつつ、その6社の書体100種余りを無断で複製・改作したというのがその内容であった。この訴訟で6社は一審で勝訴し、N社は罰金刑に処せられた。これは、韓国では初めて書体がコンピュータプログラム保護法の保護対象になると下した判決であった。この判例により、書体は知的財産権として保護を受けることができる法的根拠が成立した。

書道家の余泰明教授がT映画社と出版社を相手取り、書体に関する著作権訴訟を提起したこともあった。T映画社と出版社は、余教授の事前同意なく、映画＜축제＞(注：祝祭の意)のポスターと図書の表紙に彼の書体と類似する書体を使用したというのが要旨であった。裁判所はT映画社に、一つの文字当たり約76万円ずつ、計約150万円を余教授に賠償せよとの判決を下した。また、本の表紙の題号として書いた書体もやはり著作権侵害であるため、この小説を出版した出版社も約38万円を賠償せよとの判決を下した。



余泰明教授の「축제」(祝祭)の書体

結局、法律には明文の規定がなかったが、このような判例があることから、書体も著作権の保護の対象となり得る。また、デザイン保護法に基づいて保護を受けることもできるので、書体を無断で盗用してはならない。



IBMのマークも書体である。

02. ノウハウ (Know-How)

ノウハウ (Know-How) は、大きく営業秘密 (Business Know-How) と技術秘密 (Technical Know-How) に区別される。営業秘密とは、ある会社が持つ固有の営業方法である。「秘密」という言葉が示すように、個人もしくは企業の独特の方法と戦略である。法律的に説明すると、営業秘密とは、一般的に公然と知られておらず(秘密性)、独立した経済的価値を有するものであり(独立的経済性)、その企業が長期間相当な努力を注いで秘密として維持した(秘密管理性)生産方法、販売方法、その他営業に有用な技術上または経営上の情報をいう。

つまり、お客様を接待する方法、材料を仕入れ納品する方法、社員を採用する方法などである。ある食堂では、お客様から小切手を受け取っても、裏書を求めない。うちの店を訪ねてくださったお客様は信ずるという意味である。このような小さな真心がその店を覚え、また訪ねてくれるようになる戦略なの

である。これは営業秘密に該当する。

技術秘密は、ある会社が有している技術として公衆に公開されないものである。コカコーラの配合方法などがその例である。企業内的一部の人々のみが知っているとしても、秘密を守る義務がある人々に制限されていれば、秘密性が認められる。ある情報がすぐに営業に用いられるレベルに至っていないとしても、それにより試行錯誤を減らし、時間と費用が節約できれば、独立的経済性があると判断し、営業秘密であると認める。また試作品だけがあれば、誰もが実験を通じて見出すことができる場合にも同様である。最近は、営業秘密と技術秘密が一層重要になっている。

このようなノウハウは、韓国の「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」により保護される。それ自体が財産であって、盗めば窃盗となり、民・刑事上の訴訟の対象となる。ノウハウは、対外的に第三者に公開されなかつたときに財産価値がある。したがって、これを秘密に保存することにも特別な対策が必要である。

秘密保有者が秘密管理の意思を持って相当な努力を注いだと評価されるだけの適切な措置を取らなかつたとすれば、秘密管理性の要件を欠いたものとみなされて営業秘密は保護されない。つまり、企業が営業秘密を管理し、保安性を維持するために相当な努力をしなければ、その秘密は法的に保護を受けることができない。

「相当な努力」の例としては、保安責任者の指定、保安責任者以外の接近の統制、対外秘の表示、保安システムの構築、警報装置の設置など媒体に対する物理的接近の統制と秘密維持誓約書の作成、保安教育などの努力と取引相手方に対する秘密維持の努力などを挙げることができる。そのような情報の例としては、製品の設計図、マニュアル、操作方法、医薬品または化粧品の配合要領および比率など技術上の情報があり、原資材の仕入先、注文書、製品見積に対するノウハウ、顧客リスト、新製品の生産・販売計画など経営上の情報も含まれる。

それでは、営業秘密や技術秘密などのノウハウは、どのように保持すればいいのだろうか？　このようなノウハウの保管をやってくれる機関がある。まず、中小企業の技術秘密と営業秘密が大企業に奪われる慣行を防ぐために設けた制度がある。それが2009年1月から業務を開始した韓国の中小企業庁の技術資料任置センターである。中小企業は技術内容を任置（注：一方が技術内容を預け、預かった方はそれを保管するが、返還が求められた場合には返還されることもあり得る）しておき、その後、大企業に納品して、もしその大企業に技術を奪われる場合が生ずれば、任置した内容によりその事実を証明することができる。これは後日、裁判に備える場合と、受注企業の技術内容を任置させてもし受注企業が破産したときに、発注企業が任置物の交付を受けて安定的な事業を継続することができる場合とに分けて見ることができる。

韓国特許庁傘下の韓国特許情報院を用いてもよい。韓国特許情報院も、契約によるものであれ、中小企業の秘密を保全するためのものであれ、ノウハウを保全してくれることによって後日の裁判に備えられるようにしてくれる。ここで裁判に備えるとは、ノウハウを任置された機関が、いつ、どの会社がどんなノ

ウハウを任置したのかを立証するということである。

ノウハウの流出に関する訴訟は、常に意見がまちまちである。このようなことを軽く考えて会社のノウハウを盗んだ人は、訴訟に巻き込まれた場合、大変な目に遭うしかない。

1996年、アメリカのスミス(Smyth)事件の判決を見ると、一人の社員が会社の取締役会に対する批判の内容を会社の電子メールを通じて外部に送信しようとしたが、それが発覚して解雇されたことがあった。社員は自分の電子メールをのぞき見た会社を相手取ってプライバシー侵害で提訴した。しかし、会社側が勝訴した。理由は、会社の電子メールシステムを用いて外部に文書を発送する以上、社員は既にプライバシーを放棄したものとみなされたからである。

2009年12月、コンピュータ関連の開発会社の社長が、営業次長が席を外す間に、社員に指示して彼のコンピュータを調査させた事件があった。営業次長が競合会社に情報をこっそり送っているという噂を確認しようとしたものであったが、最高裁判所は犯罪の構成要件には該当するものの、正当行為に該当し、違法性がないため、無罪であると判決した。

2008年の韓国の斗山重工業事件は、淡水・発電事業部門の核心技術者13名が競合会社の役員として転職した大事件であった。900件の資料ファイルが流出し、被害額が約1,300億円であったが、大部分が懲役刑に処された。裁判所は、高位の役員は3年間、課長級は2年間、その他の社員は1年間、それぞれ競合会社に就業を禁ずる決定を下した。この就業禁止決定を違反したときには、一日に

つき約7万6千円ずつ支払うようにと判決を下した。

学習塾講師の離職と同業種の創業に関する判例もある。ソウル市江南区大峙洞で学習塾講師として働いていたP氏はS学習塾に勤務したときに次のような誓約書を提出した。つまり、「退職以降、1年内に半径5km以内にある学習塾には就業をしない、または創業をしない。これに違反した場合には約380万円を賠償する」という内容であった。しかし、P氏はS学習塾を退職した後、100mほど離れた競合学習塾のT学習塾に就業し、S学習塾長は違約金として約380万円を請求する訴訟を提起した。これに対して裁判所は、学習塾講師P氏側の主張を受け入れた。裁判所は、競業禁止は経済的弱者である勤労者の生存を脅かし、職業選択の自由および競争を制限するおそれがあつて特別な根拠がない限り無効であり、学習塾講師P氏はS学習塾から特別な知識を習得したところがなく、S学習塾が競業禁止のための対価を支払った事実もないことから、誓約書の内容は無効であると判決した。

それでは、営業秘密を持つ者が随意に高額のスカウトの提案を受けて離職をしてもよいのだろうか？ もしそうなると、被害はそっくりそのまま企業側が負うようになる。

株式会社モナミの技術情報を持つ研究室長が、競合会社より高額の給料と高い地位を約束されて競合会社に移ったことがあった。裁判所は、これを営業秘密の不正取得に該当するとした。社員の営業秘密維持の義務は、契約によってのみ生ずるのではなく、契約をしなくても信義則上、默示的に秘密維持義務を負わなければならないということである。

営業秘密を持つ社員の転職または競業禁止の義務期間を3年間と見るのが正当であるという最高裁判所の判例がある(1996年12月)。これとは別に具体的な転職禁止約定がないとしても、他社で営業秘密に関連した業務に従事することを禁止する措置を取ることができるが、営業秘密の侵害禁止期間は、少なくとも1年が必要であるという最高裁判所の判例(2003年7月)もある。したがって、重要な営業秘密を知る立場にある者が会社を辞めるときには最低3年間、そうでない社員は1年間、競合会社に就業したり、同業種の創業をすることができない。これは個人の生存権を制限するものであると見てはならない。

企業は、よりたくさんの個人が集まっているところである。したがって、企業が持っているノウハウは、必ず保護されるべきである。日本では営業秘密を持つ社員の転職や競業禁止の期間を平均2年間としている。

03. のれん代

「権利金」という用語は、法律的には存在しない。これは韓国の取引者間の必要から自然に生まれた言葉である。一般に「権利金」とは、のれん代と営業秘密の対価を合わせたものであると見ればよい。

平壌(ピョンヤン)冷麺の専門飲食店を運営していたK氏が、アメリカへ移民することになった。彼は自分名義でない賃貸建物で冷麺店を運営してきた。しかし、30年間余り変わらぬ味で、かつ誠実に働いたことから、周辺では有名であった。ついに冷麺店の買収者が登場した。釜山(プサン)で海運業の幹部を歴任し引退したP氏であった。P氏とK氏は、冷麺店の買収価額に対して協議に取り掛かった。

P氏が計算してみると、調理器具、テーブル、いす、電話番号、店舗名、板前、従業員などが価額として換算しなければならない対象であった。機器は大体価額を決めればいいが、本当に重要なものは、長い間使用してきた冷麺店の店舗名および電話番号、材料の仕入先、調理法などの営業秘密と板前であった。

冷麺店の賃貸主は別にいたことから、P氏は賃貸主から継続して冷麺店を運営してもよいという約束を受けておいた。そして、ついにK氏と契約するに至った。この際にK氏が主張した、いわゆる「権利金」は30年余り築いてきた平壌(ピョンヤン)冷麺店の名声と電話番号および店の位置などに対する評価金額である。これをのれん代といい、のれん代に対する評価金額を「権利金」と称するのである。K氏は「権利金」とは別に、蕎麦などの食材料の仕入先、スープを作る秘訣、料理法、熟練された板前の推薦などに対する対価を要求した。営業秘密の対価である。

これを知的財産という側面からみると、韓国では、のれん代とノウハウの対価は別個であるにもかかわらず、これを全く区別せずに「権利金」であるとのみ理解している場合が一般的であるといえる。

04. 物質特許

化学物質や医薬品の特許には、二つの種類がある。化学物質や医薬品それ自体の特許(物質特許)と化学物質や医薬品の製造方法に関する特許がそれである。韓国は、アメリカの通商圧力のため、特許法を改正して1987年7月から物質特許を認めるようになった。それ以前は化学物質や医薬品の製造方法に関する特許のみを認めてきた。

その違いは次の通りである。例えば、甲会社がA消化剤の製造方法に関する特許を取得した後、乙会社がA消化剤と同一のB消化剤を発売した場合、乙会社が甲会社のA消化剤の製造法と異なる方法でB消化剤を製造した事実を立証できない限り、乙会社のB消化剤は甲会社のA消化剤の製造方法により製造されたものと推定する。しかし、甲会社がA消化剤に関する物質特許を取得した場合には、そのいかなる製造法によるものかに関する立証の有無にかかわらず、乙会社のB消化剤がA消化剤と同一であれば、直ちに特許権の侵害となる。

したがって、特に医薬品の場合、研究開発費と安全性または毒性試験に莫大な費用がかかるようになるため、製造方法の特許と共に物質特許をも取得するようになると、さらに強力な権利行使することができる。特許権者としては非常に有利な立場となるのである。すなわち、製造方法特許よりは、物質特許を取得するのが権利保護の範囲が広くなる。特に、医薬品はたくさんの研究開発費がかかるようになるため、より強力な特許を確保し保護しようとする意図が強い分野である。

05. 微生物特許

ブダペスト条約(Budapest Treaty)は、微生物を用いた特許を認める国際条約である。主に化粧品、医薬品または食品などに用いられる微生物に関する特許は、将来もたくさん出てくることが予想される。韓国は1987年にこの条約に加入し、1988年3月28日からその効力が発効された。

微生物に関する特許は、出願時に必ず微生物を寄託しなければならない。微生物寄託機関は、条約で認めた条約締結国の寄託機関に寄託すれば、それを有効

なものと取り扱う。例えば、微生物を用いた食品や医薬品に関する特許を出願する場合、必ずこの条約と韓国政府が公認する機関にその対象微生物を寄託しなければ、発明が完成したものとみなさない。この点に対する格別な注意が必要である。

韓国でのみ特許出願をしようとするのであれば、韓国内の寄託機関にのみ寄託してもよい。しかし、特許協力条約(PCT)に基づいた特許出願や外国への特許出願をするときには、必ず国際寄託機関に寄託しなければならない。

微生物寄託機関	韓国内/国際
韓国生命工学研究院・生物資源センター	韓国内・国際寄託機関
韓国微生物保存センター	韓国内・国際寄託機関
韓国細胞研究財団	国際寄託機関
国立農業科学院・農業遺伝子資源センター	韓国内寄託機関

06. ソフトウェア特許

ニュートンの万有引力の法則を発見したときに即座に特許出願をしたり、アイントラウトが $E=mc^2$ というエネルギー法則を発見したときに特許出願をしたとすれば、これらは果たして特許登録を受けることができただろうか？ 答えは共に「NO」である。なぜなら、これらの発見は、既に宇宙に存在していた原理を発見したことであり、このような原理は、今後人間が発明する部分において基本ツールとならなければならないからである。このようなツールに対して、誰かが独占権を占有するようになると、今後の発明に障害が生ずる。

ソフトウェアも特許となり得るのだろうか？ ソフトウェアを開発した者はどのような知的財産を持つようになるのだろうか？ ソフトウェアの開発を完了すれば、その開発者は直ちに著作権と営業秘密についての知的財産を持つようになる。ソフトウェアは、命令語を用いたプログラマーの「表現」の結果である。したがって、他人の無断複製に対して著作権法の保護を受けるようになる。また、ソフトウェアはソースコードで作成された上に再び機械語で翻訳された状態で配布され、機械語はほとんど読み取りが不可能であるため、ソフトウェアのソースコードは自然に営業秘密として保護される。

1980年代に入ってソフトウェアが巨大産業化の道を歩むようになると、企業はソフトウェアに対して特許権を取得して強力な保護を受けようとした。ソフトウェアは数多くのアルゴリズムの組合せからなっているが、そのようなアルゴリズムに対する技術的創作に対して知的財産として保護を受けようとしたのである。なぜならソフトウェア産業の勝負所の一つは、独創的かつ優秀な性能を発揮するアルゴリズムの使用にかかっているからである。

アルゴリズムとは、数学や電算学で用いられる用語である。ある問題の解決のためにデータを変換するときに用いる方法である。特に電算学では、問題解決のために実行される命令語の集合がアルゴリズムであり、このようなアルゴリズムの集合体がプログラムである。多くの国はソフトウェアに用いられたアルゴリズムに対して、これを万有引力の法則やエネルギー法則のように既に宇宙に存在する、よって人類の共同の資産になるべき対象と見ている。

したがって、ソフトウェアは特許の対象となり得ないという認識を持っていた。現在もこの原則に変わりはない。その代わり、このようなアルゴリズムそのものでないアルゴリズムというツールを用いて、ハードウェアの応用を独創的に表したものに対しては特許を与えていた。例えば、「ファイルの圧縮に用いられる特定のA計算のためのアルゴリズム」そのものは特許の対象ではないが、「A計算アルゴリズムを用いたファイル圧縮装置を用いて該当ファイルを圧縮し、圧縮されたファイルを保存装置に保存する方法」は特許を受けることができる。

ソフトウェアに関する特許は、アメリカで1981年に初めて認められた。韓国は1998年、コンピュータ関連発明の審査基準を設けることにより認めるようになった。その後、インターネット通信技術が発展するにつれ、インターネットソフトウェアを用いてお金を儲ける方法、いわゆるBM発明(Business Method)という形態に発展するに至った。

07. 残念な「サイワード」

営業方法も特許となり得るのだろうか？ BMは「Business Method」の略語で、営業方法と呼ぶ。これは、「Business Model」の略語としても用いられている。1998年、アメリカの連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)は、「ステート・ストリート・バンク(State Street Bank)事件」で営業方法も特許となると判決した。BM特許が最初に認められたのである。同年、アメリカの最高裁判所は、特許を受けることができる対象に営業方法も含まれると判決した。韓国では2000年8月、電子商取引の基準を設け、BM特許を認めた。

特許法によると、技術的要素がない営業方法そのものは特許を受けることができない。必ず革新的な技術方法などが含まれなければならない。ビジネスモデルに関連した発明が特許を受けるためには、その明細書に単純にプログラムによって遂行される手続きや過程のみを明示してはならない。その手続きを遂行するのに必要となるハードウェア資源を適切に限定したり、関連付けて記載しなければならない。

この頃、BMが注目を浴びているのはSNSと呼ばれるソーシャル・ネットワーキング・サービス産業のためである。代表的なものがマーク・ザッカーバーグが創立した「フェイスブック」である。創立して5年余りの企業が、全世界で7億人を超える会員を確保した。この会社の価値は、およそ1,000億ドルを超えた。実は、韓国が「フェイスブック」にまさるネットワーク・コンテンツを持っていた。それがまさに「サイワールド」である。

「サイワールド」は1999年、ミニホームページに関連して人脈情報管理に関する特許を韓国特許庁に出願した。フェイスブックと同一のシステムであった。しかし、この出願は1998年、あるベンチャー企業が「サイバー・クラブ・システム」という発明を先に出願したという理由により登録拒絶された。問題は、「サイバー・クラブ・システム」を出願したベンチャー企業が、特許は受けたが、登録料を納付しなかったことにより権利が消滅してしまったのである。このような韓国のベンチャー企業の発明がきちんと管理されていれば、フェイスブックが出現することもなかつたのであり、韓国のベンチャー企業が全世界を掌握することができたかもしれない。

BM特許のうちには、「検索広告方法」というものがある。検索広告とは、ポータルサイトが提供する検索窓に検索しようとする単語を入力すると、その単語に関連した商品を販売する関連業者のリンクが現れるようにする広告技法である。検索者がそのリンクをクリックするたびに、広告主は広告代行社と検索サイトに費用を支払うようになる。

1990年代後半、ほとんどの人がバナー広告に集中しているとき、「オーバーチュア」という小企業が出現し、このような検索広告に対して特許出願をして事業化しようとした。1クリック当たり1~2セントを受け取るこのビジネスモデルは、初めはみんなから嘲笑された。ところが、ドットコムバブルが崩壊した後、最も強力なビジネスモデルとして巨大な市場を形成するようになった。

オーバーチュアは、インターネット広告市場において消費者の検索形態と時流を正確に予測した。また、これを実現する優秀なビジネスモデルを発掘して技術的具現化に成功した。その後、検索広告技術を徹底して特許として管理し、独占的位置を確保した。現在、全世界インターネット広告市場の90%以上の売上が、オーバーチュアの検索広告方式から生じている。

08. 北朝鮮へ渡った作家の著作権

小説家の朴泰遠氏は、丘甫という筆名でも有名である。彼は1910年ソウルの壽松洞で生まれ、日本の法政大学を中退し、1926年<朝鮮文壇>に詩の「姉さん」で登壇した。中編<小説家仇甫氏の一日(1934年)>、<路地裏(1939年)>、<川辺の風景>、<女人盛装(1934年)>などを発表して文壇の注目を受けた。特に当時のソウルの世態を細密に描写した長編<川辺の風景>は彼のリアリズム

文学を代表する小説として有名である。

彼は朝鮮戦争当時に、友達であった尙虚李泰俊(1904年～?)に会いに行くといったまま、妻と5人の子供を残して北朝鮮へ渡ったが、その後、消息が途絶えた。若い頃、詩人の李箱と共にモダニズム小説に心酔していた彼が北朝鮮では＜甲午農民戦争＞などの歴史小説を執筆したことに驚く人も少なくなかった。彼は北朝鮮で30年にわたり白内障や脳出血などの病に悩まされ、1986年7月に死亡した。

朴泰遠氏が死亡してまもなく、韓国内の出版社が彼の小説を任意で出版した。それで、遺族が著作権法違反を理由に出版社を提訴した。出版業者は、彼が北朝鮮へ渡った後に北朝鮮で死亡したのだから、彼の著作物に関するすべての著作権の相続は北朝鮮の法律に従うべきであり、韓国に残った家族には何の権利もないと主張した。

しかし、裁判所は、遺族側の主張を受け入れた。韓国の憲法第3条には「大韓民国の領土は、朝鮮半島とその付属島嶼とする」と明示されている。したがって、韓国の憲法の効力は北朝鮮にも及ぶ。たとえ、韓国政府の統治権が北朝鮮に及ばないとしても、北朝鮮へ渡った作家の著作権に対しては、韓国の著作権法の適用を受けるということを知らなければならない。

09. なぜ、この時代には知的財産が重要なのか？

経済と歴史の流れを見ると、農耕社会から商業社会へ、産業革命以後は商業社会から産業社会へ、その後、情報化社会を経て知識産業社会へ移行されていることが分かる。農耕社会や商業社会において発明に対する価値は高く認識されなかつたが、産業革命以後は雰囲気が変わった。産業社会になると発明が資本と結合して大量生産の時代が到来し、資本家は莫大な富を蓄積した。

ヨーロッパ諸国は、発明を特許制度として保護していたが、各国は独立して特許制度を施行していた。したがって、発明家が他の国で自己の発明を特許にして同時に保護を受けるためには、時間と距離の制約が大きかった。その後、印刷技術と通信運送技術が発達しつつ、技術の流出速度も速まるようになった。これに対する技術保護の声が大きくなるにつれて、先進国の中では知的財産の重要性が広がり、国際条約が締結された。その代表的なものが特許・デザインおよび商標に関する1883年のパリ条約(Paris Convention)と著作権に関する1886年のベルヌ条約(Bern Convention)である。

パリ条約は、一つの加盟国の特許を含む知的財産は、他の加盟国でも保護され得るという内容を規定しており、著作権を除いた特許、実用新案、デザイン、商標、サービスマーク、商号、原産地表示、不正競争防止、発明者などを対象にして取り扱った。ベルヌ条約は文学・芸術的著作物の権利保護を取り扱うものであるが、内国人待遇の原則、最小限の保護、無方式主義、遡及効などを基本原則とし、書籍・小冊子・講義・演劇・舞踊・映画など文学および芸術的著作物を取り扱っている。

知識産業社会では、ブランド価値、顧客管理、商品流通サービス、代理店、ライセンス契約などの市場資産と、企業文化、財務構造、販売能力管理などのインフラ資産と、人間中心資産、そして知的財産などが主な資産として登場する。

2005年、アメリカのニューヨーク証券取引所に上場されたアメリカ企業上位500社の資産構造を分析してみると、この企業の資産のうち、平均79.3%が知的財産であるのに対して、動産・不動産などの有体財産は20.7%にとどまった。特にアップルの資産約16兆円のうち、90%が知的財産である。この指標は、企業の財産価値が社屋や土地または製造品から、技術、人材、特許などの無形資産に比重が移行していることを意味する。この統計が示唆するところは、非常に衝撃的である。なぜなら、韓国は企業が銀行から融資を受けるためには、不動産を担保として提供しなければならないため、会社の財務構造のうち、動産・不動産の比率が21%程度であれば、そんな融資も難しいことになる。

1990年代、ウルグアイ・ラウンドが終結した後に登場したのが世界貿易機関(WTO)である。世界貿易機関で最も重要な協定が、まさに知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs : Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights)である。過去は商品を販売する時代であったが、今や技術も販売しつつ商品を抱き合させて販売する時代に変わった。

19世紀中頃以降、植民地を失った強大国は、富を生産してくれる労働力も共に失った。どのようにすれば、国力を維持しながら経済ヘゲモニーを握ることができるかが重要な問題になった。そこで、登場したのが、知的財産である。彼らが持つ高級技術と知識を、他の国の支配手段として使用しようというのであ

る。知的財産で武装した強大国が、第2の植民地を広げる時期が、まさに21世紀であることは誰にも否定できない。

アメリカは、1999年に国務省、商務省、特許庁など13の機関から構成された国家知的財産権法執行調整委員会を設けた後、2008年にPRO-IP法を制定し、ホワイトハウスに知的財産執行調整官を任命した。ヨーロッパ連合は、EU理事会内の競争力委員会を中心として知識基盤社会への移行を加速化するために、EU共同体の知的財産システム整備のためのモデル制定を推進した。

日本は2002年、知的財産基本法を制定し、総理大臣を首班とする知的財産戦略本部を設け、その傘下に知的財産戦略推進事務局を置いた。イギリスは、特許庁で著作権業務まで統合して知的財産庁に拡大・改編した。中国は、2008年に国家知的財産権戦略委員会を設立し、国务院所属の23の部署が国を挙げた知的財産戦略を樹立している。特に、国家知的財産庁(SIPO)は国务院の直属機関であって、行政各部の傘下機関ではないのが特徴である。

国際連合の専門機関として世界知的所有権機関(WIPO)が1974年に誕生し、現在、184ヶ国が加盟国である。WIPOは2003年4月、世界主要国の首脳が参加する世界知的財産首脳会議を中国北京で開催することにして準備していたが、当時、中国をはじめアジア各国で流行したサーズ(SARS)ウィルスのため、この会議は取消された。

貿易依存度が71%にも至る韓国は、2009年だけで海外にロイヤルティとして約6,100億円を支払った。6,100億円とは、どれくらいのものかその程度が分かる

だろうか？ 世界の携帯電話市場の20%を握る三星電子が、2009年に携帯電話を販売して上げた営業利益は約2兆1,000億円で、純利益は約2,100億円であった。一年のロイヤルティ支払額が約6,100億円というのは、三星電子が一年に上げた純利益の3倍近い金額に当たる。つまり、20%の世界市場を握る三星電子が、世界市場の80%を掌握して6億6,000万台の携帯電話を販売してこそ儲けられる金額を、我々は毎年知識を借りるという名目で外国に支払っているのである。

携帯電話に対して1,700件余りの特許を持っているクアルコムは、10年間に、韓国の携帯電話の会社から約3,800億円のロイヤルティを受け取った。1987年、韓国の半導体会社は、アメリカのテキサス・インスツルメンツに著作権の侵害でおおよそ1億9,000万ドルを賠償した。IBMの年間の特許技術使用料の収入は、約2,300億円に達する。2008年の年間のアメリカの知的財産に関するロイヤルティ収入は、おおよそ916億ドルであった。

一方、2007年6月に締結した韓・米自由貿易協定と、2010年10月に締結して2011年7月から施行された韓・EU自由貿易協定の内容のうちの相当部分が知的財産に関する内容を含んでいる。

世界各国は技術貿易収支に大きな関心を寄せている。産業スパイ事件に対してもアンテナを立てて、自国の先端技術が流出しないように苦心している。多くの外国企業が韓国をポケットマネー(Pocket Money)と呼ぶ。ポケットマネーとは、特許訴訟でお手上げの韓国の企業を称する非常に悲惨な言葉である。我々はこれまで見えない資産をあまりに疎かにしてきた。

商標価値評価専門会社であるアメリカのインターブランドが、2010年の1位と評価した商標はコカコーラで、その価値はおよそ704億ドルに達した。2位はIBMで647億ドル、3位は609億ドルのマイクロソフトが占めた。韓国の三星電子は195億ドルで19位、現代自動車は50億ドルで65位であった。

2001年、発明家と弁理士が組織したアメリカの特許管理会社NTPが、電子メールやホームページで閲覧できる無線通信端末機「ブラックベリー」を製造するリサーチ・イン・モーション(RIM)に、製品販売差止の損害賠償を請求した。自社の無線電子メールに関する特許を侵害したというのが理由であった。

2003年、連邦地方裁判所はRIMの特許侵害を認め、5,370万ドルの賠償金の支払いを命令しつつ、製造・販売差止の判決を下した。これを不服として、RIMは連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)に控訴した。2005年、CAFCは連邦地方裁判所の判決の一部を破棄し、連邦地方裁判所に差し戻す判決を下した。その後2006年、RIMがNTPに6億1,250万ドルの賠償金を支払うことによってついに和解が成立した。これは5年にわたる訴訟の末に天文学的な賠償金を支払った事件となった。

ウォルト・ディズニーが1978年の1年間、映画のキャラクターの販売額として儲けた額はおよそ210億ドルであったが、1979年には310億ドルに跳ね上がった。ウォルト・ディズニーは、ミッキー・マウス一つで1996年の1年間に儲けたロイヤルティがおよそ187億ドルに達した。

スティーヴン・スピルバーグ監督は、映画<ジュラシック・パーク>を製作する際に、6,500万ドルの製作費をかけてコンピュータグラフィック技術を本格

的に使用した。<ジュラシック・パーク>は、封切り初年度に8億5,000万ドルの収益を上げたが、これは韓国の中型自動車150万台の輸出に匹敵する効果である。

2010年世界経済フォーラム(WEF)で発表した主要国の国家競争力のランキングを見ると、スイス1位、シンガポール3位、アメリカ4位、日本6位、香港11位、韓国は22位であった。

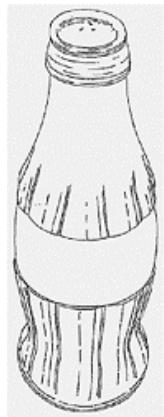
アメリカハーバード大学のマイケル・ポーター(Michael Eugene Porter)教授は、労働力の増加速度が次第に鈍っている時代において、持続可能な経済成長を実現しようとすれば、経済のあらゆる分野で持続的革新が行わなければならないと主張した。

結論として、知的財産は企業の最も重要な資産であり、かつ国際競争力の源泉である。これを安易に対処するのであれば、企業の存亡が危うくなるのは言うまでもなく、国家も競争力のない斜陽国家に成り下がってしまうであろう。

10. 立体商標・動きの商標・音の商標

韓国は、1997年に立体商標制度を、2007年に色彩商標、ホログラム商標および動作商標制度を導入した。音の商標と匂い商標は、韓・米自由貿易協定で保護する。そのため、2008年に商標法改正案を国会に提出し、2011年10月22日に批准案が国会を通過することによって2011年12月2日に改正されたが、未だ施行されてはいない。

色彩商標の例としては、シェル(Shell)石油会社の図形商標、コカコーラの商標およびアップル(Apple)の商標を挙げることができる。ホログラムは見る角度によって見える画像が異なる。よって、商品の偽造防止の手段として用いられる場合が多い。また消費者がホログラムを出所として認識するという点が立証できないと商標として保護されない。



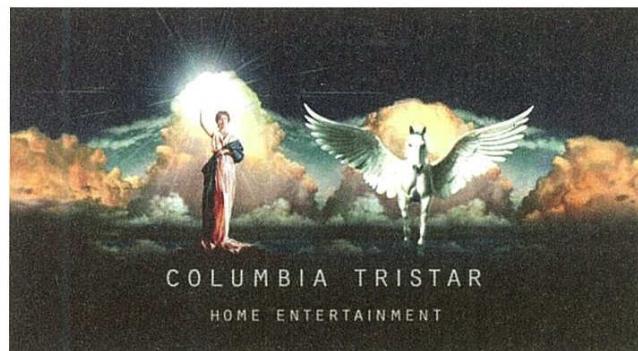
コカコーラの立体商標



商標はどのように変更されたのか？

アメリカのコロンビア・トライスターのホログラム商標は動くロゴである。空と雲を背景に一筋の光が出て、その光がトーチレディーに向かって行く様子で

ある。この動くロゴ商標は1996年5月、米国特許庁に商標として登録された。



コロンビア・トライスター映画社のホログラム商標

動きの商標の代表的な例としては、アメリカのMGM(Metro Goldwyn Mayer's Inc)社を挙げることができる。ライオンがほえながら動くこの商標は、動きの商標であり、かつ音の商標として1986年7月、アメリカ特許庁に登録された。



MGM (Metro Goldwyn Mayer's Inc) のロゴ

動きの商標で最も重要なのは、動きの商標の特定問題である。動きの特定は、「動くもの」と「動く方法」に分けることができるが、「動くもの」は前述したアメリカのMGM社のライオンの動きが代表的である。また、アメリカではランボルギーニ(Lamborghini)自動車のドアが垂直に跳ね開く「動く方法」が商標として登録されたところがある。

音の商標としては、アメリカのNBCの3和音チャイムベルがサービス標として登録され、またMGM社のライオンのほえる声が、商標およびサービス標として登録された。アメリカでは音の商標を電子出願する場合、mpg, aviフォーマットを含め、wav, wmv, wmaのように音が保存されるファイルを添付して提出する。

2003年度に、ヨーロッパ司法裁判所(ECJ)では、音の商標を次のように判示した。「音の商標は、視覚的に表現される場合に限って商標として認め、その視覚的表現方法は図形や線などの手段によって明確かつ正確に、さらに完全に表現されなければならない。また、アプローチが容易であり、かつ簡単に理解することができるものでなければならず、さらに客観的かつ持続的でなければならぬ」

韓国で音の商標を出願するときには、視覚的な方法だけで説明しても登録されるか、またはヨーロッパ共同体商標意匠庁(OHIM)と同様にソノグラムを電子ファイルで提出しなければならないのかは未だ未定である。匂い商標としては、アメリカで刺しゅう用糸の香りとレーザープリンター用トナーを指定商品とするレモンの香りと車両用潤滑油に対するアーモンドの香りが、商標として登録されたところがある。

11. 知的財産と智慧財産

あなたはどれくらいの財産を持っているだろうか？ 5年間積み立ててきた積立預金、住んでいる32坪のアパート、12ヶ月の月賦が残っている排気量2000ccの自動車、祖父から譲り受けた京畿道の800坪規模の松林などを思い浮かべることであろう。また、歌が上手なかわいい娘、健康に育っている息子、彼らを

真心を込めて育てている妻を財産であると考える人もいるであろう。資本主義社会に暮らす我々は、多かれ少なかれ財産を持って生活している。

世の中には財産であるといえるのは、それだけであろうか？ 人間の財産には動産、不動産のような形のある財産(有体財産)もある一方で、アイデア、特別な技術、感覚的芸術能力のように、目に見えない財産(無体財産)も存在する。このような無体財産にも明らかに権利があるはずであり、所有権者があるはずである。

済州道のトルハルバン(石の彫刻物であって済州道の伝承物)や自然法則を用いた塩の製造法、傷をミソで治療する伝承医学などにも主がいて価値を認められるべきである。これらはどのように権利化され、どのように規定されるべきであろうか？

知的財産とは、人間の頭の中にある無形の資産を現物価値として考えるものである。人間の精神的な創作活動を通して作られる創作財産を知的財産と理解すればよい。

知的財産に関する国際連合の専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)は、1974年に設立されて以来、韓国を始め184ヶ国のが加盟国がある。WIPOは知的財産権に対して「文学、芸術および科学作品、演出、芸術、公演、音盤、放送、発明、科学的発見、産業デザイン、商標、商号などに対する権利と産業、科学文学または芸術分野の創作活動から生ずるすべての権利をいう」と定義している。

2011年7月20日から施行された韓国の知識財産基本法第3条によると、「知識財産は人間の創作的活動や経験などによって作り出されたり、発見された知識、情報、技術、思想や感情の表現、営業や物件の表示、生物の品種や遺伝資源、その他の無形的なものであって財産的価値を実現することができるものをいう」と定義している。

知的財産という言葉は、元来フランス語の「Propriété Intellectuelle」に由来する。これを英語で表現すれば「Intellectual Property」になる。日本では最初、この用語を知的所有権と訳したが、その後、「知的財産」又は「知的財産権」という言葉に変えて使用している。

台湾では「智慧財産」と称する。なぜならば、人間の知識のなかには人類に役立つ知識もあれば、そうでない悪い知識もあるからである。人を拷問する知識は悪い知識である。台湾では知識の中で人類に役立つ知識だけを区分し、その権利を「智慧財産」と称している。

韓国では、最初、日本の訳に従って「知的財産」という言葉を使用した。ところが、この言葉における「知的」は、ハングルで「ジチョク」と呼称されることから、やはり同じハングル称呼を生ずる「地籍」と混同をもたらし、「知的財産」が「地籍財産」と誤解される場合がたびたびあった。それで、名称を変更するようにした。韓国特許庁や関連実務では既にずっと以前から「知的財産」という言葉と共に使用してきたため、「知識財産」と規定して使用している。

知的財産は、大きく産業財産権と著作権、植物品種保護権、その他新知的財産などに分けることができる。「産業財産権」の語源はフランス語の「Propriété Industrielle」であり、これを英語で表現すれば「Industrial Property」になる。これを日本では最初、「工業所有権」と訳して使用したが、韓国では「産業財産権」と呼んでいる。産業財産権には特許権、実用新案権、産業デザイン権および商標権がある。

ここで、知的財産の種類を挙げてみよう。発明、産業デザイン、商号(商人の名称)、ドメイン名、商標、サービス標(例：銀行の名称)、新たな発見(アメリカでは特許の対象)、伝統知識、伝承物(Folklore)、原産地に関する地理的表示(例：シャンパン、ボルドー、コニャック)、キャラクター、アイデア、パブリシティー権(肖像権の一種)、フランチャイズ(例：ケンタッキー・フライド・チキン)、技術秘訣、営業秘密、書体(Typeface)、のれん代、コンピュータプログラム、音楽、演劇、言語著作物(例：小説、論文、詩)、美術著作物(例：絵画、彫刻、アニメ、書道)、建築著作物、写真、映画、ドラマ、図形著作物(例：地図、図表、模型)、半導体チップ設計、データベース、コンテンツ、電子商取引方法、放送、マルチメディア、人工知能、生命工学技術、微生物利用に関する技術などが知的財産の対象である。知的財産の対象をより具体的に羅列するのは、夜空の星を数えるようなものである。

1996年12月、スイスのジュネーブの世界知的所有権機関(WIPO)でWIPO著作権条約とWIPO実演およびレコード条約が締結された。条約ではコンピュータプログラムを言語著作物と認め、データベースを著作物として保護し、著作権において頒布権と貸与権の範囲を拡大し、公衆への伝達権を新設し、著作権の管理情

報も保護するようにした。

人間の目には見えない精神的創作物が知的財産というのであれば、実際は存在するものの、まだ名づけられず、世の中に登場していない数多くの創作物も知的財産である。我々はこのような創作物が生ずる度に新たに名づけなければならず、これらを一つの権利として取り入れるべきである。このように知的財産の価値は無限である。

12. 出版物のタイトルはどのように保護されるか？

書籍の題目は、保護を受けることができるだろうか？ サンテグジュベリの遺族財団であるソジェクス(SOGEX)は、サンテグジュベリの挿画に対して商標権を所有している。ソジェクスは全世界に登録された星の王子さまの商標権の存続期間が満了すると、その期間を延長してきた。

韓国では、1996年「星の王子さま」のハングルに該当する「어린왕자」なるハングルの題目、筆記体のフランス語である「Le Petit Prince」、惑星から星を見ている挿画、星の王子さまがマントを着ている挿画の4種に対して商標登録を受けたが、10年余り他の出版社の無断使用に対して黙認してきた。

2007年、韓国内の文具・出版会社であるA社が、手帳、ダイアリ、書籍などの10個余りのアイテムに対して、ソジェクスと専用使用権に対する契約を結んだ。そして、無断で星の王子さまの題目と絵を使用した他の出版社とオン・オフライン書店に対して流通を中断することを求めた。しかし、特許審判院は「星の王子さま」の著作権は既に1974年に消滅したため、「星の王子さま」は誰もが自

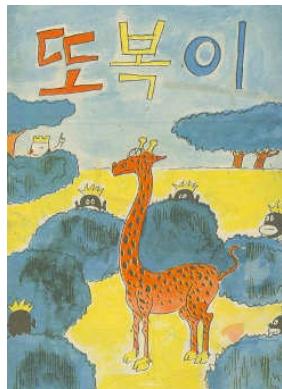
由に使用することができる普通名称または慣用標章の性格を持ち、よって商標権の登録対象でないという決定を下した。



サンテグジュベリの＜星の王子さま＞

著作権法では、書籍の題号は、ただ単に著作物の内容を示す表示に過ぎないと見ている。单なる著作物の内容が収録された題号のみで使用される標章は、特別の事情がない限り、誰もが自由に使用することができる。また表紙や題目は独創的な思想と感情の表現であると見難いため、著作物としての要件を満たさない。したがって、題号の著作者は自分の著作物の題号が変更されることを阻止できるだけであり、他者が自己の著作物に付けられた題号をそのまま使用することは阻止することができない。

このような事例はさらにある。漫画家J氏は自身の漫画＜トボギ＞(トボギ)を新聞に15年間連載した。ところが、S社が自社のパンに「トボギ」(トボギ)なる商標を付けたのである。J氏は即座に自分の漫画の題名に対する著作権を侵害したという理由で損害賠償を請求した。



漫画<또복이>(トボギ)>

しかし、J氏は敗訴した。裁判所は「漫画の題名は思想または感情の表現であると見難い。したがって著作物として保護を受けることができない」と敗訴の理由を説明した。

では、J氏がS社の「또복이」(トボギ)の使用が阻止できる方法はなかったのだろうか？もしJ氏が「또복이」(トボギ)なる題号を商標として登録しておいたならばどうであつただろうか？題名は商標登録が可能である。だから商標登録をしていればJ氏は商標権者として権利行使をすることができたものと思われる。

題号が単なる書籍内容の説明ではなく、書籍の出所を表示する出版社名を商標として登録した場合と、定期刊行物の題号を商標として登録した場合には商標権を主張することができる。『民音社 世界文学全集－高慢と偏見』や『月刊朝鮮』などが代表的な例である。

また、単行本の題号が本の内容を示す場合と書籍の品質を表示する場合でなければ、商標として登録を受けることができ、権利行使も可能である。ところが、定期刊行物の題号であるとしても、定期刊行物の内容と性質、用途などを示す場合(記述的標章、Descriptive Mark)には、商標法による保護を受けることができない。事案によっては韓国の「定期刊行物の登録などに関する法律」や「不正競争防止および営業秘密に関する法律」を適用して題号の紛争を解決する道があるにはある。結論は、本のタイトルが流用されるのを阻止しようとすれば、とりあえず商標登録を受けるのが賢明といえる。商標として登録されれば、その商標は商標法によって保護されるからである。

日本語バンクという出版社が1993年に『일본어 첫걸음 뛰어넘기』(注：日本語初歩の飛び越え速習の意)という本を出版しつつ、「～뛰어넘기」(注：～飛び越え速習の意)という商標の登録を受けた。この本が空前の大ヒットを記録するや、他の出版社も似たような名前で争って本を出版した。日本語バンク社は、無断で「～뛰어넘기」(注：～飛び越え速習)を使用した出版社に、商標権侵害に基づいて内容証明を発送した。内容証明を受け取った出版社は「～뛰어넘기」(注：～飛び越え速習)はありふれた単語であり、従前から用いられた言葉であると対抗したが、結局、合意により紛争を解決した。

本のタイトルにまつわる事件を見ると、新聞、雑誌、アニメ、単行本、映画などの題号や題目をもって商標として登録を受けて法的紛争に備えるのが有利である。

他方で、題号を商標として登録することがすべて許されるのではない。かなり以前に流行していた『YS는 끗말려』(注：YSはどうしようもないの意)は、本の商標として出願したが、金泳三元大統領を暗示する商標であるとして登録を受けられなかった。

13. 「浦項の水なます」にも知的財産権がある

韓国と日本の両国は、ずっと以前から刺身を楽しんできた。ところが、刺身の食べ方の文化には差異がある。際立った差異は、日本人は鮮魚の刺身を、韓国人が活魚の刺身を好むという点である。鮮魚の刺身とは、魚をとつすぐに刺身にして食べるのではなく、一定時間熟成させた後に食べる方法である。刺身を熟成させる理由は、まさにうまいのためである。うまいは「イノシン」という成分によるものであり、生きている状態ではこの成分が極めて微量に存在するが、刺身にしてから一日が過ぎると最大10倍まで増加する。

しかし、韓国人はぴちぴち跳ねる活魚をその場で刺身にして食べる。ここには食文化で新鮮なものを好む韓国人特有の情緒が込められている。日本人は熟成させた後、魚肉がとろとろける味を楽しむのに対して、韓国人は食べ物の噛みごたえ、すなわち、食感があり、シコシコしたもののが好き質があるからである。

韓国の海辺で食べた伝統的なものは「なます」であった。様々な魚を千切りしてミソやトウガラシミソで食べる。タマネギ、セリなどを加えてご飯に混ぜて食べることもある。主に浦項と盈徳地域の人々が、この食べ方をソウルで流行させて、「浦項のなます」、「盈徳のなます」という名前を広めた。

最も特異な食べ物がまさに水なますである。氷の入ったボールにキュウリ、セリなどの野菜とトウガラシミソの薬味、砂糖を添え、スルメイカ、カレイなどのなますをホヤとナマコなどと一緒に入れる。それにやかんの冷水を注ぎ、暖かいご飯を入れてずるずると食べる食べ物である。夏には最高の珍味である。日本人は、このように刺身を水に入れて食べるのを見て驚く。日本にもお茶漬けという食べ物はあるが、韓国の刺身と水が半々という食べ物が特異に見えるだろう。このような浦項の水なますが、地理的表示制度として登録される。

2011年10月7日、浦項市は、地域特産物である浦項の水なますのブランド価値を高めるために特許庁に地理的表示の団体標章登録を推進し、今は審査に合格して登録を待っているところである。地理的表示制度は、商品の品質や味が生産地の気候や風土などの地理的特性と密接に関連付けて有名になった場合、その地理的名称を知的財産として認める制度をいう。世界貿易機関(WTO)は、1995年の貿易関連の侧面に関する協定(TRIPs)にこの制度を含ませた。

地理的表示制度の代表的な例としては、ワインナーソーセージ、スコッチisky、シャンパンなどである。シャンパンという名前は、フランスのサンパニュ地方原産のぶどうだけを使って生産したワインのみに付ける。韓国も韓・EU自由貿易協定によってINAO(Institut National de Appellations d'Origine, フランス産ワイン原産地保護協会)で定めた地理的表示を保護している。ヨーロッパ連合(EU)は、1992年からこのような地理的表示を持つ商品を登録し、法的に保護してきた。

韓国の農林水産食品省は、1999年から韓国の地域特産品をブランド化するためヨーロッパ連合の制度に倣って地理的表示制度を導入した。鐵原の米、襄陽のマツタケ、洪川のもちとうもろこし、江華の薬用ヨモギ、珍富のトウキ、驪州の米、横城の韓国のは在来種の牛、旌善のもちとうもろこし、旌善のキバナオキの根、利川の米、忠州のリンゴ、丹陽のニンニク、奉化のマツタケ、瑞山のニンニク、正安の栗、槐山のトウガラシ、安東の麻布、英陽のトウガラシ、青陽の枸杞の実、尚州の干し柿、義城のニンニク、青松のリンゴ、韓山のカラムシ、星州のマクワウリ、慶山の干しなつめ、高敞のトックリイチゴ(高敞のトックリイチゴ酒)、淳昌のトウガラシミソ、昌寧のタマネギ、密陽の氷谷のリンゴ、山清の干し柿、河東の緑茶、務安のタマネギ、務安の白蓮茶、光陽の生梅、寶城の緑茶、南海のニンニク、南海の昌善のウラビ、濟州の豚肉、高興の柚子茶、長興のイシタケ、海南の冬の白菜、珍島の紅酒、高麗紅参、高麗人参、高麗太極参など51個商品がある。

これら以外の地域で生産される特産品に、この地域の名前を付けてはならない。江原道の鐵原で生産されたニンニクに「義城ニンニク」という商標を付けてはならないということである。中国産の高麗人参、カリフォルニア産の利川の米などの製品があつてはならない。このような製品の流通を防ぐために、韓国も相手国家の地理的表示制度を認める。

2010年10月に締結して以来、2011年7月から発効された韓・EU自由貿易協定に従って、韓国もヨーロッパの地理的表示商品の名称を保護するようになった。浦項の水なますが地理的表示として登録されれば、商標法により保護されるようになる。そのようになれば、やたらに浦項の水なますという表示をどこにで

も使用することができない。浦項地域は、「포항구룡포과매기」(注：浦項の九龍浦の干しニシンの意)に対して、2010年11月に特許庁から地理的表示の団体標章第86号として登録を受けた。

14. CNN テレビ放送局

2004年、国際商標協会(INTA)の第126次定期総会がアメリカのジョージア州のアトランタで開催された。筆者もやはりこの会議に参加したが、その際、CNN放送局を見学する機会があった。ところで、その規模を見て驚いた。筆者が見てきた韓国のKBS、MBC、SBSの規模とは異なり、非常に小さい規模ではないか？

CNN放送局の担当者によると、本社は各事業単位の部署が分散されて少ない人員で構成されており、アメリカを始め世界各国の都市に派遣された人員も一都市当り3～4名または7名程度であるとのことであった。最低の人員で最大の能率を上げるために、1人2役または1人3役をする人々で各都市の放送チームを構成したという説明を聞いて感嘆を禁じ得なかった。CNNテレビ放送局の全社員の数を知ることはできなかつたが、このように組織を運営するにも特別なノウハウがあり、またこれが膨大な収入を上げる源泉になっていることが分かつた。すべての放送システムと運営が、アナログ方式でなくデジタルで行われ、全世界が一日生活圏という環境の下で働いている姿を見て大きな感銘を受けた。

これに比べて、韓国の放送局の人員運営は、あまりにも放漫で非能率的な組織であるといつても過言ではないであろう。問題は、どのようにすれば未来志向的な組織で時代の流れを追いかけられるのかである。コンテンツ・ビジネスの

先端を走る放送局も知識産業をリードするために知的財産に基づく経営をしてこそ生き残ることができ、視聴者に愛されることであろう。韓国の放送市場も一度綿密に検討すべきと感じた価値ある見学であった。

15. フランチャイズ・ビジネス (Franchise Business)

フランチャイズ・ビジネスとは、ある一方が特定の商号、商標、サービス標を持ってキャラクター、著作権、特許権、デザイン権、営業秘密、営業設計、インテリア、広告、材料供給など一切のサービスを提供し、相手はこのようなサービスを用いて創出された利益金の一部を対価として支払う形態の事業をいう。

この頃盛んなチキン出前店、コーヒー専門店、製菓店、飲食店、コンビニエンスストア、レストラン業などが代表的である。このようなフランチャイズ・ビジネスは、契約を結んだ当事者がその分野に長期間の実務経験がなくとも本社から広告、営業設備、材料供給、ひいては営業方法に至るまで一切のサービスの世話をしてくれるから熱心に営業のみをすればいいという長所がある。しかし、本社では原材料から営業設備、インテリア、広告などの各種の名目で費用を負担させるため、店を運営する立場ではマージンがそれほど高くないのが現実である。特に、百貨店内にあるフランチャイズ店は、本社から各種の名目で費用を負担させる上に、百貨店の賃貸料などが非常に高いため、採算を合わせるのが難しいという。

フランチャイザー(Franchiser)は、フランチャイジー(Franchisee)の立場を最大限考慮して共存する方法で営業を運営しなければ、同伴成長は実現することはできない。

Part 2 知的財産にまつわるエピソード

01. じゃんけんで参加するようになった国際会議

韓国で旅行自由化が施行された1989年以前までは、一般人は海外旅行をするのが難しかった。したがって、当時金浦空港で飛行機を待っている人々の大部分は、国際会議や企業の出張のための出国者であった。それもはつきりとした理由がなければ、外国への出張も行けず、パスポートやビザの発給にも数ヶ月から長くは1年以上かかることもあった。外貨不足が主な理由であって、もちろん、クレジットカードもなかった時期であった。

1985年1月頃、筆者がアジア弁理士協会の韓国協会の会員であったときの話である。アジア弁理士協会の定期総会が日本の東京で開かれた。ところで、この会議への参加希望者がおおよそ8名にも達した。会員たちは、アジア弁理士協会韓国協会のL会長の市庁前にある事務所に集まって議論した結果、会長を除く残りの2名をじゃんけんで決定するように決めた。こっけいな決定方法であったかも知れないが、誰が行くか行かないかを決める適當な方法がなかったのである。結果として、筆者は不幸にも参加者の3名には選ばれなかった。

当時は国際会議が開かれれば、ヨーロッパ、アメリカおよび日本の弁理士たちは、夫人と共にパーティーに参加した。しかし、唯一、韓国から来た弁理士たちは仲間同士で集まって黙ってお酒をちびちびと飲むしかなかった。先に言及した外貨の無駄遣いを防ぐための政府の努力(?)のためであった。既存の国際会議の参加者人数も減らそうとする状況なのに、夫人のパスポートが出るはずがない。

国際会議の後に開催されるパーティーに参加する韓国の弁理士たちは、いつも婚期を逃した独身者や離婚した男たちの集まりのようなあり様であった。他の参加者が晚餐やパーティーがたけなわになると、皆夫人と一緒にダンスを踊りながら楽しい時間を過ごすのに対して、隅っこに2~3名で座っている韓国の会員の姿は、まるでこぶ付きで宴を催す隣町の家にまぎれこんでひもじい腹を満たす招かれざる客のように様子がみすぼらしかった。

当時、外国からの事件を開拓するために外国を回りながら、あれこれ仕事を進めてみると、その苦労はいうまでもなかった。旅費を抑えるために土曜と日曜は安いモーテルを渡り歩き、風呂場にしゃがみ込んで誰彼ともなく洗濯をした。ワイシャツを洗濯すると、片腕はきれいに落ちても、もう片方は慣れない手つきでうまく汚れが落ちず、あちこちに染みが残ったりもした。

最近でも、当時の若かりし時代を共に過ごした先輩や後輩に会うと、「金さん、この頃は洗濯しに行きませんか?」と聞いたりする。一種の隠語であり、外国に出張に行かないのかという意味である。

このような状況は1988年、オリンピックがソウルで開催されて以降、1989年に旅行自由化が行われるまで続いた。

02. コチュジャン、テンジャンが日本の技術？

韓国人がコチュジャン(注：唐辛子味噌)、テンジャン(注：韓国味噌)を食べるたびにお金が外国に流れるという事実を知っている人はどれくらいいるだろうか？ 以前はコチュジャン、テンジャンを大量生産することができなかつた。

コチュジャン、テンジャンの製造に当たって最も重要な工程は、こうじを発酵する過程である。こうじは温度・湿度に相当に敏感で、少し時間が過ぎても変質してしまう。

このような理由でコチュジャン、テンジャンの大量生産はできなかった。大量に作ると味を均一にことができなかつたし、流通することができる期限までその味を持続させることもできなかつたからである。それでコチュジャン、テンジャン特有の深い味わいは生かしながら、発酵の速度を遅らせる方法が開発されたが、それがアスペルギルス・オリザエ(*Aspergillus oryzae*)という微生物を用いる製造方法である。問題は、アスペルギルス・オリザエを用いた技術特許が韓国の会社でなく、日本の会社が持っているという事実である。したがって、韓国の会社はコチュジャン、テンジャンを製造しつつ、ロイヤルティを日本に支払わなければならない。

かつてから発酵食品に関心を持っていた日本は、全世界的に有名な発酵食品に関連する微生物分野の特許を相當に確保してしまった状況である。よって、大部分の発酵飲食物に対する微生物を用いた特許は、日本が持っている。韓国貿易協会の2009年の統計によると、韓国は微生物を輸入するのに年間約1億6,900万ドルを支払った。

03. 粽迦に説法

1987年、韓国の知的財産関連の法律が大部分改正されたり、または新たに制定され、日本でこれに対する関心が高かったときの話である。

日本の通商産業省の傘下団体である「通商産業調査会」で筆者に講義の要請があった。東京で1回、大阪で1回講義してほしいとの要請であった。筆者は、その当時、高麗大学の経営大学院で産業財産権法の講義をしていたので、おそらくこの分野で日本の事情にも明るいと考えたようであった。

問題は日本語で講義してほしいという注文であった。当時、筆者は英語とドイツ語の実力は相当のレベルであったが、日本語の実力は講義を行うまでのレベルまでには至らなかった。それで、講義の要請があった団体に英語で行うのはどうかと尋ねてみたところ、「通商産業調査会」は事実上日本政府の後援団体であるから、日本語で講義しなければならないが、ただし質問と答弁は英語でしてもよいとの許諾を得た。

1月初めに招請状をもらい、講義は8月初めであった。筆者は神戸出身の日本人松本氏を日本語の先生にして7ヶ月間、事前に和訳した講義案を中心として昼夜にわたって会話の勉強をした。しかし、外国語とは長い間、学び親しんで体得してこそ話せるというもの。到底講義するだけの実力にはならなかった。それでやむを得ず、日本語の講義案の下にふりがなを振って暗記してしまった。

講義を行う当日、東京の千代田区にある商工会議所の建物には講義を聴くために多くの人々が集まった。関東地方で韓国に関連する業務に关心を持っていた弁理士、弁護士、学者および会社員など、約200名余りが参加したものと記憶している。

日本は、知的財産権分野に修士・博士号を持つ人が多いというだけではなく、知的財産制度そのものの歴史も長かったので、筆者は震える心で話を切り出した。

「今日、このような場に招請されて講義を行うようになったことは、非常に光栄です。もしかすると、**孔子の前で文字を書くようなこと**かも知れません」

しかし、参加者はいったい何を言っているのかが全く分からぬという表情であった。どうにかこうにかこなした講義であった。やつとのことで講義を済ませ、質問を受ける時間になって最初の質問があった。

「先生。講義の初めに**孔子の前で文字を書くようなこと**と言われましたが、一体どういう意味ですか？」

筆者は、日本語が下手で、すべての講義内容を発音までそっくり暗記したと白状した。

「知的財産分野がもっと発展した日本で、私が日本語を暗記して講義を行ったというのは、それこそ**孔子の前で文字を書くようなこと**ということになりますよね」

すると、場内では爆笑が起こった。質問をした者が笑いながら言った。

「あー、**釈迦に説法**という意味ですね」

後になって分かったが、日本ではこの場合に「釈迦に説法」ということわざを用いるとのことであった。そんな屈辱を受けてから今まで、筆者はうますたゆまず日本語の勉強をしてきた。日本の顧客に送付する報告書は必ず日本語で作成するようにし、そのおかげで、今はなかなか上手に日本語を使いこなすようになった。

04. 歌う便器

ビクトル・ユゴーは、世の中で最も強いものは「時期に合ったアイデア」といった。アイデアはまさにお金を創出する。面白いアイデアが収益につながる製品は数えられないほど多い。そのうち、いくつかを紹介してみる。

童謡が流れ出す便器

幼児が用便を済ますと、美しい童謡が流れ出すミュージカル便器が市場に出回った。この原理は幼児が立ち上がると体重の差異を感じた便器が、半導体に信号を送って童謡が流れ出すように考案したのである。このアイデアは幼児の正しい排便教育に画期的な効果があつて大ヒットした。

この製品を作った株式会社ペンタゾンは、1996年、アメリカの特許庁に発明の登録を受け、韓国でも1999年に登録を受けた。そしてこの歌う便器は飛ぶように売れた。アメリカとフランスでは3年間、100万個にも達する歌う便器を輸入した。

つまようじのデザイン

我々が日常生活で使うつまようじにもアイデアが隠れている。つまようじの柄の部分に小さな溝になっている装飾がある。この装飾は単なる模様か？ あるいは何か用途があるのか？ これはつまようじを何回も使う人が考え出せるアイデアであった。

食事中に使ったつまようじを再使用するときに、この末端を折り取って箸置きのように用いるアイデアである。使ったつまようじの先端をこの折り取られた末端部分に置き、再使用する目的で考案されたのである。このデザインは日本ではデザインとして登録され、今は存続期間が経過して誰でも使用することができる公知のデザインになった。

おばあさんが考案した男性用パンツ

男性用ボクサーパンツは、前開き穴がある。そのデザインを見ると、二つの布が重なって開き穴があるから、両側をつかんで伸ばすと開けるようになっている。これは普段は二つの布が重なっているが、さっと横に引っ張りさえすれば敢えてパンツを下におろさなくても小便ができるように考案されたアイデアであった。

これは孫の世話をしていたある日本人のおばあさんのアイデアから出た。孫が小便が我慢できずにズボンに漏らしたのを見てパンツの一部を切って二重の布を重ね当てて重要部分だけを巧みに覆うようにしたのである。これもやはり日本で実用新案として登録され、このおばあさんはたくさんのお金を儲けた。

バラの刺からヒントを得た鉄線

現在、我々が使っている有刺鉄線もアメリカの特許であった。アメリカの国土は広大である。馬や牛、羊を飼うとき、たまに家畜が牧場のフェンスを越えてエリアを離脱する場合があった。土地が広いので、いなくなつた家畜を捜すに

も半日かかった。これに悩んでいた牧童は、偶然に木のフェンスにからんでいるバラを見た。刺付きバラのつるがフェンスに沿って続いており、そのバラの刺のため、動物はやたらにフェンスを越えなかつた。

「そうだ。鉄線に刺を付けてフェンスとして使ってみよう！」

牧童は、牧場のフェンスに刺を付けた鉄線をつなげ、有刺鉄線は世界的な特許商品となつた。

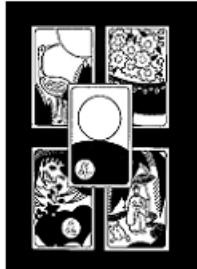
プラスねじ釘

最初のねじ釘は、元々マイナス模様であった。それで、ドライバーで締めるときには溝のある方向を探さなければならなかつた。フィリップスさんは16歳のとき、プラスねじ釘を発明した。ドライバーでねじ釘を締めるときに1/4方向だけでも溝に簡単に引っ掛かる。フィリップスさんはこのアイデアで大金持ちになり、そのお金を元手にして世界的な会社であるフィリップス・スクリュー会社の社長になつた。梅檀は双葉より芳しというのは本当のようである。

05. 任天堂の技術歴史

任天堂の社名は、「運は天に任せ！」に由来する。日本を代表するゲーム会社である任天堂は、元々花札を製造する会社であった。1889年、任天堂株式会社の初代社長であった山内房治郎（3代目社長であった山内溥の曾祖父）が桑の木の板に、手で伝統的花札を彫り刻む「任天堂骨牌」という会社を創業したのが最初である。任天堂は1947年に株式会社となつた。

山内房治郎は京都と大阪の二ヶ所で花札を販売した。売れ行きがよかつたのですぐに量産体制に転換した。自社の社名を取った「任天堂杯」という花札大会も開催した。1902年、日本で初めてトランプを製造し、1959年にはウォルト・ディズニーと独占契約を結び、ディズニー・キャラクターのトランプを生産した。



しかし、1964年、東京オリンピックを契機に日本人の視線がテレビに集中すると、カードの販売が急減した。1965年、任天堂は玩具事業に乗り出した。「ウルトラマシン」、「ラブテスター」、「光線銃」などの大ヒットのゲームがこの時期に生まれた。

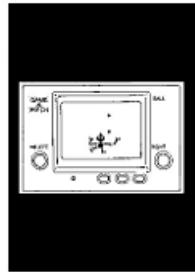
任天堂が名実共にゲーム業界のリーダーになったのは、抜群のゲームデザイナーである宮本茂によってである。1981年、宮本茂が完成させた「ドンキーコング」は、ゲーム史に一線を画するヒット作品であった。以降、「スーパーマリオシリーズ」などが続いて人気を呼んだ。

次の任天堂のゲーム機の発展史をみると、一度は持って遊んだゲーム機を発見し、思い出にふけることであろう。

1980年に発売された携帯用ゲーム機。カートリッジ式以前の製品で、ゲームが本体に内蔵されたもの。普段は時計として使用した。



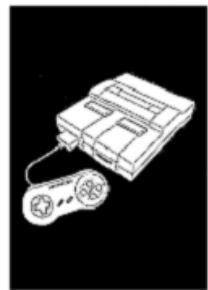
1983年に発売された任天堂最初の家庭用ゲーム機。8ビット中央演算処理装置を装着した。この当時の製品は「ポパイ」、「ドンキーコング」などであった。1985年に「スーパーマリオブラザーズ」が登場して、任天堂は世界的な企業に躍躍した。



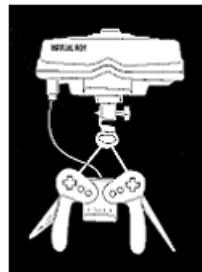
1989年、本格的な携帯用ゲーム機市場を開拓したゲームボーイ (GAME BOY)。シャープと技術を提携してシャープの液晶技術を採択した。



1990年に発売されたファミコンの次世代機種であるスーパーファミコンが登場。映像と音響効果が一層アップグレードされた16ビットゲーム機である。NECのコンピュータエンジンであるターボグラフィックスとSEGAのメガドライブと競争して16ビット市場で市場支配力を回復した。



1995年に発売された携帯用3次元ゲーム機である「バーチャルボーイ」。ヘッドランタンのように頭にかぶる型で、NECのコンピュータ技術を採択した。画面を左右別々に用意し、左右の目の視差を利用して遠近感を出して3次元の映像を具現した。



1996年には「ポケモン」キャラクターが登場して劇場とテレビアニメで大人気を博した。ポケモン図鑑には赤、緑、金、銀、ルビー、サファイア、ダイヤモンドなどに分類される各段階のポケモン1,000種類余りがある。



スーパーファミコンの次世代機種である「ニンテンドー64」は、全世界の総出荷量が3,000万台程度であり、「マリオカート64」、「ゼルダの伝説」などの大作も誕生させた。



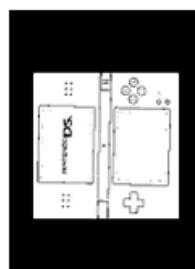
2001年に発売された光ディスクを採用した「ゲームキューブ」。IBMのコンピュータ技術とパナソニックのDVD技術を採択した。携帯用ゲーム機である「ゲームボーイアドバンス」を連結すれば、より一層多様なゲームを楽しめる。



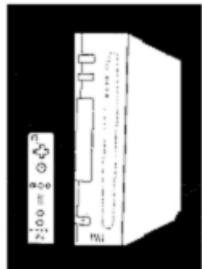
2003年に発売された「ゲームボーイアドバンス」の上位機種である「ゲームボーイアドバンスSP」。これは「任天堂DS」の前作である。本体が折り畳める最初の型で、フロントライトが付けられており、TFTカラーの液晶技術を採択した。



2004年に発売した「任天堂DS」の上位モデルである「任天堂DSライト」。本体が折り畳め、両側にスクリーンが付けられており、下方の画面はタッチスクリーンで指や専用ペンでゲームを操作する。



2006年に発売された任天堂の5番目の家庭用ゲーム機である「任天堂Wii」。ゲーム人口の底辺拡大と家族が共に楽しめるというタイトルをかけて誕生した。



一方、任天堂の株価チャートを見ると、1995年6月に1株当たり4,470円であったのが、2007年11月に7万3,200円に上昇した。また売上高と利益を見ると、1997年には4,000億円の売上に、1,000億円の利益であったが、2009年には1兆4,000億円の売上に、4,500億円の利益を達成した。

06. 大学を中退した天才たち

ビル・ゲイツは1955年、ワシントン州シアトルで裕福な弁護士の息子として生まれた。1973年ハーバード大学の法科に入学したが、数学科に転科した。当時のコンピュータ製造会社は、自社の製品のバグテストをハーバード大学に依頼した。ビル・ゲイツはバグテスト集団のマネージャーの仕事をしつつ、興味を持っていたコンピュータの勉強を心ゆくまですることができた。

そんな彼が、1975年に大学を中退し、ポール・アレンと共にマイクロソフト(MS)社を設立する。元々彼はソフトウェアの開発に関心が高かった。MSは1995年8月、「Window95」を発売してPC運営体制の画期的な転換をもたらし、「Window95」は発売してからわずか4日後に、全世界的に100万個以上の販売実績を上げた。MSは2008年には600億ドルの売上げを記録し、従業員の数は9万名余りに至った。

ビル・ゲイツは、2009年、アメリカの経済専門誌＜フォーブス(Forbes)＞が発表した世界長者番付で400億ドルの資産で1位を記録した。ビル・ゲイツはビル＆メリンダ・ゲイツ財団に280億ドルを寄付し、2011年5月、インターネット電話会社であるスカイプを85億ドルで買収した。

スティーブ・ジョブズは、1955年生まれで非嫡出子であった。機械修理工であったジョブス夫婦に引き取られたスティーブは、ポートランドにあるリード大学を中退し、ゲーム機会社であるアタリに入社する。内省的で暗い性格だった彼は、アタリでうまく適応できず、1976年、ウォズニアックと共に会社をやめてアップルコンピュータ社を創業する。自分のフォルクスワーゲンとウォズニアックのヒューレット・パッカードの電卓を売り払って集めた1,300ドルが資金となった。

ソフトウェアよりハードウェアの開発に注力したスティーブは、世界最初のパソコンアルコンピュータのAppleを市場に発売した。これ以前のコンピュータはすべてメインフレームのコンピュータを意味した。彼は市場のトレンドを知り、次世代の核心技術をセンシブルに適用して画期的な製品を作った。マッキントッシュ、アイポッド、アイフォン、アップルテレビ、アイパッド、モバイルミニなどがそれだった。アップルは2009年に380億ドルの売上げを記録し、2011年の従業員の数は9,000名余りであった。

マーク・ザッカーバーグの父親は歯科医であり、母親は精神科医であった。2004年2月、ハーバード大学の在籍中に、学校の寄宿舎で「Facebook」という名前でソーシャル・ネットワーキング・サービスサイトを作った。わずか数ヶ月

でハーバードの在学生の半分がフェイスブックに加入し、スタンフォード、エール、コロンビアの在学生にまで利用範囲が広がった。

まもなくフェイスブックの利用者は、MIT、ボストン、ノースイースタンなど、全アイビー・リーグ大学まで広がった。2005年末にはアメリカだけではなく、カナダ、イギリスなど7ヶ国の2,000個以上の大学と、2万5千以上の高校でフェイスブック・ネットワーキングを使った。フェイスブックで、彼は40億ドルの資産を保有するようになった。また、<フォーブス>が2010年3月に選定した世界で最も若い10人の億万長者第1位にランクした。2011年にゴールドマンサックスは、フェイスブックの価値を約500億ドルであると評価した。

彼ら3人の共通点は、熱情と創意性、推進力において人並み外れて徹底しているということである。また彼らはみな大学を中退した。制度教育を済ませておらず、その途中で会社を設立した。マーク・ザッカーバーグは学校の友人間の連結性をもとにフェイスブックを構想するようになり、スティーブ・ジョブズは地方大学のポートランドのリード大学でハードウェアに集中することができる機会を得た。ビル・ゲイツもやはりハーバードの在籍中、コンピュータ会社のバグテストにより無料で寄贈されたコンピュータを心ゆくまで使用することができる機会があった。

では、韓国の青少年たちはどのように教育すればよいのだろうか？ 韓国は一様に勉強し、一様に進学し、一様に考える。画一化された制度圏教育が、果たして我々の未来を保証するのであろうか？ 真の大学とは、社会に進出する前に各分野に対して最低限の常識を備え、また自分の専攻分野に関してある程度

の知識を蓄積するところに意味がある。そして自分の潜在力がどこにあるのか、自らその道を探すことができるよう十分な時間を与えるべきである。

07. マッコリは韓国なのではない？

昔マッコリは、お金のないときに楽しんだ酒であった。学生たちは濁ったマッコリを飲みながら時勢を懸念し、小遣いの少ない老人たちは、ないお金を集めて近くの小さな店で買ったやかん一杯のマッコリを酌み交わした。貧しい知識人たちの吟風弄月にもマッコリは必須であった。

ところで、最近マッコリが再度人気を博している。焼酎とビールが主流になっていた我々の飲酒文化が、ここ数年の間にワイン旋風が起り、さらにマッコリ復活に至った。実際、マッコリほどおいしくて面白い酒はない。マッコリはワインよりファルネソール(Farnesol)の含量が25倍もあるため、抗がん効果に優れ、食物繊維とビタミンB・C、酵母などの無機質が豊かで適度に飲用すれば健康によい酒である。この効果を知った外国でも争ってマッコリを輸入している。



「一東マッコリ」のマッコリ

抱川のあるマッコリ製造業者が、日本に「抱川マッコリ」と「一東マッコリ」を登録しようとして日本特許庁に事前調査を行ってみたところ、なんと既に2008年11月に日本の会社名義で「一東マッコリ」という商標が登録されているではないか。しかし、マッコリは普通名詞であって何人も使用することができる単語であり、これを日本語で表記すれば、「マッコリ」となるため、このような表現には独占権がないと見なければならない。また、「一東」とは、韓国の「抱川市一東面」を指す地名であって「抱川マッコリ」または「一東マッコリ」は韓国の著名な地理的表示であるため、日本の登録商標は無効とされるべきと思われる。仮に無効とされる前であるとしても、国際的に日本や韓国が共に保護されるべき地理的表示であるため、韓国のマッコリの輸出に支障をもたらしてはならないはずである。

08. 無料で世界一周する旅行かばん

1988年11月、シンガポールで国際会議が開かれたときのことである。当時、ソウル発シンガポール行の航空便は、一週間に1便であった。筆者は日程が合わなかつたため、やむを得ず香港で飛行機を乗り換えてシンガポールまで行くようとした。飛行機がすこし遅れて出発したため、予定より20分程度延着した。筆者は飛行機の搭乗時に預けた二つの旅行かばんを探したが、いくら待ってもかばんは出て来なかつた。

その会議では、筆者が韓国で改正された商標法と不正競争防止法について英語で説明するようになっていた。時間が迫っていたので、やむを得ずキャセイ・パシフィック航空社の社員に保管用荷札の一連番号と泊まる予定のホテル名を知らせた後に、急いでホテルに向かつた。ホテルへ行く途中、百貨店に寄つて

ワイシャツとネクタイを買った。なぜなら、筆者は機内では背広の代わりに普段着を着ていて、公式行事で着る衣服は例のかばんに入っていたからである。

筆者は体が大きい方だが、慌てて買ったワイシャツはこっけいなほどに筆者の体には合わず、行事当日には仕方なく袖を何回か折り返したワイシャツにネクタイを締めて壇上に上がった。発表を始めるにあたり、身なりが参加者と主催側への礼儀にかなわないような気がするし、恥ずかしかったこともあり、率直に前後の事情を話した。

「私も自分の服装がこの場に合わないということはよく分かっております。ここシンガポールに来るために香港で飛行機を乗り換えましたが、私の二つの旅行かばんは未だ到着しておりません。たぶん無料で世界一周旅行でもしているのでしょうか」

場内にいた大勢の各国の弁護士、弁理士は大笑いをした。実際に、二つの旅行かばんは、持ち主も知らないうちに世界旅行をしていたのである。一つはドイツまで行き、もう一つはアメリカまで行って戻って来た。5泊6日のシンガポール滞在中、韓国に帰る日の直前に筆者が泊まっていたホテルに到着したのである。

それ以降、筆者はヨーロッパやアメリカに旅行するときには必ず二つのかばんを準備する。万一一つのかばんに問題が起きたとしても、残りのかばんで業務の処理が可能なように荷物を分散する習慣が生じたのである。

また、海外旅行時には主にサムソナイトのかばんを好んで利用しているが、このかばんを好きになった理由は、アメリカのマイアミからアイロ・ペルー(エ

アライン・ペル)でペルーのリマを経由して国際会議が開かれるアルゼンチンのブエノスアイレスまで行ったとき、多くの外国客のかばんがナイフで切り裂かれたり、カメラなどの高価な品物が盗まれたりしたのを目撃したからである。

若者の中には、見せかけに飛行機に乗るときに付ける荷札や都市宣伝用荷札などをずっとそのまま旅行かばんに付けているのを見かける。しかし、それは気をつけるべきである。各国の空港で働くポーターは、識別しにくいので、いくつものステッカーが付いたかばんが大嫌いである。だから、荷札はかばんを受け取った後にホテルで取って捨てるをお勧めする。

09. 無限動力

筆者がソウル市庁の近所に事務所を構えていたときのことである。ある日、白いトゥルマギ(韓国風の外套)に仙人のように白いひげをなびかせた一人の老人がやってきた。彼はしばらくの間、鋭い目つきで事務所の入り口に立って周囲をじろじろ見回した後、廊下を通り過ぎる筆者にこのように尋ねた。

「ここが特別に許可を与えるところですか？」

「ここは弁理士事務所です」

「弁理士？ 弁理士とは何の仕事をする人ですか？」

「特許を取り扱っています」

すると、老人はにらみつけながらいった。

「だから、私が特別に許可を与えるところなのかと聞いたのではないか」

変な人だと思った。ここで口げんかをしても得にはならないと思われ、一旦応接室に通した。しかし、その老人は勧めるいすには目もくれず、事務所の社員の一挙手一投足を見つめ、事務所の構造を見回した。

「どんなご用件で来られたのかもいわずにそんなに内部ばかり見てどうするのですか？」

すると、その老人は筆者に向き直った。

「あなたが代表か？」

そうだというと、悲壮な表情をして顔を近付けた。

「私に世の中をびっくりさせる発明があつて來たのですが」

「え？」

「私の技術は本当に世界的な発明だから、その内容をうかつに公開することはできない。外部に漏れると大変なことになる。それであなたが信じられるかどうかを確認する必要があったのです」

彼が打ち明けた発明はこうであった。山の上から落ちる谷川の水の落差を用いてタービンを回し、その回ったタービンに溜めた水がそのまま上に上がって流れ落ちるときの落差で再びタービンを回すというものであった。そうすると、どんな動力も必要なく永遠に水車を回すことができるというのである。数学や物理を基礎として勉強したこともない無学の書生が独学で発明した、とんでもない無限動力であった。彼の主張通り、物理的に同じ力を受けて水車が続けて回るはずはない。

筆者は「あ！精神異常者だ！」と感じた。老人はまるで秘密を知らせるようにささやいた。「私のこの偉大な無限動力の発明はあまりにもすごい。だから、特許を出願した後もあなたのようない弁理士や特許庁の職員が盗用したりすると大変だから、特許出願書にもその発明の内容は記載しません。ただ住所と氏名だけを記載することにして発明を許可してほしい」

特許出願書に発明内容さえ記載しないだなんて。これ以上相手をしても無駄だった。この老人を適当に説得して何とか帰ってもらうしかない。

「私は弁理士の資格はあっても技術がよく分かりませんので、あなたの世界的な発明の全部を理解することが難しいです。もしかして私が内容を理解できなくて出願がダメになるかも知れませんので、他の弁理士事務所を訪ねられた方がいいと思います。申し訳ございません」

筆者がこのように答えると、老人は「それはいかん。発明がこんなにすごいものなのに」といながら急いで席を蹴って立った。

10. アメリカ弁護士の身元照会

1982年の秋のある日のことである。国内の魔法瓶を輸出していたA社に1枚のテレックスが入ってきた。送り主はニューヨークのある弁護士事務所のR弁護士であった。内容は、A社がアメリカに輸出した魔法瓶製品に問題があつてクリームがあるとのことであった。加えて自分が直接韓国に行くから会いたいという内容であった。

当時は韓国の企業がアメリカに商品を輸出するとき、特許権、商標権または著作権を侵害したり、ダンピングで輸出した商品があれば、相殺関税を賦課したりして通関そのものを拒否された。それだけでなく、ややもすれば国際貿易委員会に提訴されてひどい目に遭っていた頃であった。

驚いたA社の関係者は、あたふたと筆者の事務所にやってきてどのように対応すればよいのかを尋ねた。みると、A社がアメリカに輸出した魔法瓶がデザインと商品カタログで日本の会社のデザインを一部模倣しており、輸出した商品

の一部にも瑕疵があった。当事者は日本の会社でなくアメリカのR弁護士であり、彼が直接行くから賠償金を支払うようにというのが主な骨子であった。

筆者が変に思ったのは、デザイン権の侵害を主張する日本の会社名を明らかにしなかったという点であった。さらにソウルに来るというのはR弁護士のみであり、侵害された日本の会社の社員とは同行しないという点であった。

筆者はR弁護士という者が疑わしいと思った。

「一体そのRという弁護士の正体は何ですか？」

「我々も知らない人ですよ」

A社でもニューヨークのRという弁護士が誰なのかが分からなかった。ただ単に自社の製品に瑕疵があったことから当事者側からクレームをつけてきた事件だと認識していた。筆者はRという弁護士の正体が分からぬままではどのような対応策も講じることができなかつた。

筆者は、かつてソウルで開かれた韓国貿易協会主催のアメリカ通商関連法規に関するセミナーに発表者として招請した、ニューヨークのケニヨン＆ケニヨン法律会社のエドワード・グリーソン弁護士にR弁護士の身元を尋ねた。すると、グリーソン弁護士は、Rという弁護士の事務所の住所、事務所の名称を知らせてくれればダンアンドブラッド・ストリート株式会社に身元照会を依頼するといった。身元照会費用は、24時間、3日間、7日間、14日間、30日間など、身元照会の回答期間によって差等適用されるとのことであった。

「費用は気にせずに急いで調べて下さい」

R弁護士が訪韓するというその日が迫っていたので、費用にこだわらずに3日間で回答をもらえるよう身元照会をお願いした。グリーソン弁護士は、正確に3日後にRという弁護士に対する子供の時から今までの履歴をすべてテレックスで送ってくれた。彼は悪質な弁護士であった。もちろん弁護士の資格証はあった。子供の時に中東のレバノンからアメリカに移住して、あらゆる苦労をしてニューヨーク州弁護士の資格を取得した後、開発途上国から輸出する中小企業の商品に関する弱点にクレームを付けてお金を巻き上げるのが彼の主な業務であった。

とりあえず、R弁護士に会ってみた。彼は予想通りA社のデザイン権と商品の瑕疵に対する内容をすらすらと並べ立てた。彼の説明を聞いてから筆者は彼の履歴を一つずつ読み上げた。しだいにR弁護士の表情が歪んだ。彼はどこから自分の情報を入手したのかを尋ねた。

筆者は一喝した。

「これは合法的なルートでニューヨークから入手した情報であり、あなたの態度によっては、韓国で詐欺罪で告訴され、アメリカに戻れなくなるかも知れませんよ」

すると、彼はすべてが自分の非であり、魔法瓶の輸出に関するクレームについては、今後一切問題にしないと言い出した。

「覚書を書いてから行ってください」

アメリカでは信用情報の入手が合法化されている。したがって企業を経営したり、特許訴訟に関する問題が発生したりしたとき、訴訟当事者および代理人または関係者に関して疑わしい点があれば、このような制度をうまく使ってみる

必要がある。

11. 弁理士はヒヨコ鑑別師？

1985年頃のことである。筆者は3年間、KBSラジオの特許相談コーナーで様々な法律的問題の相談を受ける専門家として出演したことがある。新設されたコーナーであったが、リスナーから電話が掛かってくると、司会者が質問を受け、筆者がその質問に答える形であった。

最初の進行のためにKBS本館で担当プロデューサーと相談の主題を選定するために会議をしていた。そのとき、担当作家という人が入ってきた。プロデューサーは作家にお互いを紹介した。

「はじめまして。弁理士の金明信です」

筆者は名刺を渡しながら挨拶をした。

すると、作家は名刺を受け取る前から笑いながら、こんなことを言うではないか。

「ああ、鑑別師の方ですね」

「え？」

慌てた担当プロデューサーが、作家に筆者は弁理士だと再び紹介した。

「弁理士？ヒヨコ鑑別師がそれでしょ？」

担当作家には、弁理士という発音が、本人が知っているヒヨコ鑑別師の略称である鑑別師と類似していたので、これと勘違いしたようである。その瞬間、初放送の切り出しの話が決まった。放送が始まると、筆者は弁理士とは鑑別師と何らの関係がないという話から切り出した。そして弁理士の業務と知的財産に関する内容を分かりやすく説明した。

このような出来事は他にもある。弁理士を「弁を姓にする理事」と考える人もいたし、また「特別な理事」と考える人もいた(注：韓国では、弁理士における「理士」と「理事」のハングル発音が同じである)。

韓国では、弁理士の漢字を「辨理士」と書く。「辨」の字は「分別する」という意味を有する。様々な理致にまつわる問題を分別することである。しかし、多くの人々は、この「辨」の字を「うまく話す」の意味の「辯」の字に誤解する場合もある。参考までにいようと、韓国でこの「辯」の字を用いるのは「辯護士」である。なお、日本では、「辯護士」と「辨理士」共に「うまく話す」の意味の「辯」の字を用いており、実際の使用に当たってはその略字である「弁」を用いる。

12. ワンボックスカーに乗ってきたサンタ

何年か前のクリスマス、サンタクロースの服装をした人が、夜明けに12人乗りのワンボックスカーに乗って数十ヶ所の児童養護施設の前に米とプレゼントを置いて行ったというニュースがあった。目撃者は記者にこうにいった。

「えーと、1台のボンゴ車が正門に来たと思ったらサンタの服装をした男が降りて米とプレゼントを置いて、一目散に行ってしまったんですよ」

その篤志家が乗っていた「ボンゴ車」とは、いわゆるワンボックスカーのことである。これは商標権に関する話である。ボンゴは、周知商標を誤って使用した代表的な事例である。1980年代当時、起亜自動車は、自動車産業の合理化措置により乗用車を生産することができなくなると、「ボンゴ」という名前のトラックとワンボックスカーを発売した。1980年に1トントラックが発売され、1年後の1981年にはワンボックスカーであるボンゴコーチが発売された。ボンゴコー

チは大人気を博し、そのおかげで今でもワンボックスカー全般を「ボンゴ車」と呼ぶほどに周知商標を誤って使用しているのである。

「商標の普通名詞化」は、元来は特定商品の商標であったが、一般需要者や取引者がその商標をしばしば使用した結果、普通名詞として使用されるようになることをいう。このように商標が普通名詞化されると、商標権の独占排他的権利がなくなり、商標権の資産価値がなくなる。

このような類型をみるといくつかの特徴がある。

第一に、新たに発売された商品が有名になった後、普通名詞に固まる場合である。よくステープラーをホッチキスと呼ぶ。ホッチキスは、EH ホッチキス(EH Hotchkiss)というステープラー社の商標である。我々は針金で紙をとじ合わせる器具をステープラーと呼ぶべきなのである。スコッチテープも3M社の商標である。正式名称はセロファンテープである。ポラロイド・カメラも商標が普通名詞化された事例である。ポラロイドはアメリカの光学機器の製造会社の商号であり商標である。

第二に、商標管理を疎かにし、同種業者が無断で使用した結果、普通名詞化された場合である。ボンゴがまさにこのような事例であるといえる。ホマイカとは家具などに塗る合成樹脂塗料をいうが、元来はポマイカ(Formica)商標である。一般的な英語の発音の外来語表記法を無視し、ホマイカと呼ぶ。(注：韓国では英語の「Fo」の外来語表記は、「ポ」である。)

第三に、商品名が長くて不便なので、需要者が商標を商品名として使用する場合である。ナイロン(Nylon)は、元々デュポン社で開発した合成ポリアミド系合成繊維の商標名であったが、略してナイロンと称するようになった。セロファンもセルロース、プレオングスも元来の名称はクロロフルオロカーボンである。

第四に、特定商品が有名になり、その商標が同種商品の普通名称になった場合である。ジープ(Jeep)はクライスラー社で作った四輪駆動自動車の商標名であったが、我々はこのような種類の自動車をよくジープと呼ぶ。インスタントご飯は韓国でヘッパンと呼び、バイエル社のアセチルサリチル酸成分の解熱鎮痛剤をアスピリンと呼ぶ。ボトックスはアメリカの会社であるアラガン社で製作された製品の商標である。

しかし、普通名詞化された商標が再び識別力を回復した場合もある。ミシンのSingerとタイヤのGoodyearがそれである。企業は、自社の商標が普通名詞化されないように特別に管理すべきである。例えば、著名な登録商標を無分別に普通名詞として使用する事実が発見されれば、即時に是正を要求し、これ以上普通名詞として使用されることを防止しなければならない。

13. 靴紐締めのために遅刻した兵士

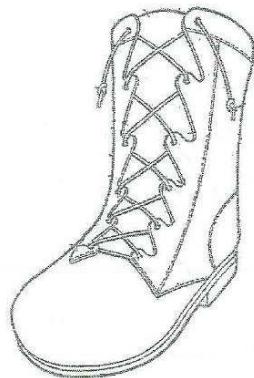
非常訓練を知らせるベルが鳴ると、内務班は修羅場と化す。5分も経たないうちに鉄帽をかぶり、軍装を担ぎ、軍靴を履き、銃砲と無電機を背負って整列集合しなければならない。その都度、軍靴の紐締めが遅くて必ず遅れる兵士がいる。軍隊に服務した経験がある者なら、誰もが軍靴の紐締めが遅かったり、軍

靴をさっと脱げずに慌てた経験があるはずである。軍隊で軍靴を履いて出動準備をするのが遅い兵士は、いくら愛国心があっても敵に勝てない。

軍靴の歴史は、2,700年前、サルゴン2世の宮殿の壁画からその起源を発見することができる。今日の軍靴は第2次世界大戦中、落下傘部隊用として作られたものがその始まりである。しかし、硬い革のため、ひどく足が傷ついた。最近、普及している軍靴は柔らかな革を用いて足首とかかとの部分にパッドを付けている。また防水ができるよう射出式と縫合式の戦闘靴として二元化された形態であり、任務によって砂漠用靴とジャングル用靴に分けられ、ツヤあり、ツヤなしで製作される。

軍靴の紐締め方法についてみてみよう。軍靴の紐に対する特許が適用される以前は、靴紐締めは、軍隊の生活においてその不便さからといって、五つの中に数えられる程であった。1893年、アメリカのシカゴに住むウィットコム・ジャドソン(Whitcomb L. Judson)はほかの者より太っていて軍靴の紐締めのためにいつも遅刻をした。それで軍靴の紐を早く締めることができる方法を工夫してファスナーを発明した。

韓国でも特殊な製品が発明されたが、それがまさに韓国風の「凹凸型の紐の結着部を持つ軍靴」である。従来の軍靴は、両側の結束部がそれぞれ上下垂直に切開されていて、紐穴がみな同じ間隔で開いていることから、紐を結んで引っ張るときに一気に締めることができなかった。下の部分と上の部分とがそれぞれ違う力を受けるため、引っ張ると上の部分だけが締められるのであった。だから普通は下の方から順々に締めなければならない。



凹凸型の紐付けの軍靴

しかし、凹凸型の紐の結着部を持つ軍靴は、このような問題点をすっかり解決してくれた。まず、上に行くほど穴を少しづつ広く開け、靴紐の角度も上に行くほど大きくして、両側の紐穴が互いに結束される力が、上の部分より下の部分に強く及ぶように考案した。それで軍靴の紐を引っ張ると一気に結ぶことができ、移動をするときにも紐がほどけないため、兵士たちのストレスが完全に解決された。また、体重を支え、位置を移動する機能があり、人間の足を最大限に考慮して人体工学的に作られたので、何よりも足が楽である。

凹凸型の紐の結着部を持つ軍靴は、1983年に韓国実用新案登録第23552号として登録された。この考案の登録を受けた実用新案権者は、10年間にいくつかの製靴会社に専用実施権と通常実施権を許諾し、国防省に軍靴を納品することによって膨大なお金を儲けた。その当時、筆者はこの考案が世界各国で特許を受ける業務を代理した。

14. 事業家としては失敗したエジソン

トマス・エジソン(Thomas Alva Edison, 1847年～1931年)は、白熱電球、蓄音機、映写機、電気アイロン、トースターなど、およそ2,000種余りの発明をした天才である。しかし、実際は訴訟で争い、事業には失敗した人物である。彼は1878年、白熱電球に関する特許を得た後、エジソン株式会社を設立した。総発行株式は3,000株であり、このうち2,500株はエジソンの所有であった。1880年、彼が発明した品目が商用化されたことにより、会社は株式を増資し、資本は3倍に増えた。しかし、彼が増資した株式の大部分はモーガンとウェスタンユニオンが保有し、実際に彼は小株主に転落してしまった。

1884年、結局会社の支配権が他の大株主に渡ってしまった。その頃、トムソン・ヘフテン、ソヤ、マキシム電灯会社などがエジソンの特許を侵害していた。エジソンは、彼らを相手取ってセントルイス連邦地方裁判所に特許侵害訴訟を提起したが、敗訴した。

ジョージ・ウェスティングハウス(George Westinghouse, 1846年～1914年)は、鉄道車両用エアブレーキを発明した事業者兼発明家であり、アメリカのウェスティングハウス・エレクトリック社の創業者である。ウェスティングハウス・エレクトリック社は、ソヤ電気会社などの特許権を買い取って白熱電球を生産した。この当時の電球市場の支配力は、「エジソン>トムソン・ヘフテン>ウェスティングハウス」の順であった。ウェスティングハウス・エレクトリック社は、トムソン・ヘフテンと協力してエジソンが所有していた特許を含めてカーボンフィラメント白熱電球に関するすべての特許を買い取ってしまった。その後、エジソンを相手取ってカーボンフィラメント電球に関する特許侵害訴訟

を提起した。

これら三者間の攻防は長い間続いたが、結局のところ、裁判所は特許の元来の所有者であったエジソンの主張を受け入れた。この間にエジソンが訴訟にかけた費用はおよそ200万ドルであり、勝訴当時、特許権の存続期間はわずか2年しか残っていなかった。この金額は、当時ウェスティングユニオンがベルの電話機事業を独占しつつ17年間支払った特許使用料が350万ドルであったことと比較してみると相当な額である。

エジソンとウェスティングハウスは、電気の直流がいいか、交流がいいかの送電方式においても意見が異なった。直流送電方式に関する技術を持つエジソンは、ウェスティングハウスの交流送電方式に対して激しく反対した。エジソンは送・配電に110Vの直流電流を使用したため、低い電圧と電線の抵抗による損失が非常に大きかった。このため、発電所から少し離れたところでは、十分に送電することができなかつた。高い建物や大きな建物は直流方式では均一に電気を送ることができなかつた。

ウェスティングハウス社は、中間損失が大きな直流送電方式の問題を解決するために変圧器による交流送電方式を推進した。変圧器は、ファラデーの電磁誘導の法則によって電圧を変換することによって電圧を思いどおりの比率に変えることができた。

エジソンは、正常的な方法では競争が不利になると、自分の研究所に記者を集めて犬、猫を高圧の交流電流で焼き殺すというものすごい実験をするに至った。

このため、当時、会社の近所には犬と猫の姿が見られなかつたといふ。

15. 産業スパイ

成体幹細胞の培養条件と培養技法を見つけた韓国科学技術院(KAIST)のある教授がいた。彼は居酒屋でビール2本を注文し、景品として万年筆のセットとキー・ホルダーをもらつた。まもなく政府事業の入札過程で自分の研究内容と類似した情報が記された文書が出回つてゐることが分かつた。結局のところ、およそ76億円規模の入札は外国系の製薬会社が獲得し、彼は6年間、苦心した成果をすっかり奪われてしまつた。

その教授は数年後に、居酒屋で景品としてもらった万年筆から盗聴器を発見した。助教授たちに自分の研究室の隅々を探し回させたところ、金魚鉢、ゴミ箱、テーブルの角、換気口などから、数十個にもなる盗聴装置が発見された。これは実際の出来事である。

韓国は、産業機密を狙う世界産業スパイの角逐の場となつてゐる。先進国の産業スパイは韓国の企業の高級情報を盗み、けん制と圧力の手段としており、発展途上国は自国の競争力を育てる機会をつかむために、韓国の技術を盗み取つてゐる。産業スパイは、社員を買収する古典的方式を超えて外国系コンサルティング会社が経営諮問を依頼した会社の情報を盗み出したり、雇われた外国人の研究員が機密を自國に盗み出したりする現象も頻繁である。また、競合会社が契約した私設警備業者を買収したりもする。

2009年、世界的なIT沈滞によるリストラで退職人員の産業機密流出も深刻になっている。韓国が7年間、技術流出によって被った被害額を換算すれば、およそ19兆円に至る。これは2011年度国家予算の約23兆円に迫る数値である。

先端技術の海外流出事件を取り仕切るところは、韓国では国家情報院(KCIA)である。国家情報院傘下の「産業機密保護センター」は2003年6件、2004年26件、2010年41件の産業スパイ件を摘発した。ところが、この数値は表に出た場合だけであり、実際に摘発されていない事例はずっと多いはずである。

2005年から2010年までの5年間、産業機密流出により処罰されたスパイは114名(外国人7名を含む)であったが、先端技術の流出方法が日増しに巧妙になっており、司法処理はより一層難しくなっている。例えば、幽霊会社を設立して投資の形態でお金を取り交わしたり、協力会社または関連会社に入社して技術を譲り受けたりする形が多いが、特別に処罰する規定がない。また、金融の世界化以降、外国資本の国内の企業に対する買収・合併が容易になると、韓国内の企業を買収して核心技術を盗み取った後、その企業を再び売却してしまうという形もある。このような場合、法的にどのように処理すべきかも社会的論難になっている。

2010年2月、三星電子の協力会社が冷蔵庫の核心技術を中国に流出させようとしたが、検察に摘発された。この事件をきっかけとして三星電子は研究開発部署のコンピュータに保存機能をなくし、会社の出入り時に複雑な保安規定を適用している。コピー用紙は特殊処理をして内部社員が会社の外に持ち出すと信号が出るようにするシステムを適用した。

D造船社の技術チーム長は悩んだ末、退社することに決めた。そして週末勤務と残業を自ら買って出て行い、その際、会社のサーバーに保存されている工程図、設計完了報告書など、36万件分量の機密情報を個人用ハードディスクに収めた。ここには船舶の完成図、液化天然ガス船、自動車運搬船など、69隻の船舶を完成することができるそれぞれの技術が含まれていた。すべての準備を済ませた彼は、D造船社を退社し、船舶設計会社を構えた。まもなく、新聞に中国の青島に巨大な造船所ができるというニュースが報道された。彼は中国の青島と合弁会社を設立して大規模な造船所を設計する準備に着手した。

ところが、中国側の動きをみていた国家情報院の産業機密保護センターにこのような状況がキャッチされ、国家情報院は彼を逮捕した。保管されていた内容を調査してみると、押さえられた設計図を中国で直接開発しようとすれば、約380億円が超える費用がかかる内容であった。また、中国でこれを用いて造船所をつくれば、5年間に最低約2兆6,000億円規模の受注を受けることができる規模であった。

現代自動車も例外ではなかった。2007年に自動車のボディー組立ての技術を中国自動車の会社に売り渡そうとした嫌疑で社員9名が逮捕された。その技術は、自動車のボディーの溶接と組立て過程が記載されたものであったが、600個の部品がどのような順序で組み立てられるのかがそっくりそのまま記載されていた。数年間の試行錯誤を重ねながら最適の工程段階を見出したものであったが、彼らはたったの数千万円でそれを売り払おうとしたのである。検察では、もしその技術が中国に流出していれば、予想損失額は約1兆7,000億円が超えていただろうと推算した。

外国に行ってみると、彼らは技術開発にあっては、特に保安を重要視していることが分かる。数年前にオランダの化学会社であるDSMに業務のため訪問したことがあった。彼等は筆者を重要な顧客としてもてなす一方で、不快なほどにボディーチェックをした。ミーティングも絶対に社内では行うことがなかった。許された外部の場所でのみミーティングが行われ、カメラや録音機があるのかを確認するのは必須であった。

「産業機密保護センター」は、産業スパイの識別要領として業務と関連のない映像装備を備えていたり、他の部署の事務所に頻繁に出入りする者、会社の機密が保管された場所に意味不明に接近する者、主な業務の従事者が理由なく急に辞職する場合、何らの事由なしに休日に事務所に出る者、同僚のコンピュータに無断で接近する者には気をつけるよう注意を呼びかけている。

2008年から韓国は、「産業技術の流出防止および保護に関する法律」を制定・施行しており、産業技術保護協会も創設された。検察は検察なりに対応している。ソウル中央地方検察庁の先端犯罪捜査部は、2004年10月から技術流出犯罪捜査センターを設置・運営している。2005年4月、最高検察庁の中央捜査本部に先端犯罪捜査課を新設した。国軍機務司令部は、防諜署に防衛産業分野の技術流出犯罪の業務を取り仕切る別途の組織を設けている。

16. 商標の選定

新たな商標を選定するときには、いくつかの原則と注意事項がある。これまでマスメディアは新聞からラジオに、ラジオからテレビに、テレビからマルチメディアに発展してきた。したがって、新たな商標を選定するときには、単なる

肉眼で見る商標から耳で聞く商標に、さらに見て聞いて感ずる商標を考慮して選定しなければならない。

どのような商標が発音しやすく、脳裏に長く刻み込まれてよい感じを与えられるのだろうか？　これは決して簡単な問題ではない。発音しやすい単語は記憶に長く残らない場合があり、よい感じを与える単語は時には識別力が低くて商標登録の対象にならず、また長く記憶される単語は普通名詞であって誰もが使用することができる場合が少なくないからである。いわゆる需要者にアピールしつつ商標登録の対象になるべきであり、独占的に使用することができるものでなければならない。

ここでどのような商標が需要者にアピールできるのかが重要である。製品を使用する顧客の感性、慣習、生活パターンに合う商標を見出さなければならない。したがって、新たな商標を選定するときには必ず市場調査を行い、需要者の反応を点検しなければならない。

南北戦争の直後に掛時計に「Yankee Bell」という商標を付けてアメリカの全域に販売したが、この商標が付された製品が唯一アメリカの南部では売れなかつた。それで今度は「Dixie Bell」という商標を付して販売したが、今回はアメリカの北部では全く売れなかつたという。その理由は簡単である。「Yankee」は南部諸州の人が北部諸州の人を卑下して呼ぶときに使用する単語であり、「Dixie」は北部諸州の人が南部諸州の人を卑下して呼ぶときに使用する単語であった。すなわち、これらはそれぞれ南部と北部の諸州の人が感情的に好きになれない商標であったのである。

このような例は他にもある。韓国のS食品がインドにマーガリンを輸出したが、その時の商標が「牛の頭の図形」であった。インドとはどういう国であろうか？人口の大部分がヒンズー教徒であり、牛を神聖視する国ではないか？このような国にマーガリンを輸出して製品に付した商標が、牛の頭であれば売れないのは当然であった。このように特定商品の消費者が、どの宗教と哲学、慣習を持っているのかを把握するのは非常に重要なことである。

新たな商標を登録するときには、必ずその会社のみが独占・排他的に使用することができるものでなければならない。ところが、韓国では商標法上、何らの問題がなくとも、その商標が付された製品を輸出したとき、その輸出対象国では使用することができない商標もあり得る。したがって、必ず相手国において法的な問題があるか否かを事前に調査しなければならない。場合によっては、輸出対象国で、所定のロイヤルティを支払って使用権を得て自社の商標を使用することもできる。

最近の傾向をみると、韓国内に知られた商標を開発途上国の国民が一方的に先に登録したため、その商標が付された商品が輸出されたとき、問題が引き起こされる場合が頻繁にある。もちろん、このような場合でも商標登録の無効訴訟を通じて整理することができる。しかし、相当な費用と時間を要するため、経済的には輸出対象国の商標調査を先に行い、その結果によって輸出することをお勧めしたい。そしてさらに輸出対象国に自社の商標を予め登録されることをお勧めしたい。

参考までにいうと、アメリカの蓄音機会社は、「His Master's Voice」、すなわち「飼い主の声」という文字とともに犬が蓄音機の前に座って飼い主の声に耳を傾けている場面を商標として作った。この商標は当時、アメリカで最も優れた商標として選定された。



His Master's Voice商標

17. 同じ建物のフロア違いで待ちぼうけ

1991年、ヨーロッパの出張中についた出来事である。筆者は、ロンドン市内にあるリージェンシーホテル(The Regency Hotel)の2階ラウンジで、弁理士ピーター・ジャクソンと12時30分に待ち合わせした。彼は平素、筆者と重要なことを取り交わす莫逆の間柄であった。しかし、約束した時間になつても彼は現れなかつた。さらに30分待つてみたが、来る気配はなかつた。何かあったのか心配になつてホテル1階のロビーの公衆電話で彼の事務所に電話を掛けてみた。

「え？ 既に約束場所に出発しましたけど？」

彼の秘書の話によると、12時頃に事務所を出たから、今頃は明らかにホテルの2階で待っているはずだというのである。話を聴いて非常に不快な気がした。もはや約束時間から1時間が過ぎていた。歩いて階段で2階に上がろうとしたところ、なんと彼が3階から2階に降りてくるではないか？

あ！ そのときになってやっと筆者のミスが分かった。筆者はアメリカ式の2階ラウンジで待っており、彼はイギリス式2階、建物構造上では3階ラウンジで待っていたのである。階数に関する表現は、イギリスとアメリカで明らかに差がある。

イギリス式表現がGround Floor(1階)、First Floor(2階)、Second Floor(3階)であれば、アメリカ式はFirst Floor(1階)、Second Floor(2階)である。3階で同様に長時間待っていたジャクソン氏の顔色にも不快さが表れていた。互いに誤解はあったが、筆者が先に過ちを詫びた。そうして互いに誤解を解いて初めて業務の話をすることができた。

このようにヨーロッパで建物の階数をいうときにはヨーロッパ式表現とアメリカ式表現とが異なることを事前に必ず認識した上で約束しなければならない。

18. ソニーの失敗(特許と標準)

時は流れ、今はDVDが一般化されたが、わずか10年前にはすべての映画はビデオテープを用いた。町中にレンタルビデオ店が並び、映画館で封切りした映画を見逃した人は、ビデオが出るのを指折り数えて待っていた。そのビデオはすべてVHS方式である。ところで、1975年に松下のVHS方式より画質がもっと優れていって、録画時間も長かったビデオテープの再生技術が開発された。それがソニーで特許を受けたベータマックスであった。

ベータマックスは12.7mmの規格であってVHS方式のテープより1cmにもっと多くのデータを録画することができ、画質もよかつた。しかし、ソニーはビデオプレイヤーの標準競争でベータ方式のみに固執し、市場から追い出された。ソニ

一はベータマックスを開発した後、他の企業も他の標準を作ることなく、当然自社のベータマックスに従うと考えた。しかし、他の企業はVHSの標準を家庭向けビデオテープの技術標準として取り入れた。自社の技術が最高だという固執から閉鎖的な政策を取ったのが原因であった。優秀な技術を持っていても市場から追いやられた代表的な事例である。



ソニーのベータマックス

標準とは、共通的かつ反復的な使用のために提示された規格、指針、製品の特性、関連工程と生産方法を規定した文書をいう。つまり技術を使用する互換に対する約束である。ある技術が標準になると、他の企業もその標準に従って製品を生産する。松下のVHS方式がソニーのベータマックス方式を押しのけてビデオテープの標準になったため、他の企業はVHS方式に合うビデオ再生機、ビデオテープ、その他の互換製品を作るようになった。

このような標準は、量産が可能であり、費用の節減と互換性に役立ち、最低品質を保証するのに意味がある。また需要者に共通した情報を提供する。標準の種類には公的標準と事実上の標準の二つがある。公的標準とは、国際電気通信連合や国際標準化機構など、公認された標準化機構で定めた標準をいう。事実

上の標準とは、市場原理によって市場支配機能を持った標準をいう。これら二つは共に重要である。技術は独占することも重要であるが、標準化されて市場を支配することもやはり重要なだからである。

企業のある技術が事実上の標準になり、特許まで取得するようになると、公的標準に至る可能性が高い。その技術が公的標準として定められると、結局、特許権の権利行使の際に比較的広い権利範囲を主張することができる。侵害の立証の責任も容易で、とてつもない付加価値を勝ち取ることができる。

例えば、携帯電話に関する1,700件余りの特許と標準技術を有しているアメリカのクアルコム(Qualcomm)社は、いながらにして1995年から10年間韓国の携帯電話の製造社から約3,800億円のロイヤルティを得た。

韓国の携帯インターネット技術であるワイブロ(WiBro)が国際標準になった。国際電気通信連合は、ジュネーブ国際会議センターで行われた電波総会(Radio Assembly)で、ワイブロを3世代移動通信の6番目の標準として選定した。3世代移動通信は、音声はもちろん画像通話まで可能な通信をいう。

既存の3世代標準技術は、WCDMA(広帯域コード分割多重接続)、CDMA-2000、TD-SCDMA(中国式)、DECT(ヨーロッパ式)、UWC-136(衛星通信方式)など五つの標準があったが、韓国が6番目として採択されたのである。

2009年に三星電子とLG電子が共同で開発したモバイルデジタルテレビ技術が、アメリカの標準技術として採択された。これはとてつもない価値を創出できる成果である。また、韓国内のタッチフォンに用いられる20ピン方式の携帯電話の充電方式も国際標準として採択された。韓国が世界最初に商用化させた地上

波マルチメディア放送(T-DMB)の技術と、サービスロボットの安定と性能の測定技術も国際標準になった。

参考までにいうと、放送システムに関する国際標準は二つあるが、一つはアメリカを中心にして日本、韓国のような国で採択したNTSCシステムであり、もう一つはヨーロッパの国々で採択しているPALシステムである。

このような技術が標準になると、外国会社はこの技術を使用しなければならず、使用するたびにロイヤルティを支払わなければならない。特許も重要であるが、その技術を国際標準にすべきである。今や技術のみを開発してはならない。市場を支配したり、技術の公認を受ける手続きが、それほど重要な時である。

19. 時差を忘れた電話

1980年頃、カナダのトロントで国際知的財産権協会(AIPPI)の総会が開かれた時の話である。午後10時頃、カナダのバンクーバーに到着した筆者は、トロントに住んでいる友達を思い出した。長い間ご無沙汰しており、カナダに来たから、時間があれば会いたいと思って彼に電話をかけた。ところで、向こう側から聞こえる声は苦しそうな声であった。

「おい、久しぶりだから嬉しいけど、ちゃんと寝させてくれ。それじゃまた」
電話を切って何とも寂しい思いがした。

「あんな無愛想な返事があるか」

しかし数分後、ぽんとひざを打った。それもそのはず、トロントとバンクーバーは4時間の時差があるので、筆者が電話をかけた時間がトロントの友達には午前2時だったのである。

トロントで国際会議が終わり、次の行き先はアメリカのワシントンD.C.であった。トロントから出発してワシントンD.C.を経由してメキシコまで行くアメリカン・エアラインに乗った。かなりの時間が経って急に操縦士が「ようこそ、アメリカへ」という機内放送をした。通り過ぎる乗務員に、ここはワシントンD.C.かと尋ねると、いたずらっぽい表情でそうだと答えた。それで同乗していた先輩のC氏とH氏、そして筆者の3人は急いで飛行機から降りた。

ところが、ワシントンD.C.にしては雰囲気があまりにも暗く、どんよりとしていた。変な感じがした。それで黒人の女性警察官に、ここはワシントンD.C.かと尋ねてみた。彼女は怪訝な顔をして、ここはニューヨークのラガーディア空港だと答えた。

しまった。なんということか！　真っ暗なラガーディア空港で我々3人は、気が動転して互いに声も出なかつた。くらっと目まいがした。我々はその飛行機から降りてはならなかつたのである。大きな荷物にお金をいくつかに分けて入れておいたし、また洋服や書類などが全部そのかばんに入つていて、すべてのビジネスはニューヨークではなくワシントンD.C.で行われるよう予約しておいたからである。気が急いで舌の回らないうまくできない英語で、黒人の女性警察官にあれこれ事情を話した。千辛万苦の末、非常連絡網を通じて我々が乗ってきた飛行機の操縦士に連絡が取られた。

我々のため、飛行機が次の行き先であるワシントンD.C.へ出発する時間が1時間も遅れる事態が発生した。機内に入るやいなや、ニューヨークをワシントンD.C.といった乗務員にどうしてこんなことができるのかと抗議したが、その乗

務員はワシントンD.C.もニューヨークもアメリカじゃないですかとジョークを言うのだった。彼女は見習中の乗務員であった。すると、機内の乗客が一斉に抗議し、声を張り上げたりしてパニックに陥った。ついに事務長に続いて操縦士が機内放送で謝罪することによってハプニングはおさまった。

この事件後、航空券を購入するときは、必ずその飛行機の次の行き先と到着時間、最終行き先と時差などを細かくメモするのが習慣になった。

20. サンバンウル商標

韓国の株式会社サンバンウルとの縁は、1977年にさかのぼる。サンバンウルの最初の商号は、サムナムメリヤス工業社であり、その後、雙寧纖維工業株式会社に変わり、最後に株式会社サンバンウルに変わった。

「雙寧纖維」における「雙寧」という単語は、会社を創業した李奉寧、李昌寧の二人の兄弟の名前から取ったもので、当時、雙寧纖維工業株式会社のL専務(後日、T纖維の会長になった)が電話相談を要請してきたことが最初の縁になった。

ところで、この会社の「サンバンウル」商標は、独特なイメージを連想させる。当時、ラジオの広告文句が「りんりんとサンバンウル、りんりんとサンバンウル…」であった。主製品が、ランニングシャツ、パンティー、下着であったが、問題はこのような商品を購買する主顧客層が主婦であるということであった。どうすれば主婦に忘れられないイメージを刻印させることができるかというのが重要な課題であった。

大きな鐘の音は、余韻は良いが可愛らしくなかった。しかし、小さな鈴は、可愛くて小さな猫や犬がつけて歩く可愛らしい感じを与えることができる。



「サンバンウル」商標

ところで、「バンウル」(注：鈴の意)ではなく「サンバンウル」である理由は、別にあった。「サンバンウル」は、鈴が二つあるという意味であり、鈴が二つである男性のシンボルにまで飛躍(?)して想像することもできる。女性にこれ以上強力にアピールする単語が他にあろうか。

しかし、その後サンバンウルは経営難に陥り、結局、経営権が大韓電線の系列社に渡った。今は「TRY」ブランドに変わった。今考えてみても、「サンバンウル」はあまりにも惜しい商標である。

21. アジア弁理士協会(APAA)

知的財産分野には、国際団体が特に多い。その理由は、業務の大部分が国際性を帶びているうえに世界知的所有権機関(WIPO)の出帆以後、各国が知的財産の重要性に注目しているからである。

知的財産分野の国際会議を大きく分けてみると、世界知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機関(WTO)などこの条約に加入した世界各国の政府代表が主に参加す

る会議(民間人の専門家も例外的に参加)と、国際知的財産保護協会(AIPPI)、国際商標協会(INTA)、国際ライセンス協会(LES)、ヨーロッパ共同体商標協会(ECTA)、日本商標協会(JPA)など企業と弁理士、弁護士などが参加する会議、そしてアメリカ知的財産法協会(AIPLA)、国際弁理士連盟(FICPI)、ヨーロッパ弁理士協会(EPI)、アジア弁理士協会(APAA)など弁理士だけが参加する会議の3つの種類がある。

政府代表 (民間人の専門家)主導	企業、弁理士、弁護士主導	弁理士主導
世界知的所有権機関(WIPO)、 世界貿易機関(WTO)	国際知的財産保護協会(AIPPI)、 国際商標協会(INTA)、 国際ライセンス協会(LES)、 ヨーロッパ共同体商標協会(ECTA)、 日本商標協会(JPA)	アメリカ知的財産法協会(AIPLA)、 国際弁理士連盟(FICPI)、 ヨーロッパ弁理士協会(EPI)、 アジア弁理士協会(APAA)等

概して先進国には弁理士制度があるが、開発途上国には弁理士制度がなく、弁護士がその業務を担当している。

筆者は、1974年にアジア弁理士協会(APAA)に加入して以来、国際的に交際の範囲を広げつつ、1999年に会長出馬を決心し、各国を行き来しながら支持を訴えた。当時のアジア弁理士協会の会員国家数は22ヶ国であった。アジア弁理士協会は、伝統的に日本人が続けて会長を務めてきた。日本人でないのは、ニュージーランド人一人だけであった。日本人が続けて会長をするしかなかった理由は、1969年に創設されたアジア弁理士協会は日本、韓国および台湾の3ヶ国の協力により設けられたのであるが、東京に事務局を置き、長い間、日本の弁理士たちが主導的な役割を果たしており、会員の数も一番多かったからである。

しかし、筆者はAPAAにも民主化が必要であり、すべての規則と制度を改革しなければならないと思った。それで、その時まで法人ではなかったAPAAを法人化しようと主張したが、そのように訴えた結果、多くの国家の支持を受けた。

2000年11月マレーシアのコタキナバルで開催されたAPAA定期総会で、筆者は、アジア弁理士協会で韓国人初の会長として選出された。しかし、筆者はそれが見せかけだけの会長職ではないことがよく分かっていた。民間外交官としての重い責任を感じるようになり、それに相応した様々な問題を解決しなければならなかつた。このことをきっかけに、弁理士業界で韓国と韓国人のステータスが高まつたと聞いた。アジア弁理士協会の会長の任期は、3年ずつ2回重任できたが、筆者は重任を望まず3年で任期を済ませた。有能な会員が多かつたため、さらなるAPAAの発展を期待したのである。

APAAの年次大会には、オブザーバーとして、毎年ヨーロッパとアメリカなど全世界の多くの弁理士、弁護士が参加している。

22. ワイシャツの袖に付いた口紅

今は、オンラインで特許出願をするため、昔のように代理人が紙文書を作成する必要がない。しかし、1989年当時でもB5サイズの紙に四角線を描き、その四角線内に特許明細書の内容をタイプライターで打つようになっていた。審査用1部、技術公開公報用1部、審査合格後の公告公報用1部、代理人事務所用1部、出願人用1部など計5部を作成しなければならなかつた。

手動タイプライターや電動タイプライターで、複写紙を重ねて一番下にある紙まで字が鮮やかに写るようにするために、指に力を込めて強く打たなければならなかつた。だから、退勤時間になると、女性社員が冷水の入っている器に指を浸して冷やす姿を見るのは普通であった。

問題は、明細書の各枚ごとに重なる部分に代理人が必ず割印を押さなければならなかつたが、B5サイズの紙で文書を作成すると、ページ数が多くなって簡単な仕事ではなかつた。さらに明細書内に訂正するところがあれば、その行の右側端や左側端に「5字訂正、3字削除」など捺印もするようになつてゐた。A4用紙に変えれば、ページ数が減り、紙の重さやかさも減るが、紙サイズの変更が許容されず、自然に事務所には大きな紙包みがいっぱいになるようになつた。その紙の重さに耐えきれず、特許庁の建物に亀裂が入つて、当時のビルのオーナーから退去要請を受けるまでに至つた。

各弁理士事務所に勤めた高卒の女性社員は、割印だけを押す単純業務に三、四ヵ月ももたずに辞表を出すのが常であった。それで筆者はどのようにすれば紙の重さを減らし、人件費も節約することができるか考えた。そして、あるアイデアが浮び上がつた。

韓国特許庁の局長級会議に参加して、国際的な趨勢に照らしてみると、まず、紙のサイズをB5からA4に変えてページ数と重みを減らし、以前に使用した四角線を廃止してタイプを打つことができる空間を増やそうと建議した。

「また、重要なことは明細書の各枚ごとに捺印する割印制度を無くすことです。そうしてこそ男性審査官の夫婦げんかが起きません」

会議に参加した局長は、怪訝そうな顔をした。

「夫婦げんかだって？」

「特許明細書が、どれほど複雑でしょうか？ 特許庁に提出する3部の明細書は、すべてのページごとに割印を押さなければならず、訂正しようとすれば、もう一度訂正捺印をしなければならず、書類審査官は、その多くの書類をめくっていけばワイシャツに印肉が自然に付いてしまいますが、審査官の奥さんたちが口紅と思わないのがむしろ不思議ですよね」

やっと、皆笑ってその話を理解した。

とにかく、こんな妙なブリーフィングをした後、特許明細書の紙サイズがB5からA4に変わり、四角線の枠もなくなり、割印制度も廃止されて特許庁の職員の家庭に笑いが戻った。

23. 印鑑証明を証明せよ？

ある韓国人が日本特許庁に特許出願をするため、日本の弁理士に事件を委任したことがあった。この際、委任状に押した印章が「洪吉童」という名前をハンブルで表記した「홍길동」であった。すると、日本特許庁の出願課から補正通知書が出た。印章の内容と文の意味が分らず、それが人の名前なら洪吉童本人が委任状にその印章を捺印したことを立証せよというのであった。

なんととんちんかんなことをいうのか？

日本では印章に名前全体が刻印されていない場合がある。例えば、名前が「松本一郎」である場合、「松本」だけ刻印されているのである。しかし、韓国は、一般的に姓と名をすべて刻印する。例えば、名前が「洪吉童」である場合、「洪

吉童」という名前の全体が刻印された印章を捺印する。それなら、日本特許庁の出願課は、その印章が日本人のものの刻印と異なると問題を提起したのだろうか？ その印章を信じることができないため、印章の主人がその人であるということを立証しようとなれば、いったいどうやって立証せよというのか？

こんな話を聞いた筆者は、ちょうど東京に出張する用事があり、日本特許庁の出願課に立ち寄って通知書が不当であることを説明しつつ、韓国人は印章を捺印する時には、日本とは異なり必ず名前の全体が刻印された印章を捺印するのが慣習であるから、印章に姓と名が共に刻印されているのは異常ではないと言った。

そして、「韓国特許庁の出願課では、日本人の印章の捺印慣習を尊重して氏名の全部でなく姓だけ捺印されていてもこれを受け入れて処理しているのに、どうして日本特許庁は韓国の印章の捺印慣習を尊重してくれないのでですか？ 韓国特許庁でも日本人が特許出願をするとき、印章捺印について本人が捺印したことを見せて立証せよといえば、どんな書類をどうやって作成するつもりですか？」といった。担当者は、日本語委任状に捺印された「홍길동」(洪吉童)という字がどういう意味なのか理解することができなかつたため、そうしたと説明した。

筆者は、イギリス特許庁の場合には、委任状のそのものの提出も省略しているが、国際的な先例がない要求をすることは、国際法上、互恵主義にも反したことであると説明した。結局、日本特許庁の出願課職員は、自分の考えが浅かつたと率直に認めた。

仮にその書類を偽造や変造したとすれば、それに対する責任は偽造や変造した人が責任を負えばよいであろう。まして日本特許庁の要求のように書類を作成しようとすれば、改めて日本語委任状に「洪吉童」が捺印し、その捺印した委任状を公証事務所へ行って公証を受けた後に日本特許庁に提出しなければならない。まるで印鑑証明を証明せよというのと同じナンセンスであった。

24. イスラエルの英才教育

ユダヤ人は、全世界の人口の0.3%に過ぎないが、ノーベル賞受賞者の約30%を占めている。ユダヤ人が頭が良い民族だからだろうか？ そうではない。彼らが教育を通じて英才を育てているからである。

イスラエル政府が、教育に投資する費用は、国民総生産(GNP)の8%にもなる。アメリカが5.3%、日本が3.6%であることを勘案すれば、格段に高い数値である。彼らは、毎年、教育予算の36.7%を英才教育に使用する。イスラエルの学生は、勉強はすればするほどおもしろいということを学ぶ。特に、すべての教育現場の授業方式が好奇心と創意性の開発に焦点が合わせられている。

ユダヤ人は、特に家庭教育を重視する。ユダヤ人律法学者が社会のあらゆる事についての言い伝えを集大成した本「タルムード(Talmud)」には、「学ぶことは、教えを受けるのではなく、大きい人の前に立つこと」という言葉が載っている。ユダヤ人の家庭教育は、親が先に模範を見せることから出発する。ヘンリー・キッシンジャーアメリカ国務長官は、自敍伝で週末ごとに親と一緒に勉強したと書いている。

韓国も英才教育を活発に支援する。外国語高等学校、科学高等学校、芸能界専門高等学校がある。しかし、本当に重要な英才教育とは、すべての科目をみな教える中で優れた学生を選抜することではない。一般教養は、まんべんなく学習しなければならないが、専門的かつ特殊な知的財産分野では、特性化教育をしてこそ真の英才教育になる。

バイオリン、ピアノ、漫画、コンピュータプログラム、キャラクター、発明、デザインなど、知的財産分野で特出した学生を発掘して国家が責任を負わなければならない。これは、父兄に過度の教育費を負担させた後、ごく少数の学生だけ頭角を現わす既存システムとは根本的に相違する。問題は創意力である。今、この時代の教育は、創意力開発に目標を置かなければならぬ。一国の過去は博物館にあり、現在は市場にあり、未来は若者にある。

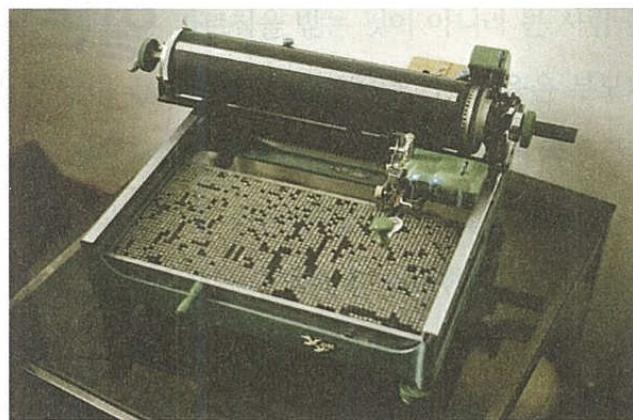
韓国にも2000年に制定された英才教育振興法がある。しかし、この法を一層活性化してこそ実質的に多くの英才を育成することができるであろう。

25. 日本語ワープロ

1980年のことだったと思う。

筆者が日本人顧客に書信を送る時には、和文孔版タイプライターを使用した。このタイプライターの特徴は、日本語、漢字などの単語が逆になっている。よって、引っ繰り返った単語を一つ一つ引いて機械で組版し、紙の上に刷る装置である。よって、逆になった字を引いて正しく刷らなければならなかつた。その作業がかなり不便なばかりでなく、時間も長くかかり、一日中、職員が一生懸命に刷っても手紙を二、三枚しか作ることができなかつた。しかし、他の

代案がなかった時代だったので、どうしようもなかった。



和文孔版タイプライター

そうするうちに 1986年頃、巷にもコンピュータ式ワープロが販売されたが、速度がとても早く、これを購入するようになった。今は、PC内にワープロプログラムをインストールすると、便利に使用ことができるが、当時のワープロは、装備サイズが、この頃の大型サーバーほど大きく、価格もとりわけ高かった。大阪で取引先の東芝の製品を買って、航空貨物会社に配達を依頼し、関税、保険料を支払って事務所に到着したが、その合計費用が約130万円位になった。当時(1987年基準)、30坪代のソウルの江南地域の一番高いアパートの価格がおよそ380万円～530万円位であり、江北地域のアパートは、おおよそ300万円～380万円の時だったから、おおよそアパート価格の1/3位の価格であった。しかし、当時、押し寄せるように仕事が多く、処理する事件が山積みだったから、孔版タイプライターより速度が早い日本語ワープロを購買するしかなかった。

筆者の事務所の職員は、踊り出すほど喜んだ。使ってみると、サイズが大きくてスペースを多く占める欠点はあったが、速度においては孔版タイプライター

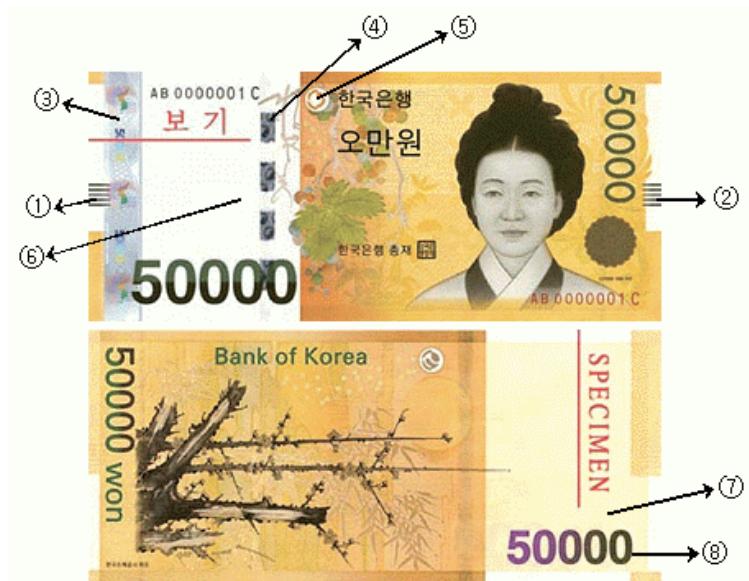
と比較にならないほどであった。しかし、このワープロも、2年が過ぎた1989年頃、お払い箱になってしまった。東芝から出た「RUP0」という商標のノート型の日本語ワープロを約23万円位の価格で買えるようになったからである。速度はもっと早くなり、机の上に置けば良いから、以前のように広いスペースも必要なくなった。「これ、君にあげるよ」

筆者は、約130万円のワープロを担当職員に与えてしまった。彼がその大きなやっかい者をどうやって処理したのか今もわからない。

技術の発展がどれくらい早いのかが分かる話である。しかし、我々が取り扱わねばならないのは企業が使用している機器やツールをどのくらい使用した後、交換するのが合理的なのかである。また、開発する技術のライフサイクルをどのように調整するのかも重要である。とても短い期間内に新たな技術を取り入れれば、研究投資額を回収することができない短所が生ずるようになって、そういうといって、新しい技術を取り入れるのが遅すぎると、市場で顧客を逃すおそれがある。会社としては適当な時期に新しい技術を導入して新しい製品を市場に出す必要があり、消費者もこのようなリズムを勘案して機器を購入すれば、後悔しないだろう。

26. 紙幣に隠れている特許技術

全世界的に紙幣に関連した特許技術は、5000余類がある。韓国で歴史的に著名な女性である申師任堂の肖像画が描かれた韓国銀行の5万ウォン札を見てみよう。紙幣の正面を見れば、多くの特許が現われる。



①と②は、視覚障害者のためのアイデアである。五つの線が指で感じられるように設計した。③部分は、紙幣を様々に傾ける角度によって「太極模様」、「韓半島地図」および「☰☰☰☰」(太極四卦)の図形がそれぞれ同じ位置で異なるイメージに変わり、「50000」という数字が現れるように設計されている。④部分は、紙幣を両手に取って前後左右に動かすたびに四つの長方形内の図形が動くようにし、⑤は、花びら図形に見えるが、これを明るい日光や明りの下に照らして見ると、花びら模様のところに太極模様が見えるようになっている。⑥部分を日光や明りの下に照らして見ると、五角形図形内に「5」という数字が現れる。

次に、紙幣の裏面中、⑦部分は、ちらっと見ると何も見えないが、この部分も日光や明りの下に照らして見ると、申師任堂の肖像画が現れる。⑧部分の50000という数字も傾ける角度によってその色相が変わるように設計されてい

る。それ以外にも、もっと精巧な技術と秘密が隠されているが、この程度にとどめておく。

今も諸国で紙幣をめぐって特許アイデアと偽造犯の間で戦争が繰り広げられている。カラーコピー機の技術が発展するとともに、さらに精巧な模造紙幣が出現することが現実である。また、これに劣らずこのような偽札を識別するための技術も一層発達するようになった。

紙幣を作る原価の60%は、特許料が占める。この特許技術は、大部分偽札のかを識別するためのものであって、多くの国で特許として保護を受けている。よって、その技術を使用する造幣公社は、所定の特許使用料を支払わなければならない。使用する人々が、紙幣を大事に保管して使用しなければならない理由がここにある。

27. 最先端技術トイレでの災難

1985年12月の事である。

日本の東京中心地にあるW法律会社で建物竣工式をするとの連絡があった。この会社は、本社を東京に置き、支社が大阪、台北、香港、シンガポール、北京にある中国と台湾事件専門の法律会社である。筆者は、その会社と長年の間、取り引きもあり祝いのため訪問した。そこで新たに竣工された建物の会長室に入った。きれいに飾られた内部インテリアと家具があった。ところで、一つの額縁が目についた。

多打好身 少打好心

「これはどういう意味ですか?」

会長は、面白い解釈をした。

「自分の平均打数より多い打数を打てば健康に良く、自分の平均打数より少ない打数を打てば気持ちが良いという意味ですね」

ゴルフの話であった。彼は、大変なゴルフ狂であったが、ゴルフ打数にこだわらずにゴルフそのものを楽しめば気持ちもよくなり、健康にもよいという本人の人生哲学であると言った。

パーティーは夕方から始まったが、かなり多くの祝賀客が参加した。主に日本大企業の知的財産部長、特許部長、商標部長または重役であった。シャンパンにワイン、ウイスキーなど多様な酒類に新鮮な寿司までご馳走を楽しんでいるうち、急にトイレへ行きたくなつた。案内されてトイレに入ったが、これは何たることか。何のスイッチも押さないのに、トイレの内部に電灯が自動につくではないか(今はどの建物でもセンサーが付いているが、その当時は衝撃的であった)。

もっと驚いたのはその後に起きた。用を足して水を流そうと思ったら、ボタン数があまりにも多かった。それで、前側にあるボタンを押すと、急に水が飛び出してくるのではないか。筆者のスーツとワイシャツはびっしょり濡れてしまった。慌てて水を止めようと他のボタンを押すと、今度は天井から水が流れ落ちてきた。またたく間に濡れ鼠となりトイレに呆然と立っていた。そこに、トイレへ行ったゲストがしばらくしても帰って来ないので、招待した社長がトイレに筆者を探しにきた。

「これ、みんな珍しいボタンばかりですね」

すると、社長が手を打って大笑いした。

「おお、先生。そうでなくてもパーティーにいらっしゃった方々に先端技術のトイレを説明しようと思っていたところでした」

タオルで濡れた髪をぬぐいながら、彼が笑う姿にちょっと腹が立った。彼の説明によれば、このトイレに設置された諸般施設は、TOTOで開発中の試供品であって、そのボタンの表記が誰にも分かる字で表記しておらず、自分もトイレで災難に遭ったというのである。初めて押したボタンはビデ用ボタンであり、二番目に押したボタンは、トイレでシャワーを浴びるときに、使用するボタンであった。

韓国は、当時発展途上国として発展していた時代であり、日本は先進国の一員に上がった時代であった。 アナログ時代人がデジタル時代の機械に会ったのであった。

28. 総理夫人が好きなヨン様

鳩山元総理の令夫人である美由紀女史は、韓国にベタ惚れである。ペ・ヨンジュン、イ・ビヨンホンなど韓流スターの熱狂的なファンであり、韓国へ来るたびにテンジャンとポサムを食べ、料理方法を書いておく。安部晋三元総理の令夫人である照恵女史も韓流ファンとして有名である。彼女は、2006年に韓国ミュージカルを見物しに玄海灘を渡った。 それは、まさに「冬のソナタ」から始まった。

2002年、「秋の童話」を製作した韓国放送(KBS)は、季節シリーズの二番手として「冬のソナタ」を放送した。2002年1月14日に初放映され、視聴率がおよそ16.3%(AGB視聴率)に至った。「秋の童話」より、期待に及ばなかったが、初回と

しては反応が良かった。14回目の放送は28%まで上がった。内容も面白く、視聴者の反応も良かったが、韓国内では前作「秋の童話」の人気があまりに高かつたので、「冬のソナタ」は、季節シリーズの二番目ドラマとして認識される程度であった。

ところで、ブレイクは他で出た。KBSは、このドラマを版権も合わせて約20億円でNHKに売った。当時、日本には中年層が見応えのあるドラマがなかった。NHKは、「冬のソナタ」のような純粋な恋物語がおばさんたちに好まれるだろうと判断した。結果から言えば、NHKはこのドラマで約920億円を稼いだのである。彼らが、KBSに支払った約20億円の中にはドラマに関連したその他の媒体版権まで含まれていた。NHKは、OSMU(One Source Multi Use)戦略を展開し、「冬のソナタ」DVD、写真集、アクセサリーなどの商品は飛ぶように売れた。ドラマより付随商品でもっと大きく儲けたのである。

しかし、KBSはどのような措置も取ることができなかつた。ただ、NHKが金を儲けるのをぼうっと見守るしかなかつた。しばらくの間、お隣の日本で「冬のソナタ」で稼ぐ音が海を渡ってソウルまで聞こえるほどであつた。もちろんKBSには、大きい功労がある。KBSの「冬のソナタ」は、まさに韓流のスタートを切るドラマであつたし、そのドラマは韓国の文化が世界へ広がるのに大きく寄与した。おかげで「大長今」や「食客」、「イカサマ師」などの他のコンテンツが世界へ広がっていくことができた。また、ペ・ヨンジュンやピ(RAIN)などの韓国のスターも世界市場で認められた。韓国の文化の魅力にはまつた外国人は我も我もと韓国を訪ねた。

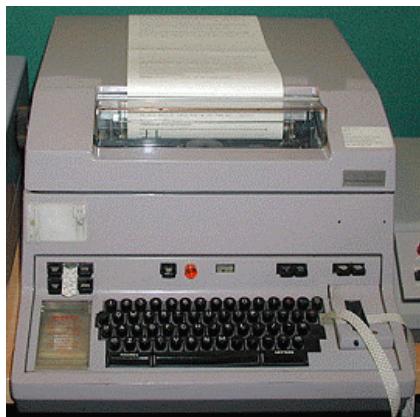
29. 宅配便配達員がスチュワーデス？

若い世代には、よく分からぬような話を一つする。1970年代初めには、外国と貿易する人々は、緊急の通信手段として電報住所(Cable address)を持っていた。韓国の輸出会社が外国の輸入業者のすべての住所を記載して電報を送れば、字数が多く、電報費用が並大抵ではなかった。それで簡単な電報住所を電信電話局に登録して利用した。例えば、「韓国ソウル特別市鍾路区世宗路100番地の韓国自動車株式会社、貿易部 洪吉童(Hong Kil Dong)」と表記すべき事項を、「Mr. KD Hong, Korea Auto, Seoul, Korea」という略式で表記して電信電話局に登録すれば、外国からこのような住所に来る電報は洪吉童に送れる。

この当時によく使用した単語には、次のようなものがあった。

「Your」は「YR」、「Received」は「RCVD」、「Thank you」は「TNKS」、「By Return」は「BY RTN」、「Please」は「PLS」などと、できるだけ字数を減らして使用した。しかし、電報住所があるといつても、外国に電報を送る時には、直接郵便局へ行かなければならなかつた。外国から来る緊急の電報も、電報が来たと連絡が来れば、郵便配達員が来るまで待てずに職員が電信電話局や郵便局へ行って直接電報をもらって來るのが常であった。

1980年になると、テレックス(Telex)という機械装置が登場した。テレックスは、外国の顧客が電報を送れば、送ると同時にリアルタイムで電報内容を即座に受けることができるため、費用と時間節約はもちろん、とても便利な機械であった。当時はファクシミリがなかった時代である。寸刻を争う事件の場合、テレックスで特許明細書を受け、それをハングルで翻訳する間に図面は特急速達郵便で受け取るケースが多かつた。



テレックス

テレックスは、大型コンピュータよりもっと大きく、価格が高いうえに(当時のソウルの庶民が住む国民住宅の価格が約61万円位であったが、このテレックスの価格は約38万円位であった)外国から電信内容を受信するときは、その騒音がまるで機関銃の音に似ていて、ぎょっとした。テレックスに近い席で仕事をする職員は、耳栓をはめなければならないほどであった。この騒音を減らそうと、多くの会社は、別の密閉空間を作つて「立入禁止」という立て札を付けて使用した。それで、会社ごとに名刺にテレックスがあるという事実を必ず記載し、職員も互いに自分の会社にテレックスがあるという事実をひそかに自慢した。また、テレックスの送信料はとても高かった。使用する時間によって料金が策定されるので、外国に送る字数を減らさなければならなかつた。例えば、「I LOV U」のような表現で。

ある日、ニューヨークの弁理士事務所から電話がきた。NTSC 放送システムに関連した特許を韓国に出願しなければならないが、自分の事務所の職員のミスで日付計算を間違い、3日しか時間がないというのである。とても緊迫した声であった。

電話を受けたのが、韓国時間で金曜日の夕方であったが、3日間なら許された時間は月曜日までであった。どんな手を使ってでも、やってあげなければならない状況であったが、データをどうやって入手するかが鍵であった。今は、大容量メールやファックス、DHLまたはFedExのような航空郵便なら一日又は三日以内でデータを取り交わすことができるが、当時は夢にも思えない時代であった。

相手に筆者の意志を伝えた。

「最善をつくしてやってみますが、次の三点については責任を負えません。方法を講じてください」

まず、特許技術明細書をどうやって送るかであった。相手は、費用はいくらかかるともいいからテレックスで送るというのである。当時、3件の明細書ページ数は、アメリカ明細書の分量で約1,300余ページ(アメリカ明細書の紙の大きさは、通常他の国の二倍ぐらいである)に達した。字の数行を節約するため、略字を使っているが、1,300ページに達する内容をテレックスで送るというのだからあきれてしまった。

第二に、翻訳に関する問題であった。金曜日から始めるといつても月曜日に書類を提出しようとすれば、職員に残業させて週末も徹夜しなければならなかつた。それでも翻訳する分量があまりにも多かったので、外部の人に翻訳を分けて任せると言つた。このような場合、文章のニュアンスや文脈が変わることもある。もし最初に翻訳した明細書と、後日補正した明細書との間にその要旨が変更されて、もし特許が出なかつた場合、我々の責任ではないと念を押した。

第三に、特許技術図面をどうやって受け取るかである。あまりに複雑な技術内容だったので、図面がなければ、その内容を把握さえできない事件であったからである。当時は、DHLのような特急速達郵便制度がなかった時期であり、一番早く来る特急郵便であってもニューヨークから韓国まで4日かかった。

「大韓航空の乗務員便で技術図面を送ることにする！ あさっての明け方に金浦空港に到着する航空便です」

007作戦とでもいおうか。全職員を非常勤務させて明細書を分けて翻訳しつつ、特許出願する日の明け方に金浦空港に入って来る航空機で図面を受け取って無事に出願を終わった。

その時、出願を済ませたというテレックスを送ると、彼の返事はこうであった。

「TNKS TNKS A LOT. WILL NOT FORGET YR HELP IN MY LIFE」

この特許出願は、2回の明細書の補正を経て特許を受けた。

30. テトラポッドの自滅発明

テトラポッドは、港に防波堤を保護するために配置した大型コンクリートブロックであって、4個の角柱がある構造物である。韓国の漁民は俗称、三本足と呼ぶ。このテトラポッドは、波が打ち寄せたり台風が来たりすると、特殊な構造のため波のエネルギーを弱化させ、互いに一層堅く結着する。また、施工するのに特別に注意する必要がなく、防波堤と港の施設を保護するのに優れている。

テトラポッドは、1949年フランスのネルピク (Neyrpic) 社が開発した。しかし、この卓越した発明品は、最大の特許失敗作として残るようになった。



テトラポッド

ネルピク社は、テトラポッドをフランスに特許出願した。フランスの特許公報にネルピクが作成した特許明細書と図面が載せられた。

1954年ネルピク社は、テトラポッドを日本に特許出願をした。問題の発端は、日本に特許出願した日の二日前にテトラポッドの特許明細書と図面を載せたフランスの特許公報が日本特許庁に到達したのであった。当時、日本の特許法によれば、日本国内に配布された刊行物に同一または類似するものが既に掲載されていると、その技術が不特定多数人に知られたものとみなした。テトラポッドは、この法によってフランスの特許公報が日本に特許出願した日の二日前に日本特許庁に到達したという理由で、特許庁の審査官は特許を拒絶した。ネルピク社は、これに不服して東京高裁に裁判を請求したが、やはり棄却され、特許拒絶決定が確定された。

ネルピク社が日本に二日だけ早く特許を申し込んでいれば問題がなかった。あるいは日本に特許出願をする際、パリ協約による優先権を主張すべきであった。パリ協約によって優先権を主張するということは、最初特許出願国家に特許出願をして1年以内にこの協約に加入した国に特許出願をすれば、最初国家に特許出願した日付にさかのぼって出願したこととみなす規定を利用することである。

当時、ネルピク社が特許法に関する知識があったなら、おそらく日本は相当な特許使用料を支払わなければならなかつたはずである。

31. 漢字は文字でない？

1986年のことだったと思う。アジア弁理士協会の国際協力分科委員会がインドネシアの首都ジャカルタで開かれた。この時、会議資料が多く、何人かの会員が荷物を分けてやっと空港に到着した。

税関検査台を通過する時であった。税関員が筆者に、突然漢字の印刷物を持っていますかと尋ねるので、イエスと答えた。そして、税関員は会議資料を調べた結果、通関させられないというのであった。このような状況は、筆者だけでなく日本から一緒に出発した日本弁理士達も同じ状況に遭つた。

「これは国際会議で使用する会議資料だけど、これに何の問題があるんですか？」

彼らはもじもじしたが、動かなかつた。「私の文書に何の問題があつて通関を保留するのですか？」

彼らは文書に漢字があるので税関を通せないというとんでもないことをいった。

「えっ、文書に漢字があるので通せないだって？」

筆者は、インドネシアの弁護士も会員であり、その会議がインドネシア政府の支援の下に開かれる国際会議であることを説明して糺余曲折の末、税関検査台を通過することができた。

後になって分かった事実は次のようであった。当時、インドネシア政府は、インドネシアに居住する中国華僑に対して反中国政策(Anti-China Policy)を遂行中であった。華僑がお金だけ熱心に集めてインドネシア社会に対して寄与をしないというのがその理由であった。また、国際会議で使用する資料の中に日本語資料が一部あったが、この日本語資料に漢字が含まれていたということも問題になった。日本は漢字とかなを並行して使用する。

もっと驚くべき事実は、当時、インドネシアの法務省傘下の特許局では、商標審査をする際、「漢字は文字とみなさず図形とみなして審査する」という指針を立てていた。このようになれば、三星電子がインドネシアで商標登録をする際、「三星」という商標だけを登録すれば、「三星」が文字とみなされず、図形とみなされる。したがって、他人が「SAMSUNG」という英文字商標を登録することができるという論理が出てくる。

普通、ある商標が登録されると、その登録された商標と対象商標を比較するとき、外観、称呼および觀念の面から対比するのが正論である。それにもかかわらず、漢字を文字とみなさず単純な図形とみなすならば、商標制度の根幹を崩す暴挙であるといわざるを得ない。このような漢字商標に対する利害関係を持つ国々は、当時、中国、韓国、日本、台湾、香港、マカオ、シンガポールなど

であった。

その後、筆者はアジア弁理士協会の商標分科委員会でこのような事態の深刻性を説明して理事会に訴えた。それで「漢字を文字とみなさず図形とみなすことは商標制度の根幹を揺さぶる行為であって直ちに是正されなければならない」という特別決議文が採択された。この特別決議文は、スイスのジュネーブにある国連専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)に送られ、世界知的所有権機関は、外交経路を通じてインドネシア政府に抗議してこの問題を解決した。

32. 不思議なホテルの請求書

2000年秋、ヨーロッパ出張の際にパリに立ち寄って、いつも利用するセーヌ川沿いの Nikko De Paris ホテルに泊った。このホテルは、フランスの雰囲気がありながら、日本人が愛用する日本レストランが特に気に入った。それでパリへ行けば、ほとんどこのホテルに泊った。部屋番号は1471号であった。

4泊5日の旅程が終わってチェックアウトをする時のことである。フロントで請求書をもらって開いた口がふさがらなかつた。おおざっぱに計算しても、2,000ドル以内であるはずものが6万ドル近くになっているではないか。計算違い、あるいは他の部屋の請求書が誤って記載されたのではないかと抗議したが、フロント職員には通じなかつた。その日、フロント職員の英語の実力は非常に悪く、筆者のフランス語の実力も同様であった。

結局、当直マネージャーを呼んできちんとその理由を聞いた。まず、すべての計算書には、必ずホテルの宿泊客の署名があるはずであり、その署名がある計

算書には日付と内訳があるはずだから、このような書類を比べてみよう提案して一つずつ検討してみた。違っていることが確認されると、一人の人が浮かび上がった。まず、署名自体が筆者のものと異なる人の署名であり、チェックインした日付も筆者の日付と異なった。筆者と彼のチェックアウトの日は同じであるが、問題の宿泊客は、まだチェックアウトをしていなかったのである。

一時間にわたるいざこざの末、問題の宿泊客は、家族を連れて遊びに来た中東の大金持ちであることが確認された。彼は、ホテルの17階にあるプレジデンシャルスイート(Presidential Suite)の一階を6泊7日の間使用し、この部屋の宿泊客の請求書が筆者に請求されたことが判明した。そんなに多額が請求されたのは部屋代だけでなく、このホテルで家族パーティーを開き、あらゆるぜいたくなサービスを受けたからであった。

しかし、なぜ事もあろうに筆者に請求書が来たのだろうか？　人によって違うが、西洋人の多くがアラビア数字「1」、「4」、「7」を手で書く時、「۱」、「۴」、「۷」と書いて我々と異なる形態で書く。結局、問題の金持ちが泊まったホテルの部屋の番号は、1771号であったが、この人の請求書が筆者の部屋である1471号に請求されたのである。そのいざこざが終わろうとする時、問題の客もチェックアウトしたが、みると、連れて来た家族の数が10名もいたし、ショッピングした贈り物だけでもマイクロバス一台に満載するほどであった。

この事件後、外国ホテルでチェックアウトする際には、ホテルで使用した計算書の写しを控えに持つて、フロントが提示した金額と必ず対照する習慣が身についた。特に、アラビア数字 1、4、7が入った部屋を使用したときは、さらに

注意してみる。

33. CIP

CIPとは、「Corporate Image Identity Program」の略字である。これは会社の商号、商標、その他広告文句を統一して企業のイメージを視覚的に体系化または単一化する一種のマーケティング戦略である。例えば、「西光酒造株式会社」の「眞露」というとき、「眞露」は容易に覚えられても、「西光酒造株式会社」の「西光」を漢字でどう書くか、その意味が何なのか、一般消費者がそれほど容易に理解していることはないであろう。よって、「株式会社眞露」の「眞露」に変更したのである。また、このように変更してみると、一般消費者が容易に覚えるようになった。

次に、会社のシンボル色をとりあげてみよう。例えば、シャネルは黒色と白色、金色を使用している。日本の東芝は「TOSHIBA」という商標を使用するとき、いつも白地に濃い赤ワイン色を使用する。このように会社の象徴的な色として企業のイメージを統一させていくことも一つのCIP戦略である。

商標を使用するとき、文字商標や図形商標の大きさと配列を、前もって決めておいて、外部に公表するすべての広告物と商品カタログや包装ボックス、社員の名刺まで同じように使用して企業のイメージを統一させる努力が必要である。

34. Golf DigestとLincoln Continental Limousine

1988年、(株)サンバンウルが、アメリカの月刊誌「Golf Digest」のハングル版の著作権契約を締結する際、法律的な検討を手伝った。ある日、(株)サンバンウルのS常務から筆者に連絡があり、コネチカット州のハートフォード市にあるゴルフダイジェスト本社に契約をしに行くが、通訳も兼ねて一緒に行ってほしいと提議してきた。

この契約は、円満に締結され、気分をよくしたゴルフダイジェストの社長は、次の行き先であるニューヨークまでリンカーン・コンチネンタルのリムジンを提供してくれた。親切な運転手まで付けてくれたのは勿論のことである。私たち一行は、映画に出てくるような高級自動車に乗ってニューヨークのマンハッタンまで行くことになった。こんなにも自動車が長いのかと思うくらいの、高級乗用車の2台を連結したような長さのうえに、自動車内にはあらゆる高級酒がずらっと並んでいた。好奇心からそれらを少しずつ味わいながら行ってみると、マンハッタンのハイヤットホテルに到着する頃には私たちはすっかり酔っていた。

実際にホテルに到着すると、ウェイターとポーターが7~8人どっと列をなしで敬礼してどこかの財閥会長を迎えるかのように大騒ぎをした。気分は悪くなかった。しかし、このような雰囲気で2~3日さらに泊ったら大変なことになると思い、酔った私たち二人は相談して自動車をすぐに帰すことにし、50ドル札二枚をチップとしてあげたところ、なんとこの運転手までも敬礼をするではないか。この場面を見たホテル従業員たちの「過剰奉仕」は、それから始まった。

ビール一本を部屋から注文すると、一人はビールをお盆で持つて来るし、もう一人はお盆の上におつまみ、ナプキン、栓抜きを載せて恭しく持つて来た。一人で来てもいいのを、二人が一緒に来たのは、確かに高いチップをもらおうという意図が見え透いていた。室内に大きなタオルがなくて頼むと、一人が大きなタオルを2枚、もう一人は中間のタオル1枚と小さなタオル3枚を持って来た。見え透いた腹が憎らしいが、仕方なく高いチップを与えるしかなかった。それで、筆者はフロントに降りていって100ドルを20ドル、10ドル、5ドル、1ドルの紙幣に全て交換したが、一瞬にして底をついてしまった。

「ああ、どうしてこんな車に乗つて、このホテルへ来てしまったのか?」と後悔した。やることもなく、チップだけ支払つても一日が暮れしていくという具合であった。

隣の部屋にいたS常務に電話して事情を聞くと、そちらもサービスが過剰でチップのため、不愉快だといった。S常務は、今夜だけここに泊つて明日は宿を移そうと言つた。このごちゃごちゃしたマンハッタンに長くて高級なリムジンに乗つて現われたので、持つものはお金しかないバカな成り金であると思ってチップをせびろうと従業員が団合したのである。

ニューヨークでこんな自動車を利用するには、映画俳優、日本のやくざの親分でなければ成り金ということが以後に分かるようになった。
もちろん、その翌日は他のホテルに宿を移した。

35. MP3プレイヤー

韓国が世界市場を牛耳る機会があった。

それは、低容量オーディオファイル規格であるMP3(MPEG-1 Audio Layer III)の話である。MP3とは、人が聞くことができる音の中で必要ではない部分を取り除いて容量を小さく圧縮したオーディオファイルである。CDと比較すると、データのサイズは10分の1に過ぎない。

データを圧縮する方法は、大きく無損失圧縮と損失圧縮とに分けることができる。無損失圧縮は圧縮するとき、データの損失が全然ない技法である。その反面、損失圧縮は無駄な部分を削除し、どうしても必要な部分のみを残す。よって、損失圧縮方式のファイルは、元通りに復元しにくいが、圧縮率が高く多方面に活用される。MP3圧縮ファイルは、原本データを90%以上減らした代表的な損失圧縮である。音楽の場合、原本データは不必要的データが多いからである。

MP3プレイヤーを最初に開発した国は、まさに韓国である。1997年セハン情報システムが世界最初にMP3プレイヤーを開発した。その後、その会社は、MP3の事業部門だけを独立させてエムピーマンドットコム(Mpman. com)を設立し、その年11月に「MPEG方式を用いた携帯用音響再生装置および方法」について特許出願をした。

エムピーマンドットコムは1998年3月、ドイツのハノーファーで開かれた世界最大の情報通信博覧会のセビット(CeBIT)でMP3プレイヤーであるエムピーメンF10を世界に披露した。そして、2001年1月に韓国特許庁から世界最初に特許を受けた。当時、エムピーマンドットコムは、数十件の特許訴訟に巻き込まれた。

画期的な技術を保有していたが、誕生したMP3プレイヤー市場を主導できる力量がなく、そのうえとてつもない技術特許を防御するには会社の資金力が不足した。結局、エムピーマンドットコムは、2003年に不渡り処理され、2004年にはレインコム(後のiRiver)に特許権が譲渡された。



エムピーマンドットコムのMP3プレイヤー

経営の一線を退いていたスティーブ・ジョブズがアップルに帰って来た。彼には新しいトレンドが必要であった。そこでMP3市場に着目した。2001年10月アップルは、印象的な自社デザインと合理的な著作権料支払い対策を使用したMP3プレイヤーアイポッドを出した。アイポッドは、世界市場を席捲しつつ、アップルを改めて奮い立たせたが、2009年までおおよそ2億5000万台を売り上げた。

このような状況でアップルは、レインコムのiRiverと世界市場の覇権を争うようになつた。しかし、市場は既に技術よりデザインを好む傾向に変わっていた。MP3の無断複製に対するレコード会社の抵抗も激しくなつてゐた。しかし、レインコムは、技術にだけ執着したため、市場の変化には鈍感であった。また、長期間継続される特許紛争に疲れ、アップルと敵対するには資金が大幅に不足

した。事業というのは、技術と戦略も必要であるが、何よりもお金がなければならないものである。

アップルは、デザインとサービスにおいて革新を起こし、立ちどころに市場を掌握し、莫大な資金でアイポッドの広告に力を入れた。結局、レインコムは、2006年MP3に関するすべての特許権をアメリカのシグマテルに譲渡した。レインコムが自分の特許持分を一部放棄しても、資金力のある韓国内の投資者に技術を譲渡していればどうなっていただろうか？ 韓国内屈指の大企業役員と食事をしたことがあった。彼は、レインコムのMP3特許が海外に渡った事件を何度も残念がった。自社がその特許を引き受けることができず、惜しくも外国に渡ったのが残念でたまらないと吐露した。

同感である。資金力の不足な会社が守りぬくにはあまり大きい特許権であった。会社はその技術を守ろうと不斷に努力したのだろうが、規模の経済にかなわないのが資本主義の構造である。

商品によっては海外の大企業と争わなければならぬものなどがある。中小企業が防御することが困難であれば、特許使用料を受けたり、持分を貸したりする形で韓国内の大企業に委任することも、時としては良い方法であるといえる。大企業をおだてようとするのではない。金の卵を生むあひるが海外に渡ることは、国家競争力次元においても大変な損害であるからである。

MP3技術も韓国内の大企業に売っていれば、今頃、アップルと韓国内の企業間のMP3市場のバトルは見ものであったであろう。もしそうなっていたら、アッ

プルがアイポッドで稼いだお金の相当部分は、韓国に返って来たはずなのである。韓国内の大企業がその価値を充分に認めて買収していたらと残念に思う。

36. 一つの中国政策(One China Policy)

1969年12月、アジア弁理士協会(APAA)が最初に設立された。スイスのジュネーヴで開催された国際連合の知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI、現在の世界知的所有権機関の前身)にアジア地域の代表弁理士を派遣するためであった。初めは韓国、日本、台湾の3ヶ国が参加したが、その後、会員国が毎年増え、今は17のRecognized Group会員国と、5つの個人会員国を含む22ヶ国の会員約3,000人から構成されている。

ところで、筆者は、17ヶ国ではなくて17のRecognized Group会員国であると表現した。どうして国家単位ではない「Recognized Group」という表現を使うのか？それはまさに中国のためであった。既に台湾は、「Republic of China」という名前でアジア弁理士協会に加入していた。中国は、台湾の国号を「Chinese Taipei」または「Taipei、China」に変更しない限り、自分たちは会員に加入することができないというのであった。

自分たちがいるのに、台湾が「Republic of China」を使用するのは話にならないというのである。中国は、すべての少数民族を含んだ香港、マカオおよび台湾は、中国本土と分けることのできない一つの国であり、よって合法的な中国政府は只一つであるという原則を立てた。いわゆる、「一つの中国」という政策(One China Policy)である。

APAAは、7,000余名の弁理士が活動している中国を除外したまま、アジアを代表するということができなかつた。それで、なんとしても中国を会員国に迎えようとあらゆる努力を傾けたのである。それで出たのが公認グループ名(Recognized Group)であった。アジア各国の国号の代わりにアジアの地域グループに分けて呼ぼうというのである。1988年秋、ソウルのロッテホテルで開かれたAPAA定期総会で、国号を使用した会則を公認グループ名に改正した。

「中華民国」の英文表記である「Republic of China」を「Recognized Group of Taiwan」という地域名に変更した。「Macao」と「Hong Kong」も中国の領土に帰属される予定であったが、各種の法制度は、従前の通り維持することになっていて、これも「Recognized Group of Macao」と「Recognized Group of Hong Kong」にそれぞれ変えた。アジア弁理士協会では、台湾の国号を「Recognized Group of Taiwan」と表記して事実上降格させたにもかかわらず、中国政府は、これさえOne China Policyに違反すると主張した。

筆者がアジア弁理士協会の会長をする際、台湾のある野党では、台湾の国号を中国と政治的に断絶した一つの独立国家という意味で「Republic of Taiwan」に変えようという運動があったという事実も後から分かるようになった。このような運動が中国政府をさらに刺激したはずである。

筆者が会長であった2001年、会員国ではない中国に特別な特恵を与えたこともあった。タイのプーケットで開催されたAPAA理事会で、APAA会議に参加する中国弁理士に正会員と同一の登録費を受けるように特別に決議をしたのである。アジア地域の弁理士でもオブザーバーとして参加すると、正会員より50%高い

参加費を支払わなければならなかった。すべては、大きな中国という国を無視することができず起つたことである。今も中国は一つの中国という政治的なイシューのため、APAAの会員国として加入していない。

筆者が調査したところによれば、国際機構で台湾を表記する名称は多様であった。例えば、国際知的財産保護協会(AIPPI)ではChina Taiwan、国際商標協会(INTA)・国際弁理士連盟(FICPI)・万国著作権条約(UCC)ではTaiwan、国際ライオンズ協会では MD300 Taiwan、国際オリンピック委員会(IOC)・世界貿易機関(WTO)では Chinese Taipei、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)では特にSeparate Customs Territory of Taiwan、Penghu、Kinmen and Matsuという長い名称を使用している。

37. 安全金庫(Safety Deposit Box)

1987年、韓国の知的財産に関連した法律が大幅に改正された。筆者は、オーストラリアの貿易振興公社と同等の「Austrade」という団体の招請を受けて妻と一緒にキャンベラに1日、シドニーに2日、メルボルンに2日と5泊6日の日程で講義旅行に出かけるようになった。

ビジネスクラスの飛行機チケットに、ヒルトンホテルのプレジデンシャルスイートの提供など、手厚いもてなしを受けた。しかし、当時韓国の改正された法律を英訳するために何ヶ月もの間苦労した記憶を今も忘れることがない。キャンベラとシドニーでの講義と観光は幻想的であった。最後のスケジュールはメルボルンであったが、講義を終えてパーティーが開かれ、お酒もいくらか飲んでほろ酔い気分でヒルトンホテルに帰って来た時間は、夜中の1時頃であ

った。

ところで、ホテルの部屋の戸を開こうとすると、感じが変だった。部屋の戸を開いてみると、室内はめちゃくちゃであった。カバンがレンチのような道具で激しく壊されていたし、お金とカメラなどの高い所持品は全部なくなっていた。すぐ隣の部屋に泊まっていた在韓オーストラリア大使館の商務官に連絡して夜明けに捜査官が来て、捜査をして帰っていった。捜査官は、泥棒に直接会わなくて幸いだと筆者を慰めた。妻がショッピングにでも行こうといって、持つて出たパスポートはポケットにあったので、それだけでも幸いであった。すぐにフロントに降りていって抗議した。しかし、フロントにあるSafety Deposit Box(安全金庫)に貴重品を預けない以上、ホテルには責任がないと言った。開いた口がふさがらなかつた。

当時、招請者側が予約したメルボルンのヒルトンホテルの最上階のワンフロアを使用していたが、二人で泊るには部屋があまりに広かつた。筆者は、小さな部屋に替えてくれと要求したが、オーストラリア政府からかなり高額のお金をもらっているので、駄目だということだった。結局、我々は自分が願わなかつた高級ホテルのワンフロアを使用したことが災いして盗難被害に遭い、夢のよな旅行を台無しにした。ホテル側は破損したサムソナイトのかばん一つを弁償ただけであった。

錯乱した心持ちで眠れずに夜を明かした。当初の予定はシンガポールと台北などを旅行した後、帰国する予定であったが、とても気分が乗らずシドニーを経由して直ぐに帰国してしまつた。この時からはじまつた筆者の旅行習慣がある。

いくら安全な国、安全な都市を旅行したとしても、パスポート、飛行機のチケットとお金は必ず安全金庫に保管し、2個のかばんに荷物を分散させるのである。

38. 製造業者連合会(Union des Fabricants)

産業財産権と著作権の国際的保護のための製造業者連合会(Union des Fabricant pour la Protection Internationale de la Propriété Industrielle et Artistique)という団体がある。本部はフランスのパリにある。この団体の名称を略していいうときには、「Union des Fabricants」だけ使用するとか「U.D.F.」ともいう。

主に、ファッショント化粧品会社が会員であるこの団体は、産業財産権と著作権、特に商標とデザインに関する国際的保護に関心を持っていた。世界各国でイミテーションが出現すると、告訴して処理し、盗用商標については異議申立をしたり、無効訴訟を積極的に行なう。

筆者は1978年頃から縁があって、多くのフランスの会社の商標事件を処理する機会があった。フランスのファッショント化粧品会社は英語が分かるにもかかわらず、それを手紙、電話、テレックス(当時はファックスがなかった)ではフランス語のみを使用する。そのため、仕方なくフランス語を勉強するようになった。第2外国語がドイツ語であった筆者としては、フランス語を一生懸命に勉強しても文法の混同はもちろん、単語の性別もドイツ語とフランス語があべこべになる場合まであって、大変だったという記憶が鮮明にある。

当時、筆者はフランス語を、英文学を専攻した聖信女子大学校の教授であるフランス人に1年間集中的に学んだ。そのおかげで U.D.F. に行って韓国の商標とデザイン制度についてフランス語で説明することができたが、質問と返事は仕方なく英語で行った。

この時代にフランスのシャネルもU.D.F. の会員企業であって、韓国内のD社を相手に化粧せっけんに使用した「シャネル」商標の更新登録無効訴訟を行った。筆者がこの事件を引き受けて韓国の大法院(最高裁判所)で勝訴した。訴訟で勝った後、シャネルの社長が筆者をシャンパニュにある別荘に招待してくれた。ところで、初めはうまいシャンパンを飲んで気持ちが良かったが、後から真っ黒の羊チーズを出してきてフランスで一番良いチーズだといって、しきりに勧めるではないか。

彼は、羊チーズをわらの中に保管して醸酵させたものだから珍味だよといってしきりに勧めた。それ以上断ることができず、一つを口に入れた。すると、まるで臭い足のにおいのようなものが口の中にいっぱいに広がった。吐き気がして到底飲み込むことができなかった。その足でトイレへ行って食べた料理を全部吐いて、真っ黄色になった顔で食卓に戻らなければならなかつた。あまりにも口に合わなかつたので、古くて高額だというコニャックを続けさまにどれくらい飲んだろうか、そのまま酔つてホテルに帰つて來た。最高のシャンパンと最高のコニャックには陶酔したが、二度と黒い羊チーズは決して食べないと今も心に誓つている。

Part 3 知的財産紛争

01. GucciとPaolo Gucciのお家騒動

イタリアのファッショントランドにグッチ(Gucci)がある。創業者のグッチオ・グッチ(Guccio Gucci)は、1881年イタリアの中部フローレンス地方で生まれた。彼は、ロンドンのサボイホテルで社員から始めて、その誠実さが認められ、ついに支配人の地位まで上がった。ホテルで働く間にイギリスの上流層の貴族と接触しながら国際的なファッショングループとデザインを養ったグッチは、1923年に故郷に帰って高級皮革専門店を開いて事業を始めた。初めは乗馬用皮革製品を作ったが、徐々に靴、ハンドバッグ、アクセサリーまで領域を広げた。彼が作った製品は人気があり、店はローマ、ミラノ、ロンドン、パリ、アメリカなどに拡散した。

彼の長男のアルド・グッチと次男のアドルフ・グッチは、売場を広げてロンドンとパリ、ニューヨークのブティックをオープンして、父親を助けてブランドを上手に育てていった。ところが、3代を経ると、一家の葛藤が起きた。創業者のグッチオ・グッチが死亡すると、経営権は次男のアドルフ・グッチの息子であるマウリツィオ・グッチが承継した。長男のアドルフ・グッチにも息子がいたが、彼がまさにパオロ・グッチであった。パオロ・グッチは、1952年にグッチに入社して30年の間に実力のある革職人として働いた。1982年には首席デザイナーとして働いた。

経営権を掌握したマウリツィオ・グッチは、いとこであるパオロ・グッチの持分まで吸収してしまった。これに腹を立てたパオロ・グッチは自分の名をつけ

た「パオログッチ」という商標を掲げて独立した。パオロ・グッチは、主に中低価の商品を販売した。しかし、これは高価な名品ブランドとして定着したグッチのイメージに大きな被害を与えただけでなく、ブランドの混乱を加重させた。グッチとパオログッチ、どちらが我々が知っているグッチなのか？顧客たちも混同した。グッチは、パオログッチを相手にグッチの名前を使用することができないように訴訟を起こした。

ここで、少しグッチ(Gucci)という姓について説明すると、グッチはイタリアでありふれた姓ではない。韓国にたとえると、6、7番目に多い姓である。韓国の6、7番目に多い姓が姜氏と趙氏であるから、グッチという姓もイタリアではその位の認知度を持つであろう。商標登録になるということは、言語生活に不便がないながらも自分の商品と他の商品との区分が可能であるときに許される。グッチも同様である。

グッチは、元来イタリア人の姓であるが、皮革とファッショの著名なブランドとして定着し、一般人に名品商標として認識された。ところが、パオロも自分がグッチという姓を持ったといって「PAOLOGUCCI」という他の商標を作ったのであった。

パオロ・グッチは 1990年8月、「PAOLOGUCCI」という商標を韓国特許庁に出願して審査を通過した後、本格的な事業を始めた。すると、グッチ社は異議申立をした。「PAOLOGUCCI」は、世界的に著名なファッショ商標である「Gucci」と類似するため、登録を無効にさせることを要求したのである。しかし、特許庁はこれを棄却した。「PAOLOGUCCI」は、自分の氏名であり、この商標も既に国際的

に周知されていたため、「GUCCI」という商標と「PAOLOGUCCI」という商標は、もはや消費者も混同なく区分することができるという理由であった。しかし、2003年大法院は、特許庁とは異なる判決を下した。「PAOLOGUCCI」は、著名な「GUCCI」と混同される可能性が高いと思ったのである。この判決により、一時韓国内で多くの製品を売ったパオログッチは、結局、韓国から撤収するようになった。

国際的に各国は、外国の著名商標を保護している。それは、商標権を持つ会社のみならず、商標を使用する消費者を保護するためである。グッチの場合にも、韓国の裁判所が著名商標であると認めたため、パオログッチが明白にグッチのブランドと混同されたと思ったのである。それでもパオログッチの立場から見れば、悔しい点があるであろう。彼の姓も厳としてグッチである。また、ファッショングループを30年以上作った職人であった。彼も独立して自分の名前を独自に使用する権利があるのでないか？しかし、商標法は厳然な規則とルールが明らかに決まっている。外国商標を国内に導入するときは、必ず韓国に登録された商標なのかどうかを確認する必要がある。

GUCCI

PAOLOGUCCI



Gucci(左)とPAOLOGUCCI(右)の商標

02. おむつ訴訟

多国籍企業であるK社と合弁した国内のY社は、用便が漏れないようにおむつの内側に付ける流出防止用立体ギャザー、流体透過性フラップに対する特許を持っていた。フラップのついたおむつは、赤ちゃんの便があふれておむつに圧力をかけると、用便が立体ギャザーに流れて、それを立体ギャザーの外側で再び吸収するように考案されたものであった。外部に漏れるのを防ぎ、赤ちゃんのお尻がただれるのを防ぐ特徴があった。

1995年韓国のS社は、韓国のY社のおむつ特許に関する無効審判を提起して、2002年大法院(注：最高裁判所)で一部無効判決が下った。一方、1996年韓国のY社は、韓国のS社を相手に特許侵害訴訟を提起、2003年ソウル南部地方裁判所は、特許侵害と判定した。しかし、2005年ソウル高等裁判所は、特許侵害ではないという判決を下した。

2006年大法院に上告して、大法院では異例に技術を説明する弁論期日まで取つて、およそ10余回に達する技術説明会が開かれた。2006年12月、両側の合意で訴は取り下げられた。この訴訟で裁判部は、綿密に技術的な検討をし、問題になった特許技術の細部的な権利範囲を決めた。Y社の特許技術である液体と気体を透過させる「流体透過性おむつの翼」は文句上、液体のみを透過させる性質に解釈されなければならなかった。反面、相手の会社が適用したことは、技術的に液体を透過させないとして特許を侵害したのではないと明らかにした。フラップの特許について特許権者が持っていた特許に明示された「流体透過性」の意味を文字どおりに厳密に判断したのである。

この訴訟が焦眉の関心を引いた理由は、多国籍企業を相手に韓国の会社が勝訴したという結果もあったが、韓国のおむつ市場における3社の年間売り上げが約110億円にもなったからであった。

しかし、我々はこの事件に隠れているひとつの真実を知らなければならない。訴訟を提起したY社は、韓国内のおむつ市場で1位のメーカーであった。訴訟期間の間、Y社の市場シェアは益々上がり、その他の国内のメーカーは下がった。Y社が初めて訴訟を提起した1996年には市場シェアが45%であり、1999年には54.6%、2003年には68.1%、2007年にはなんと75%まで上がった。訴訟を進行しつつ、売上げ成果がずっと良くなつたのである。L社など韓国の他の会社は、訴訟では勝ったが、この訴訟を進行する7年の間、市場をY社に奪われた。

どうしてそうなったのだろうか？ その理由は、おむつの特性上、1年、長くて2年に一度は必ず新しい技術のある新製品を発売しなければならなかつたからである。しかし、小規模の韓国の会社は、訴訟に対抗するためにそんな余力がなかつたのである。当然、規模が大きかったY社は、訴訟期間の間、新製品を続けて発売し、ついに市場全体を掌握することができたのである。よって、Y会社は訴訟では負けたが、市場では負けなかつた。

製品発売時期の早い製品は、紛争時にこの点に気をつけなければならない。特に、企業の規模が小さい場合、そのような紛争に力を集中してしまうと、市場に集中する力を分散されることが生じ、結局、消費者を逃がすこともある。

03. タヌキキャラクター事件

カリフォルニアのアナハイムにあるディズニーランド。年間の訪問客が1,000万人を超える。1,000万人といえば、ソウル市の人口である。さらに驚くべきことは、入場人員の70%が大人であるという点である。童心の夢は、子供だけがみるのではないことを証明するのではないだろうか。今回の話は、テーマパークのキャラクター事件に関する話である。

1987年、L社はテーマパーク事業を始めることにし、キャラクターを公募した。まもなく完工されるテーマパークに使用されるキャラクターは、「ミッキーマウス」や「ドナルドダック」に匹敵するレベルの高い作品でなければならなかつた。L社は、1988年オリンピックのマスコットを製作した作家など韓国内の屈指のデザイナーまで審査委員に委嘱して公募展を開いた。審査結果、C氏のタヌキキャラクターが当選した。その後、C氏はL社と応用デザイン契約を締結、約150万円をもらって基本形と35編のキャラクター応用デザインを納品した。彼は、この作業のために通っていた会社までやめて、自分の事務所まで構えた状態であった。しかし、問題はこの時から発生した。納品した35編の応用デザインを検討したL社は、一方的にC氏との契約を解約してしまった。その理由は、C氏のキャラクターがタヌキの特徴をうまく活かすことができておらず、Lテーマパークのキャラクターとして不向きだというのであった。ただ、解約期間までに約束した報酬はC氏にすべて支払った。

1988年11月、テーマパークは開場した。ところで、入口に立っている大型キャラクターと施設物に付けられたイメージや、キャラクター売場で売っているテーマパーク人形を見たC氏はびっくりした。自分の作品が堂々とかけられてい

るではないか。自分の作品に帽子をかぶせて、目をちょっと小さく表現しただけ
で、自分が納品してから解約されたキャラクターとそっくりであった。



C氏のタヌキキャラクター(左)とL社のタヌキキャラクター(右)

C氏は、1998年、ソウル地方裁判所にキャラクター使用禁止の仮処分申請をした。このデザインを分析した韓国美術分科委員会は、L社が剽窃したという評価を出し、各種の関連団体も同じ立場を見せた。しかし、C氏は一審で敗れた。その理由は、L社のキャラクターがC氏のキャラクターと類似するが、L社が新たに作業したものだから剽窃ではなく創作であるということであった。C氏は不服し、二審では剽窃という判決を受けた。すると、L社は大法院に上告した。当選者に賞金と解約時点までの手付け金はすべて支払ったのだから、契約上の義務を果たしたものであり、当選させたキャラクターは自分の所有であるため、その所有物を変形して使用することは当然だという主張であった。

4年の間、続いた法廷の争いで、結局、裁判所は「キャラクターは企業のイメージを決める重要な要素であり、広告が主な目的なのでキャラクターを依頼した企業がその変更権を持っている」という判決によりL社の主張を受け入れた。

「タヌキ戦争」とも呼ばれるこの事件は、個人が大企業を相手にデザイン著作物をもって法廷で争った最初の事例としてデザイン界に大きな関心を引いた。大企業の横暴と評価する人がいる反面、デザインの著作権と所有権に対する概念は厳密に区分されなければならないと評価する人もいる。とにかくこの事件は美術分野、デザイン分野で著作権に対する重要性を知らしめる事件であった。

04. 2つの下着会社の「脱がせ争い」

リップル(Ripple)とは、布を作る繊維技術用語であって、波形からなる布を通して使用する言葉である。1978年当時、韓国の繊維業界の人々は、リップルという単語を学生服、ユニホーム、シャツなどに使用する波形の布、すなわち一つの品質表示として認識していた。繊維業界の人々も「Ripple Finish」、「Ripple Design」などの布を通常、リップルと略して使用した。

国内屈指の下着会社であるS社が冬物肌着を発売して、その製品にRipple(リップル)という名前で商標登録をした。すると、競合会社であるB社がS社の「リップル」商標について登録無効審判を請求した。リップルという単語は、特定会社が独占する性質の単語ではないという理由であった。しかし、消費者は、「リップル」という商標について好感を示していた。消費者は、リップルという商標が製品の品質を表す名前というのが分からなかった。しかし、厳密に考えると、B社の登録無効訴訟は一理があるのであった。例えば、現代自動車が四輪駆動(Four wheel drive)自動車を意味する4WDという単語を自分の新車商標の名前で登録して発売すると、他の自動車会社が黙っているはずがない。

すると、S社もB社の人気商標であった「ハイランニング」と「モシメリ」について、1979年と1990年にそれぞれ登録無効審判を請求する対抗措置を取った。B社のモシメリとハイランニングにも問題はあった。まず、モシメリの「メリ」は、綿で作った布である「メリヤス Knit」を意味する略語である。カラムシのようにかさかさした布でランニングシャツを作ったとしてモシメリと名付けたのである。S社が調査してみると、B社の「モシメリ」は、日本の「アサメリ」という商標からヒントを得たものであった。アサメリは、「アサ」というカラムシに似た纖維を混ぜて作ったランニングシャツに使用する商標であった。

S社は、「モシメリ」という意味が、「カラムシで加工されたメリヤス」という意味であるが、商品の内容を解いて説明する言葉がどうして特定商標になりえるのかと指摘したB社だけではなく、その他の下着会社もカラムシの感じがする布でランニングシャツを作って売っていたからである。

これは、「ハイランニング」も同じであった。ハイ(High)という言葉は、「高い」という意味もあるが、「品質が良い」という意味もある。特定商標に品質の良いランニングシャツという意味の「ハイランニング」という名を付けてしまえば、他の会社の品質の良いランニングシャツは、ハイランニングではないというとか？

製品を説明する普通名詞を固有名詞化させる権利は、一つの会社が独占することはできない。商標登録をするときは、巧みに商標を暗示する名前を使うのは良いが、直接的に商標を説明する名を付けるようになれば、争いが起こったとき、直ちにブランドの価値は落ちる。

この頃は、大部分の会社が商標のネーミングに関する重要性を認識している。新しい製品に名前を付ける時、使用するのに問題がないか細心に考慮している。また、自社の商標が他の所に使用されないように確認して管理する部署も置いている。商標の独占的排他権を確保するための措置である。しかし、当時はそうではなかった。結論を言えば、裁判所は二つの会社が提起した商標を全て無効にした。全て良い意味をもって名を付けたが、商品の性質を表示した競合会社の商標を使用することができないようになってしまった事件であった。

05. 三星とアップルの携帯電話の特許戦争

今や、スマートフォンとタブレットPCの世の中である。複雑で、めまぐるしく変わるものの中に疲れても、世の中が本当に便利になったのを感じるのが、まさにスマートフォンを使用する時である。他のことはさておいてもスケジュールを確認する際、特にそんな気がする。筆者は、若い人ほどスマートフォンを上手に扱うことができないが、効果的にスケジュール表を使う。スマートフォンには様々な機能があるが、筆者はその白眉がスケジュールを便利に組み、そして確認することにあると思う。

かつては、手帳とメモを持って歩き、いちいち手で書き、秘書を通じてスケジュール表に再び記載し、いちいち確認しなければならなかつた。そうしたら、錯覚やミスで日程が重なり、重要な仕事と同時に重要な人に会って処理しなければならないという困った状況に何度も出くわした。しかし、今は常にスマートフォンで直接日程をチェックする。自分で組んだ日程を秘書に送ると、次に外部の約束ができれば筆者の日程をアップデートさせる。とても良い世の中である。

2011年4月15日、アップルが三星電子のギャラクシーSとギャラクシータブについて特許権とデザイン権の侵害を理由に、アメリカのカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所に訴訟を提起した後、ドイツのデュッセルドルフ地方裁判所にも仮処分を申請した。その後、両社は多くの国で訴訟を提起してフランス、イタリア、イギリス、オーストラリア、日本、韓国など、9ヶ国で30余件の事件に拡大され、全世界の関心が注がれる中、IT分野の世界大戦を彷彿させている。特に、三星電子はクアルコムと両社が保有したコード分割多重接続(CDMA)および広帯域コード分割多重接続(WCDAMA)など無線移動通信関連特許のクロスライセンス契約を締結した。最近、三星電子はマイクロソフトと関連特許のクロスライセンス契約も締結することにより、やや不足だったソフトウェアを大幅に補完した。2010年にアップルは、三星電子から約4,600億円の部品を輸入する最大顧客でもあったところ、両社の特許戦争は、さらに複雑化している。

三星電子がアップルを相手に提起した仮処分申請事件で、オランダのハーグ裁判所は、アップルが三星の標準技術を侵害していることを認めながらも、FRAND条項(特許のない会社が標準特許で一旦製品を作った後、以後に特許使用料を出すことができる権利)をあげて、本案訴訟で争うようにせよと判断した。これにより、三星電子がアップルに特許料の支払要求交渉を始めることができる法的根拠が設けられ、今後三星電子が全世界の特許訴訟を有利に展開することができるようになった。

また、2011年10月18日、アメリカのカリフォルニア北部地区連邦地方裁判所でアップルの請求の中で一部を棄却する決定があった。そのうえに三星電子は、グーグルと共同開発した新製品「ギャラクシーネクサス」を発表するなどスマート

トフォン市場の地殻変動が起きている。今回のアップルと三星という二匹の恐竜の戦争は、携帯電話分野に標準技術を多く確保している三星電子が優勢と見られ、結局、両社が交渉を通じて和解するものと予想される。

三星電子は、アメリカに約35,000件の特許を保有しており、三星がアップルの特許を侵害することより、アップルが三星の特許を侵害しているのがより多いものとみえる。2010年一年間にアメリカで特許登録された件数は、IBMが5,896件で1位であり、三星電子が4,551件で2位である。アップルは563件で46位である。



宿命のライバルである三星(左)とアップル(右)の商標

06. 商標、サービス標、商号およびドメイン名の相互関係

複雑な話になるかも知れないが、我々がはっきりと区分しなければならないことがある。それは商標と商号、サービス標、ドメイン名に関する区分である。商標は商品の名称である。特許庁の審査と登録を経て商標法上の保護を受ける。ソニー、三星、LGなどが商標の例である。

商号は商人(法人、個人)の名称である。営業上の主体を言う単語である。韓国の184の登記所で登記することができ、登記の可否にかかわらず商法の保護を受ける。よって、多くの地域で同じ商号が現れることがある。一旦、商号が登

記されると、自ら抹消登録をしない限り、存続期間が半永久的である。

サービス標は、サービス業の名称である。銀行業、放送業、通信業、百貨店の経営業、修繕業などがある。サービス標は、商標法の保護を受ける。ドメイン名は、インターネットでプロトコルアドレスを人が覚えやすいようにするために作ったものである。固有プロトコルは、複雑な数字で割り当てられるが、この分かりやすい例をあげてみると、筆者の事務所のホームページアドレスであるwww.mspat.co.krをドメイン名で登録して使用する。ドメイン名は、韓国では「インターネットアドレス資源に関する法律」の保護を受ける。商標、商号、サービス標、ドメイン名は、すべて「不正競争防止および営業秘密保護に関する法律」の保護も受ける。

事実、一般人はこの区分に関心がない。だから混同が著しい。著名な商号を模倣して商標で使用したり、著名な商標をドメイン名で使用する。問題は、商号である。商標やサービス標は登録すると効力が10年間発生して独占排他権が生じ、同一または類似する商標やサービス標の登録が不可能であるが、商号は少しだけ異なっても登記される。また、ドメイン名の場合にも類似判断範囲が非常に狭い。

他人の商号をドメイン名として無断で使用する場合は頻繁にある。他人の商号を巧みに変更して自分のドメイン名として使用することもある。「www.himart.co.kr」、「www.imbc.co.kr」、「www.mastercard.co.kr」などである。「www.sonybank.com」や「www.chanel.co.kr」は、我々が知っているソニーやシャネルと関連がない他人が関連会社の同意なしに商号を使用したドメイン名であ

る。このような使用は不法であると判決した。また、「www.k2.co.kr」と「www.jansuondol.com」は、他人の商標をドメイン名で使用したものであって、商標法上、侵害となるという判決もある。

元来は商標やサービス標であったものを商号として使用する場合もある。ラブホテル名である「VERSACE」や「株式会社百歳酒」のような商号は、ベルサーチや百歳酒の商標を商号に使用した場合である。このような場合は、不正競争に該当して商号登記が抹消された。「玄風ハルメコムタン」は、食堂に使用するサービス標である。ところが、「株式会社玄風ハルメチブコムタン」という商号を使用してサービス標権の侵害とみなした判例もある。

外国の著名な商標を盗用して、韓国でドメイン名として登録した事件を実例として挙げてみよう。フランスで初めてヨーロッパなどで著名になったファッション会社の商標「TATI」を大邱のK氏がフランスの会社の何らの同意もなく「tati.com」というドメイン名を登録した。フランスの会社は、スイスのジュネーブにある世界知的所有権機関の紛争調整センターにドメイン名の調整を申請し、2009年12月にそのドメイン名をフランスの会社に移転せよという決定を受けた。しかし、この決定に不服して、韓国内のK氏が2010年1月、大邱地方裁判所にドメイン名の移転と使用禁止のための権利の不存在確認の訴を提起して、2010年8月に弁論期日が指定された。このような状況で、フランスの会社は勝訴することはできるが、煩わしい手続きを進行しなければならないという問題と、勝訴後に損害を請求しても賠償を受けにくい実態などを考慮して米貨1万ドルを支払って和解し、事件を終息させた。

このようなことが発生すれば、誰が被害を受けるのだろうか？もちろん、商標や商号の権利者も被害を受けるが、一番被害を受けるのは一般消費者である。よって、商号登記制度の改革が必要である。今は、ある商号を登記しようとすると、韓国の場合、184の登記所のどの該当登記所でも審査を受けられる。そうするのではなく、一つの中央登記所で審査基準を作つて審査するようすべしである。そして、一度登記されれば、登記商号権の存続期間を半永久的にせず、20年位にしておいた方が良さそうだ。利害関係のある者が商号登記について異議申立をすることができる機会も設け、登記後、5年以上継続して使用しない商号については、登記の取り消し請求が可能なように道を開いておけば良いだろう。

チップを与えれば、商号を登記する際、全国の登記所にいちいち登記しなくても良い方法がある。商号商標というものがある。元々は商号であるが、商標として権利主張することをいう。難しくない。商号のある商品に商標で登録すればよい。そうなれば、元々は商号であるが、商標として権利主張ができるようになる。それではこの登録された商号商標は、指定された商品に関して全国的な効力が生ずる。

07. セウカン事件

商標法では、ある商品の効能、用途、製造方法、原料名、数量、形象、品質などを表す商標は、識別力がないと判断して商標登録をしてくれない。そのような用語は、誰でも皆一緒に使用しようということである。

しかし、たとえそんな事由に該当しても、ある会社が特定商標を長年にわたつて使用して消費者が「この商標は○○会社のものだ」と即座に分かるようなら、その商標は例外的に登録を許諾する。

スナックの「セウカン」がそうであった。セウ(注：海老の意)カンは1971年、韓国のN社が初めて販売した。今もそうだが、当時は最高の人気を博した。すると、あっちこっちで「○○カン」という商標が続々出た。結局、1975年N社は「～カン」という用語について無効訴訟を進行させた。裁判所は、「～カン」という用語を菓子業界の慣用化された標章と認めてN社の訴訟を受け入れなかつた。慣用化された標章とは、一般的な普通名詞とは異なる概念である。慣用標章とは、ある製品についてその業界で一般的に使用する普通名詞をいう。織物の「～TEX」、医薬品の「～リン」などがまさに慣用標章である。

どの会社でもお菓子類には「～カン」という単語を使用しても良いという決定を下した理由は、かりっとしたお菓子のイメージを「カン」で使用することに無理がなく、すでに多くの製菓会社が使用していたからである。その頃からカムジヤ(注：ジャガイモの意)カン、コグマ(注：サツマイモの意)カン、ヤンパ(注：タマネギの意)カンなどの製品が続々と出た。

その後、N社はS社に「セウカン」という商品名について商標権侵害訴訟を提起した。S社は、N社の「セウカン」について商標登録無効審判を請求した。製品の原料を商標で使用すれば識別力がないというのがS社の主張であった。あれこれと複雑な訴訟によりセウカンは寿命が尽きた商標に見えた。しかし、大法院は予想外にN社の主張を受け入れた。

大法院は、「～カン」という用語と異なり、「セウカン」という商標については違うように見た。「セウカン」は、消費者から長い間N社の製品として認識されてきた。そんな長期間の使用による特別顕著性が形成された商標であるため、他の会社は「セウカン」という商標を使用できないというのであった。

セウカンの主原料は花海老である。セウカンに入る花海老は、群山地域の沖合で捕つたものであって、一袋に4匹ぐらいが入る。セウカンの年間売上高は約46億円。N社の年間売上高約1,500億円の3.3%をセウカンが稼いだ。しかし、最近40年間、スナック部門で販売1位を保つたセウカンが、最近、イギリスのプリングルスに頂点を奪われてしまった。

08. 仁丹事件

人類は昔から銀を天然抗生剤として用いてきた。銀は、耐性がなく、いかなる副作用も伴わない。「本草綱目」によれば、身につければ五臓が楽で心身が安定し、邪氣を追い出して、寿命を延ばすといった。「東医宝監」(韓国の李氏朝鮮時代の医書)では、癲癇および驚風など精神疾患と冷え症のような婦人病に特効があるといった。ここで、銀とは、我々が知っている銀(Ag)ではなく、牛黃清心丸などの製造に使用される「Silver Dust」という銀をいう。

銀丹は、甘草、桂皮、乾薑、淫羊藿、葛根、砂仁、木香、茴香、L-メントール、竜脳、白参、阿仙藥などをこねて純銀で包んだ小さな丸薬である。銀丹の日本語の商標としては「仁丹」があり、日本語で読むときは、ジンタン(Jintan)と発音する。

日本で銀丹製造で有名な企業が、「森下仁丹」である。大阪にある森下仁丹株式会社は、口腔清浄剤が有名であるが、1893年に創業した老舗企業である。

1980年代初め、森下仁丹株式会社が自社の口腔清浄剤製品の商標である「仁丹」を韓国で商標として登録しようとした。しかし、既に韓国では「인단」(注：「インダン」と発音される)という単語が口腔清涼剤の普通名詞となっていた。まるで最近の口腔清浄剤を「ガグリン」というように、「인단」(インダン)という単語もそのように認識された時代であった。特許庁は、「仁丹」(注：「インダン」と発音される)や「인단」(インダン)を既に普通名詞化した慣用標章と認めて商標登録を拒絶した。「仁丹」が韓国で普通名詞になった理由は、1941年から1980年代初めまで韓国で「인단」(インダン)が口腔清浄剤として知られたが、日本の商品が韓国では販売されたことがなかったからであった。

やむを得ず、森下仁丹は、「仁丹」の日本語の発音である「ジンタン」を登録しようとしたが、これも登録が拒絶された。このような審査決定に不服して森下仁丹は、特許庁の抗告審判所で再び争ったが、やはり敗訴した。しかし、森下仁丹は承服しなかった。直ちに大法院に上告し、結局、1987年9月に勝訴した。大法院は、次のように判示しつつ、森下仁丹の主張を受け入れた。

『…「仁丹」が日本で「ジンダン」または「ジンタン」と発音されても、韓国では「仁丹」が「ジンダン」または「ジンタン」と呼ばれていない。ある標章についての観念や認識は、その国の慣習や取り引き実情によって変わるものである。現在、韓国的一般需要者が本願の商標である「진단」(注：「ジンダン」と発音される)を見て、「仁丹」を連想したり、「仁丹」と同一または類似した同義語と考えるとみなすことができない。よって、「인단」(インダン)が口腔清浄剤の普通名詞化さ

れた慣用標章であっても、まさに「진단」(ジンダン)が口腔清浄剤の普通名詞化された慣用標章とみなされないのである』

結局、森下仁丹は、韓国市場でハングルの「진단」(ジンダン)と英文字の「Jintan」により自社の商品名を宣伝することができるようになった。しかし、漢字の「仁丹」やハングルの「인단」(インダン)は、商標として認められなかった。このような事件をみると、著名な商標をどう管理すべきか他山の石になることであろう。

09. 電気保温炊飯器事件

最近は、家ごとに電気炊飯器があるが、1970年代までは電気炊飯器はとても珍しい品物であった。当時、主婦の人気商品の1位は、日本の「象印炊飯器」であった。よって、「象印炊飯器」は親戚が日本に出張すると必ず頼まれる必須商品であった。

韓国で最初に電気炊飯器が実用新案登録第9170号として登録されて事業化に成功した企業があったが、まさにH電子である。大当たりという表現は、このようなことをいうのだろう。炊飯器は、内需市場で旋風的な人気を博し、需要に比べて生産が追いつかないほどであった。

H電子の実用新案登録第9170号の権利内容は次の通りである。炊飯器内の温度を $80^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ に維持するのが、その核心である。また、その水蒸気を集水板に集め、熱を加えて蒸発させ、ご飯のにおいが変わらず、また暖かくご飯を保存することであった。

H電子は、この特許はご飯が傷まず、長い間温かく温度を維持することが技術の核心であり、多くの試行錯誤を経て開発したものであると主張した。このようになるや、J社、K社などの中小企業が類似した電気保温炊飯器を作つた。H電子は、J社、K社などの中小企業が類似品を作つて自分の特許を盗用したと製造および販売差止の仮処分措置をした。延々と訴訟が何年間も持続した。概して、H電子が続けて勝訴した。そんな中で被告であったK社は、仮処分決定により生産ができなかつたため、結局、破産するに至り、会社の社長もショックで死亡した。J社も経営が難しくなつた。H電子は勝ち続け、韓国の電気炊飯器の市場をほとんど掌握した。

特許訴訟が終結する頃であった。筆者は、偶然この事件を引き受けるようになった。亡くなつたK社の社長の切実な頼みがあつたからである。事件の調査をするうちに、H電子のご飯温度の特許技術が日本の象印炊飯器と類似することが分かるようになった。「この人々が本当にその技術を自ら開発して実用新案登録をしたのだろうか?」H電子の技術が疑われた。日本の特許を模倣したという心証はあつたが、明らかな証拠がなかつた。もし、日本の技術をそのまま模倣したという証拠さえあれば、実用新案登録を無効化させることができた。どこかに必ず証拠があるはずである。手当たり次第に資料を集めた。しかし、日本の特許関連資料を国内で探すことは容易でなかつた。

ある日、被告会社の社員がソウルの汝矣島の国会図書館に行った。一方のテーブルに腰かけて日本の新聞をめくつていたが、ある広告を見て額をポンとたたいた。朝日新聞であった。広告の下段に象印の電気保温炊飯器の広告が載せられていた。そこには一般広告とともに炊飯器の機能が書かれていた。

「当社の炊飯器は、すえた匂いが出ず、長い間維持されます。その秘法は、まさに温度にあります。温度を80°C±5°Cに維持するのが核心であり…加熱された水蒸気を集水板に集めて熱を加えて蒸発させて温度を維持します」

H電子の実用新案の内容とほぼ類似する文章であった。その通りだった。H電子は、初めから日本会社の特許を模倣して韓国内で実用新案登録を受けたのであった。当時は旅行自由化が許容されない時代であったため、海外技術が国内の市場で模倣されることを確認しづらかった。当時、韓国の実用新案法によれば、実用新案が出願された日以前に、韓国内または国外で頒布された刊行物に実用新案を容易に考案することができる内容が載せられている場合、その登録を無効化することができた。国会図書館で見つけた朝日新聞の広告日付は、H電子が実用新案登録を出願した日よりずっと前の日であった。

結局、日本の技術をそのまま模倣したH電子の実用新案権は無効となり、誰もが電気保温炊飯器を製造して販売することができるようになった。その後、H電子が黒字不渡りを出したといううわさがあがった。ここで、取りあげなければならないことは、製品を市場に出す前には必ず予め特許調査をして他の会社との権利抵触関係を点検しなければならないということである。当時は特許制度が、現在のように一般的に定着された時代ではなかったが、今は念入りに調べ上げなければならない。

10. 正露丸事件

日露戦争は、1904年日本が韓半島の東北部地方の管轄をめぐってロシアと交えた戦争である。不凍港を探すために南進政策をしたロシアは、ドイツとフランスを引き入れた三国干渉で日本の北進を阻もうとし、ここに日本が戦争を開始した。

正露丸は1905年、ロシアと戦争中の日本軍の食中毒と脚気を予防するため開発された薬である。飲料水が不足し、衛生施設が良くない満洲では、兵士が常に腹をこわして苦労した。それで、横蓮、甘草、陳皮、香附子、クレオソート(Creosote)などを混ぜて常備薬として作った。正露丸の独特なにおいは、クレオソートのためであるという。名前も「ロシアを討とう！(征露)」という意味で征露丸と付けた。日本は終戦後、「征」を「正」に変えて1945年に「正露丸」を商標として登録した。



正露丸

東星製薬は、日本と独占契約して「東星正露丸糖衣錠」という商標を使用していた。正露丸の特有のにおいを無くすため、コーティングした製品であった。その後、保寧製薬で「保寧正露丸糖衣錠」という商標で製品を発売した。

1996年東星製薬は、保健福祉省が保寧製薬の「保寧正露丸糖衣錠」を許可したことは、不当であると取り消しを要求する行政訴訟を起こした。これに保寧製薬は、正露丸は日露戦争の際、ロシアに勝とうという意味で日本軍が作った救急薬であって、今は普通名詞として使用していると応酬した。また、日本でも普通名詞と判決されたことがあったと対抗した。

1998年、ソウル高等裁判所は、保寧製薬の主張を受け入れた。正露丸は普通名詞というのが理由であった。正露丸の前に付いた会社名だけでも容易に識別されるため、混同するおそれがないということも棄却の理由であった。東星製薬は、直ちに大法院に上告したが受け入れられなかつた。日露戦争の際、開発され、ロシアを討つために名付けられた正露丸は、今は普通名詞である。正露丸という止瀉剤の名前は、どの製薬会社も何らの制約なしに使用することができるようになった。

このように初めは登録商標として商標法上の保護を受けた商標も、普通名詞になると、独占的排他権が無くなる。えてして一般需要者の言語生活に不便を与えることがあるからである。よって、誰でも使用することができる名前となるのである。企業が登録商標についての適切な管理をしなければならない理由がまさにここにある。

11. James Dean事件

この間、コメディアンの朱炳進氏が、MBCのバラエティー番組「膝道士」に出演した。放送で彼はうつ病に苦しんでいると告白して視聴者を驚かせた。有能なコメディアンとして成功した後、事業でも次々と成功街道を突っ走ったが、訴訟に巻き込まれて長い間放送で顔を見れなかった理由である。

「(株)良い人たち」は、彼が設立した下着会社である。彼は、「James Dean」という商標をつけて多様な下着を発売し、これは大ヒットを記録した。ところが、アメリカに住むJames Deanの遺族とJames Dean商標権保護を代行しているカーティスが、1994年11月、朱炳進氏を相手に「James Dean」商標使用を禁止する内容の商標使用差止請求訴訟を起こしたことはご存知だろうか。

俳優のJames Deanの遺族は、朱炳進氏が家族の名前を商標に使用するのが不当であり、著名な故人を誹謗して侮辱することだと主張した。しかし、1997年大法院は、朱炳進氏の主張を受け入れた。要旨は次の通りである。

「James Dean商標は、単純に故人の名前そのものを商標として使用したことには過ぎず、またJames Deanとの関連性に関する表示が全くなく、故人との関係を虚偽表示した商標ではない。この商標自体の意味において、善良な道徳観念や国際信義に反する内容もない。国内の一般取引において需要者や取引者が他の商品として認識する可能性もない。よって、公共の秩序または善良な風俗を紊乱するおそれがあるとか、需要者を欺瞞するおそれがある商標とも見られない」

要約すると、朱炳進氏は、自社の下着を俳優のJames Deanと何らかの関連性が

あるかのように欺いて販売したのでなく、また、商標自体が道徳的に不遜であるとか国際的に禁ずる内容もなかった。よって、消費者がこの下着をJames Deanの遺族が作った商標と誤認するおそれもなく、彼が販売した下着が広告で需要者を欺瞞しなかったというのである。

我々は、この事例から商標権では人の名前を商標として使用することについて、悪意的な目的がなければ問題がないことが分かる。朱炳進氏の「James Dean」は悪い意図がなかったが、これと異なり外交的に相手国家を怒らせた他の事件があった。

1980年、イギリスのサミュエルエデン&サンリミテッドの著名な商標である「SEDEN」を、韓国内の輸出会社が靴下に無断に使用した事件である。問題は、その会社がイギリスの国旗とSEDEN商標を靴下の底に付けたというのである。その会社は、製品の原産地もMade in Englandと記入した。SEDENは、イギリスはもちろん世界の多くの国に商標が登録された著名商標であり、当時、韓国にも登録されていた。

当時、韓国の零細企業は、商標権についての認識が明らかではなかった時代でもあったが、この事件は、不法品の問題以上の外交的問題として広がった。他の国の国旗を足裏に入れたことからイギリス政府で気持ちが良いはずはなかった。常識的にもありえないことであった。

JAMES DEAN SEDEN

James Dean(左)とSEDEN(右)のロゴ

12. 特許戦争における韓国の反撃

多くの外国の特許事例を挙げたが、韓国も特許で多くの収益を上げる国の一つである。2008年、韓国が外国から稼いだ特許使用料は、約300億円である。特に、韓国電子通信研究院(ETRI)がとてもないお金を海外で稼いでいることを実際に我々はよく知らない。韓国電子通信研究院は、約1万2,000件の特許を保有しているが、この中の109件が標準特許である。CDMA技術により稼いだロイヤルティは、約230億円に至る。

2008年一年間に、移動通信に関する国際特許訴訟により約7億円の特許技術収益を上げた。韓国電子通信研究院は、広帯域符号分割多重接続(WCDMA)など3世代(3G)移動通信に関連した7つの特許を保有している。特に、3G携帯電話の電力消費量を20%減らすことができる技術に関連した特許は、2000年国際標準として採択され、大部分の携帯電話製造会社が使用している。

韓国電子通信研究院は、ヨーロッパのソニーエリクソン、日本の京セラ、台湾のHTCなどを対象に特許侵害訴訟を提起した。もし、この訴訟ですべて勝訴すれば、史上最大である約380億円以上の特許技術料を稼ぎ入れるとの見通しである。韓国電子通信研究院は、アップルからも特許使用料を受けている。アップルは、自社のアイフォンに韓国電子通信研究院の特許技術を無断で使用したことを見認して技術使用料を支払うことにした。アップルから特許使用料を受けるというのは、韓国が初めてIT強国に昇格し始めたという証拠である。韓国

電子通信研究院は、現在、アップル、ノキア、モトローラなどのグローバル携帯電話製造会社22社を相手に約760億円規模の特許侵害訴訟を進行中である。

2007年、LG電子とフィリップス電子の合作会社であるLG・フィリップスLCDが、台湾のLCD企業である青化ピクチャーチューブを相手に提起した特許侵害訴訟で、約76億円を超えるロイヤルティを受け、和解契約を締結した。これとは別にLG・フィリップスLCDは、アメリカのデラウェアとカリフォルニア連邦地方裁判所に提起したた2件の特許侵害訴訟で、それぞれ5,000万ドルの勝訴判決を受けた。これにより、韓国の会社としては初めて巨額の特許技術ロイヤルティを受けたケースが生ずるようになった。

2000年アメリカのラムバスは、韓国のハイニックスを相手にDラム特許を侵害したとして訴訟を提起した。これにハイニックスは、ラムバスを相手に特許無効確認訴訟を提起した。2009年カリフォルニア州連邦地方裁判所は、ハイニックスがラムバスの特許を侵害したとして4億ドルの損害賠償金と売上高の3.5%のロイヤルティを支払いせよという判決を下した。ハイニックスは、直ちに連邦巡回区控訴裁判所に提訴したが、2011年5月ラムバスが訴訟証拠資料を破棄したことは不法であるとして、事件が連邦地方裁判所に破棄差戻しされた。この判決が最終確定されれば、4億ドルの損害賠償額とロイヤルティを支払う必要がなくなる。

2004年から始まった三星モバイルディスプレー(SMD)は、アメリカのハネウェルとのLCD技術関連特許侵害訴訟で韓国のSMDが2011年4月に最終勝訴し、2009年10月にLG電子とアメリカのワルブルの冷蔵庫特許訴訟でLG電子が勝訴し、

2011年4月に三星電気は、日本の電子部品企業の村田がアメリカ国際貿易委員会に提起した積層セラミックコンデンサー(MLCC)の特許訴訟で最終勝訴した。

13. プレンダン(Prendang)事件

「ポントワーズの春(Printemps, Pruniers en Fleurs)」は、印象主義画家のカミーユ・ピサロ(Camille Pissarro、1830～1903)の有名な絵である。1877年の作品であるこの絵は、パリのオルセー美術館に所蔵されている。ポントワーズは、ピサロがよく滞在した地域であり、1872年から1884年までそこに住んだ。「ポントワーズの春」は、菜麻畠の真ん中に大きな古木を配置し、木の後ろに青い屋根の家が集まっているうら寂しい牧歌の風景が引き立つ秀作である。

春をフランス語でいえば、Printemps(プランタン)である。このプランタンに関する面白い話がある。1979年のことである。小さなファッショングループB社は、20代前半の女性をターゲットとした婦人服に使用する商標を作りたかった。社長の陳氏は、「20代は人生の青春。それなら春を主題としよう」という考えからSpringという商標を思い浮かべた。しかし、春を主題とした商標は既に多かった。彼はフランス語で春を意味する単語を探してみた。Printemps。プランタン。良い名前のように思われた。とても気に入った。急いで彼は「プランタン(Printemps)」を商標として登録するため韓国特許庁に出願した。しかし、その商標の登録を受けることができなかつた。季節を表す単語だというのが理由であった。負けん気が出た陳氏は、それならプランタンと発音するが、何の意味もない造語である「Prendang」という商標を再び出願して特許庁から登録を受けた。1983年初めのことである。

フランスには大型流通会社であるオウプランタン(Au Printemps)デパートがある。オウプランタンデパートは、フランスに55ヶ所のデパートと365ヶ所のショッピングセンター、日本と香港、シンガポールに大きな支店を持つフランスの2大デパート中の一つであった。1981年当時、一年の売上げだけでも約440億円であった。1982年オウプランタンデパートは、ロッテショッピングと技術提携と商標使用契約を結んで韓国市場に進出する計画であった。ところで、韓国の特許庁に商標登録をするために調査してみると、B社の「プレンダン(Prendang)」が自社の「プランタン(Printemps)」と発音が同一で消費者が混同するおそれがあることが分かった。直ちにB社を相手に商標登録無効審判を提起した。ついに、フランス政府が外交チャネルを通じて外交議題として韓国に政府に圧力をかけた。



プランタン(左)とプレンダン(右)の商標

B社の陳氏もカッとした。自分はフランスの流通ブランドの「プランタン(Printemps)」という商標があることも知らなかつたし、自分は「Prendang」という自ら作った言葉を使用しているため、全然問題がないと言つた。また、日本ではプランタンと類似した商標を多くの会社で使用しても全く争いがないのに、どうして韓国では問題視するのかと問い合わせた。

事実、1982年頃にはフランスの「Printemps」という商標は、韓国内でよく知られていなかつた時期であつて、当時、商標法も韓国内によく知られていない外国商標を保護するのが難しい時代であった。ここに、韓国政府はこの事件がこ

れ以上外交議題として飛び火することを防ごうと大法院判決に移る前に3年間の争いを双方の合意によりけりをつけるように誘導した。その合意内容は、B社は衣類にだけ「プレンダン(Prendang)」という商標を使用し、オウプランタン側は衣類に「Au Printemps」「オウプランタン」商標を使用するが、その他の商品にはフランス側が「プランタン(Printemps)」を使用するということであった。

フランスの「Printemps」デパートの韓国の商標紛争はこれだけでなかった。ある個人が先登録したサービス標「婦娘堂」(ブランダン、結婚した女と結婚前の女達の家)のため、事業に支障があり当時巨額を支払ってそのサービス標を買入った。

14. 韓国に「カルデム」という姓がありますか？

1978年4月、新世界デパートはフランスの服飾デザイナーであるピエールカルダン(Pierre Cardin)と商標および技術導入に関する契約を締結し、「Pierre Cardim」という商標をつけた製品を市販する計画を立てた。すべての準備を終えて商標登録のために書類を準備する中、とんでもないことが起こった。韓国の特許庁に既に「Pierre Cardim(ピエールカルダム)」という名前が登録されているではないか。調査してみると、ソウルに住むK氏が5年前の1973年に既に登録したものであった。

フランスのピエールカルダンは、1950年から使用した著名な商標として世界的にも認められていた。しかし、韓国内ではピエールカルダンという商標は、周知商標でも著名商標でもなかった。その当時の韓国人は、ピエールカルダンが

誰なのか、どれくらい有名な商標なのか知らなかつた。特許庁の審査官もそうであったから、先に登録したK氏の「Pierre Cardim(ピエールカルダム)」の商標の登録を許したのであつた。

デザイナーのピエールカルダンが韓国に訪ねて来て朴正熙大統領を礼訪した。

「閣下、韓国にカルダムという姓がありますか?」

「どういうことですか?」

朴大統領は、突然の質問に首を横に振つたが、ピエールカルダンは落ち着いて話し続けた。

「私の姓がカルダンですが、韓国でもカルダムという姓があるかということです」

「初めて聞く姓です。おそらくないでしょう」

周囲にいた参謀たちが少しずつ慌て始めた。

「私のブランドであるピエールカルダンを韓国市場に進出させるために商標登録をしようとしたところ、この国には既にそんな名前がありました」

当時、政府は外国商標を国内市場に持ち込むとき、製品だけを売るようになかつた。その製品の技術とともに持ちこまなければならなかつた。技術がない当時の韓国では、そのようにしてでも先進技術を受け入れなければならなかつた。ピエールカルダンも同じであった。服だけ持ち込むのではなく、商品を販売する方法、ディスプレー方法、マーケティング方法、修繕および製造方法まですべて伝授するという条件で韓国市場に進出することにしたのに、その偽物の名前のためにうやむやになつたのである。

事情を聞いた朴大統領は、激怒して、ピエールカルダムという商標を登録して儲けようとしたK氏の商標は、結局無効になってしまった。



pierre cardin
PARIS

ピエールカルダンのロゴ

古いエピソードであるが、当時のフランス政府は韓国政府が国際的に著名なピエールカルダン商標を保護してくれないと強く抗議した事件であって、韓国の会社も自社の商標をもって海外に進出するときは、必ず輸出しようとする国に商標を登録しなければならないということを教えてくれた。その時から三星や現代、LGのような大企業は、自社の商標を世界各国にいちいち登録し始めた。

外国から商標を導入するときは、いくつか留意しなければならない事項がある。まず、導入する商標が輸入国に登録されている商標なのか確認しなければならない。ピエールカルダム事件が、まさにその例である。商標を使用しても良いという契約条件が一般的な国際慣例に合うかどうかを確認しなければならない。権利者の方的な要求条件を全て受容して契約する場合、輸入国の公正取引に関する法律に抵触するおそれがある。商標の使用料が高過ぎないかということも確かめなければならない。

その他に、商標使用契約書をめぐる紛争が生じたとき、裁判管轄権はどこにあるのか、また裁判をする際、単審で結論を出す商事仲裁(Commercial Arbitration)の決定に従うかということも考慮しなければならない。最後は契

約当事者が商標権者であるかどうかも必ず確認しなければならない事項である。

15. CLOVER商標事件

1986年9月、日本の大阪にいる親しい弁理士から切実な依頼の電話がかかってきた。内容は、編み物に使用する竹針とプラスチック針事件であって、9年間韓国で訴訟をしたが、未だに結論が出ないというのである。それでどうしても早いうちにけりをつけてくれというのであった。いわゆる、「CLOVER」事件のことである。

事件の内容はこうであった。大阪にあるクロバー株式会社は、1925年から家庭主婦と女性が使用するヘアピン、カッター、はさみなどをはじめ編み物用針など、当時、1,200余種類の商品を製造・販売してきた中小企業である。商標のCLOVERは、日本統治時代の朝鮮ではもちろん、国際的にも周知された商標であった。ところで、全羅南道木浦市のK氏は、1950年頃から編物用の竹針にCLOVERという商標を付けて韓国内で発売した。長い間、韓国では、CLOVERが周知商標と扱われていた。当時、円貨の価値が高く、関税も高かったので、日本のクロバー会社が韓国に製品を輸出しても、韓国人は購入できなかつたのが実情であった。

しかし、K氏が作った竹針とプラスチック針は、安くて人気があり、外国にまで輸出する気炎を吐いた。結局、日本の会社は、その対策を樹立して商標登録無効訴訟を起こした。訴訟が始まって9年間大法院まで上告したが、敗訴の連

続であった。

筆者は、1986年から新しい証拠をもって商標登録無効訴訟を始めた。当時の商標法によれば、商標権は必ず営業とともに譲渡されるようになっていた。つまり、商標権と営業とは別々に分離して他人に譲渡することができず、もし分離して譲渡すれば商標登録無効の事由になった。ところで、調査をしてみると、当時、K氏は父親から事業を譲渡されたが、譲渡された後、一定期間事業をせず、事業の譲渡と商標権の譲渡が別々に成り立ったことを発見した。これは、管轄税務署の納税実績調査と商標登録簿上の譲渡日付の調査で判明した。それで新しい証拠をもって商標登録無効訴訟を始めつつ、一方では商標権不存在の確認請求訴訟も準備した。

商標権不存在の確認請求訴訟とは、特許庁の商標登録原簿には形式上商標権が存在するように見えるが、事実は問題の商標権が営業とともに譲渡されたのではないため、原因無効に該当するので、事実上商標権が存在しないという特殊な形態の確認訴訟をいう。当時の李英燮弁護士(元大法院長)と相談した結果、このような訴訟が可能であるという答えを得た。

このような資料を取り揃えた後、ある日、筆者は木浦市のK氏に会うことを提議し、筆者の事務所で対面するようになった。この時、筆者はあれこれ証拠に対する話をした。そして、今回合意できなければ、二つの訴訟を進めると言いながら、できればこの段階で和解をするのはどうかと提案した。

提案内容は、商標権は日本の会社に無条件で譲渡するが、韓国ではK氏が以前

のように商標を使用するように通常使用権を与え、K氏の輸出権まで許諾するが、輸出品の品質検査は日本の会社で受けるというものであった。すると、K氏は今までこんな方法があるとも知らず、9年の間、思い悩んで無駄な経費だけを浪費したと嘆きながら、直ちに合意書を作成しようと答えた。これにより、事件に着手して11ヶ月ぶりにすべての訴訟を互いに取り下げ、合意して二つの会社がWin-Winできるようになった。



クロバーの商標

16. HANAサービス標事件

韓国系アメリカ人のチャールズ・キムとサニー・キムがアメリカのカリフォルニア州で創業したハナファイナンシャルインコーポレイティド (Hana Financial, Inc.) は、商業融資やファクタリング業務をしつつ、1995年から「Hana」という名前でサービス標を使用し、アメリカの特許庁にサービス標登録をした。

2007年ハナファイナンシャルは、韓国のハナ銀行とハナ金融グループが「Hana」というサービス標を使用しているという理由でサービス標権侵害訴訟を提起した。しかし、ハナ金融グループは、アメリカは登録サービス標も保護するが、先使用しているサービス標も尊重しているという論理に着目して訴訟に臨んだ。韓国は、先出願優先主義を採択しており、同じ条件の場合、先に書類を提出した人に優先権を与えており、アメリカでは先使用優先主義を採択している。

つまり、同じ条件の場合、先に使用した人に優先権を与えていた。

事実は、1994年からハナ銀行は、アメリカ海外同胞を対象に「ハナ海外移住者クラブ(Hana Overseas Korean Club)」というサービスを提供してきたという。1994年7月、韓国日報のアメリカLA版にハナ銀行海外移住者クラブ広告が載せられていて、これが決定的な証拠であるという。また、当時事実上このようなサービスを利用した顧客がいたことが立証された。

2008年1月、一审裁判ではハナ金融グループが勝訴した。ハナファイナンシャルは、直ちに控訴し、2009年巡回区控訴裁判所の判決では証拠不十分を理由に一审裁判所に破棄差戻しされた。ついに2011年5月24日、カリフォルニア州連邦地方裁判所の陪審裁判でハナ金融グループが勝訴した。「ハナファイナンシャルが、1995年4月1日から『Hana』というサービス標を使用する前にハナ銀行がサービス標を先使用したことを認める。ハナファイナンシャルのサービス標の登録は有効であるが、衡平法によってこの判決を下すようになった」というのがその要旨であった。問題は、ハナファイナンシャルが果たして抗訴をしたかであるが、その後の消息は知る術がない。

17. Tresor(トレゾア)商標事件

Tresor(トレゾア)はフランス語であり、英語ではTreasureである。「宝石」という意味である。フランスの有名なブランドであるランコムは、ローズとアンズの甘くてまろやかな香りに満ちたセミオリエンタルフローラル系列の香水をTresor(トレゾア)という名前で商標出願をした。しかし、特許庁はこの商標は、B社が国内に先に登録したトレジャー(Treasure)と類似するという理由で最終拒絶通知書を送った。すると、ランコムは、図形を追加したデザインに「Lancome Tresor」という新しい商標を出願し、審査に合格した。



ランコムの香水トレゾア

B社は、直ちに異議申立をして、商標権侵害訴訟を提起した。問題は、二つの商標はすべて宝物を意味するフランス語と英語の差異であるが、フランス語のTresorはトレゾアと発音され、英語であるTreasureはトレジャーと発音されて区分が可能であり、製品の形状も異なった。

ランコムは、先出願優先主義の原則を主張するB社と厳しい争いを続けなければならなかった。もし、商標登録が無効になって、売上げの相当部分を占める

この製品の販売が中断されれば、事業上危機に陥ることが明らかであった。さらにB社が、ランコム社の韓国代理店である韓国化粧品がLancome TresorではなくTresor商標を使用した香水広告用チラシを裁判所に提示して一審と二審共に勝訴すると、ランコム社は緊張せざるを得なかった。

糾余曲折したあげく、B社に巨額の金を支払って商標権を取得する線で合意が成り立った。もし紛争が解決されなかつたら、香水の輸出もできず、巨額の訴訟費用だけ負担しなければならなかつたであろう。このように商標権の威力は強大である。

18. WALMART(ウォルマート)事件

1998年7月、ウォルマートは、韓国マクロを買収してアジア市場で中国に次ぎ二番目に進出した。それから8年になる2006年夏、ウォルマートは、結局、韓国内のすべての売場をイーマートに引き渡して撤収した。世界1位の量販店にもかかわらず、市場シェアが4%内外にとどまつたウォルマートの失敗原因は、果たして何だったのか？

韓国の消費者のトレンドを正しく読むことができなかつたからという評価が支配的である。ウォルマートは、韓国に上陸するときから順調とはいえなかつた。韓国内のある中小企業のK社が、ウォルマートというサービス標をすでに登録していたため、ブランド紛争のために1年以上「マクロ」という名前で事業をしたのである。K社は甚だしくは自社の商号に「アメリカ商品直輸入展」という廣告で販促して、消費者はますますウォルマートと誤認するようになった。

結局、ウォルマートは、K社に対してサービス標権の売却交渉をしたが、成功しなかった。それで裁判所にサービス標の登録無効と登録取消審判を請求した。結局、1998年特許審判院からサービス標登録取消審決を受け、翌年、サービス標登録無効審決を受けた。K社は、特許裁判所に審決取消訴訟を提起したが、敗訴した。

特許審判院は、K社のウォルマートの標章とサービス標の使用は、海外有名商標の模倣商標として法の正義に反し、商品流通秩序と商取引秩序にも反するとみなした。また、消費者保護の次元においても商標法の趣旨に反するとした。同一または類似した商標が横行すれば、消費者の被害が一番大きいからである。海外の著名な商標を模倣して出願し登録する行為は、国際的な商取引で信頼を落とし、究極的に韓国の固有商標の開発を怠るようにする望ましくない傾向を生む。これは長い目で見れば、韓国の商品の国際競争力を落とす原因となる。

Part 4 知的財産に関する制度

01. 鑑定書

鑑定書は、相手が自分の権利を侵害したことを主張するために侵害を受けた者、または自分が作った商品は相手の権利を侵害したのではないと主張する者が、弁理士に依頼して発行されるものであり、判事または検事に提出する文書を指す。鑑定書は、裁判や捜査段階でとても重要な役割を担当する。よって、弁理士は客観的かつ公正に作成しなければならない。しかし、鑑定結果が客観的ではなかったり、いずれか一方の立場に偏った意見が反映された鑑定書も多少あった。

筆者は、1996年に大韓弁理士会の会長として弁理士鑑定事件の運用規定を整備した。訴訟で鑑定書についての客觀性と公正性の重要性が深く検討されたためである。まず、鑑定依頼事件で利害関係のある弁理士は、鑑定書の作成から皆除外した。

大韓弁理士会は、会員各自が鑑定書を作成することは現行の通りするが、裁判所や検察から公式的に大韓弁理士会に鑑定依頼があれば、まずその事件と利害関係のある弁理士を先に調査した。大韓弁理士会の会員の中で鑑定依頼事件に関する出願、異議申立、審判、訴訟、顧問、諮問などに関して、事実上その会社を代理したことがあるかを確認し、関連した人はその事件の鑑定人の対象から外した。常識的に、その会社の顧問である弁理士が鑑定書を作成するようになれば、判事に提出される鑑定書が客觀性に欠けるのは当然だからである。

それ以前はこのような事実を調査しなかったため、訴訟当事者が鑑定結果を否定したりしたのである。その当時を調査してみると、通信関係の鑑定事件のために調達庁が大韓弁理士会に鑑定を依頼した事件で、20人余りの大韓弁理士会の会員がその事件と直接的・間接的に利害関係があった。

その次は、専攻分野別に三人を鑑定人として指名するが、主鑑定人の一人と副鑑定人の二人で構成し、主鑑定人はその事件に該当する技術専攻者、副鑑定人の一人は関連技術専攻者、そして残りの副鑑定人は法律専攻者にした。鑑定結果は、これら三人が多数決で作成することを基本にしたが、判事や検事の参考文書としての役割を考慮して少數の意見も必ず記載するようにした。特に、利害関係や依頼によって鑑定書が作成されないように、覚書も作成するように

した。

そして、裁判が終わった後には鑑定内容を一般人に公開するようにした(普通は、公開しないことが一般的である)。鑑定結果を以後に閲覧することができるようにして、鑑定当事者に心理的な負担を与えることにより、鑑定に自信のない会員は、自ら自制するようになった。そのようにして公正な鑑定を誘導することができた。このような鑑定書の作成に参加した弁理士は、後日その事件の当事者を代理しないことが良いマナーといえる。

このような改革は、裁判所と検察から相当な呼応を受けた。鑑定は公正でなければならない。特に、専門的かつ技術的な内容に関する鋭い対立を検事と判事が正しく理解するためには一層重要である。今もこの制度はよく運用されている。

02. 公開入札と随意契約

公開入札とは、物品やサービスの納品を受ける会社や政府が、その物品の内訳と規格を公開して、物品やサービスを一番安く供給する会社に落札するように、不特定多数の人に提示する公開契約の提議をいう。

大多数の会社や政府は、公正な手続きを通じて物品やサービスの供給を受けるため、公開入札を経て落札をする。しかし、公開入札で提示された物品やサービスについて、特許権や著作権を特定人が所有していると、たとえ第三者に落札されても、特許権者や著作権者の同意がなければ、その物品やサービスを事实上納品することができない。

このような場合には、やむをえず当事者間の随意契約によって納品契約が締結される。たとえ特許権や著作権などの知的財産権を所有しているとしても、「独占規制および公正取引に関する法律」によって権利の濫用とみなされる程度まで権利行使をする場合には、制約が加えられることもありうるため、留意しなければならない。

一方、不動産の公開入札は、一番高い価格を提示する人に競売を通じて落札させるため、結局、公開入札には二つの種類の入札があると見なければならない。

03. 権利侵害の警告

特許問題により紛争が発生する場合、侵害者は普通、自分が盗用した技術に対して、既に特許権者がいたこと、またはそれについて許諾を受けなければならぬことを知らなかつたと主張するのが一般的である。したがつて、特許権、商標権、または著作権等、知的財産に関する侵害事件が発生すれば、権利者は侵害者に対して、まず、郵便で内容証明警告状を発送するようになる。

内容証明で警告状を発送するのは、警告状を受けた日付以降の特許技術の使用は故意であることを立証するためである。このようにしておかなければ、侵害者は偶然似た物を作るようになったと言い訳したり、故意性はなかつたと主張するのが明らかだからである。

それなら警告状を受けた侵害者は、最初にどのように対処すべきであろうか？ 警告状を受けた立場からは、やはり他人の知的財産を侵害したかどうかを一日も早く検討しなければならない。この際、最初にチェックしなければならない

事項は、その技術や商標、または著作物を、誰が先に使用したのかである。特許はその特許を出願した日付が非常に重要である。相手が特許を出願した日以前に自分の会社が、その対象技術を先に使用して製品を作った事実があれば、その特許権の無効の主張とは別に、いわゆる先使用による実施権があり、特許侵害にならない。

次に確認すべきことは、相手が主張する権利に欠陥があるかどうかを調べることである。一般的に特許権の場合、その日付よりも先に国内や外国の文献にその技術が存在すれば、それはその人の特許ではない。すなわち、無効化させることができる。したがって、特許出願日の以前に国内外に公開された技術、特に、公開された文献に記載された技術と類似するものではないのかを調査し、もし無効事由が発見されれば、この証拠をもって相手と交渉することができる。

もし他人の特許を侵害した部分があるとすれば、交渉を通じて特許技術使用に対する契約を結ぶこともできる。ところが、警告状を受けた製品は権利を侵害したものではなかったが、詳しく見ると、相手が技術開発を着実にしているし、特許権や著作権、または技術秘訣などが進歩する技術動向および需要者の欲求傾向に符合し、自社に役に立つとすれば、むしろ自分の開発を中断し相手と特許使用契約を締結して、それに係る使用料を支払うのが事業上有利である。それは未来指向的観点から、相手の技術に便乗することが有利であると判断される場合に行う方法である。

ここでは事業的判断能力が必要である。戦闘では勝ったが、戦場で負ける場合もある。自分の技術を無理に守ろうとしたり、訴訟に執着したりして、むしろ

事業体の全体を失うようになる場合も多い。技術そのものだけを見るのではなく、市場や事業全体の展望という次元で決断しなければならないので、マクロ的な観点が必ず必要である。

04. 貿易委員会

貿易委員会は、1987年、韓国の対外貿易法によって設立された。1989年には合議体の行政機関に変わり、1995年世界貿易機関の出帆により国内市場の開放化・自由化が進められるにつれ、ダンピング防止関税、相計関税およびセーフガードなど商業被害の救済調査・審決機関になった。

委員長と委員は、知識経済省の大臣の提案により、大統領が任命するが、委員長1人、常任委員1人、非常任委員7人の計9人であり、任期は3年で連任することができる。遂行業務は、ダンピング輸入、外国政府から補助金を受けた商品の輸入、ダンピング率の調査、産業被害の調査および救済措置の建議、知的財産権の侵害、原産地の虚偽表示、輸出入契約の違反など、不公正な輸出入の行為に対する調査および制裁措置の建議、特定の物品の輸入が韓国の産業に及ぶ影響の調査、国際貿易に関する法律、および紛争事例に関する調査研究などである。

実務組織としては、貿易救済政策チーム、産業被害調査チーム、ダンピング調査チーム、不公正貿易調査チームの四つのチームから構成されている。

05. 税関の知的財産保護

税関の通関段階で、裁判所や検察など司法当局の協力がなくても、知的財産を保護する実務的な手続きがある。以前は、関税庁に申告することができる知的財産権が、商標権と著作権の二つしかなかった。しかし、韓・EU 自由貿易協定によって、2011年7月1日から植物新品種と地理的表示も申告の対象になり、2013年7月からは特許権とデザイン権も申告の対象に含まれる予定である。

税関の通關段階で知的財産権が保護されるためには、予め特定の知的財産権を関税庁に申告しなければならない。「社団法人 貿易関連知識財産権保護協会」のホームページからのインターネット申告、訪問または郵便申告により、申告から4日以内に全国の税関に登録される。特に、商標権者が関税庁の通關ポータルシステム (<http://portal.customs.go.kr>) の知的財産権統合情報管理システム (IPIMS; Intellectual Property Information Management System) に申請すればよい。税関は外国から輸入された偽造商品がある場合、直ちに携帯電話文字メッセージと電子メールで、商標権者に偽造商品があることを連絡する。商標権者は「IPIMS」に接続して、税關からアップロードした実物写真を見て、偽造商品であるかどうかを鑑定し、その結果を連絡するようになっている。

現在「IPIMS」は商標権についてのみ、サービスを提供しているが、徐々に著作権、植物新品種保護権、地理的表示権に拡大する予定である。税關長は知的財産権を侵害したおそれのある商品がある場合は、知的財産権者および輸出入業者にその事実を通知する。すると、知的財産権者は通知を受けた日から7日(公休日を除く)以内に侵害事実を確認する資料とともに、輸出入商品の申告価格の20%に相当する金額を担保として提供し、通關保留を申し込むことができる。

もちろん輸出入業者も通知を受けた日から7日以内に、当該商品が特定人の知的財産権を侵害しなかったことを疎明する資料を提出することができる。税関長は、知的財産権者と輸出入業者が提出した書類などを検討した後、侵害可否を判断して通関保留または通関を決める。知的財産権者は、通関保留の通知を受けた日から10日以内(公休日を除く)に裁判所に提訴しなければならず、提訴しなかった場合には、侵害のおそれがある商品が通関される。このような関税庁に対する知的財産権申告の有効期間は、申告日から3年であり、更新が可能である。

06. 植物新品種の保護(種子産業保護法と特許法)

植物の新品種は、種子産業法および特許法の一方、または両方により保護を受けることができる。

	種子産業法	特許法
保護時期	1997年12月31日から施行	既存保護対象：無性的に繰り返し・生殖することのできる変種植物 2006年9月3日から無性/有性にかかわらず全て保護
対象	1998年、15種の植物から始め 2009年5月1日から6種の植物(いちご、えぞいちご、みかん、ブルーベリー、チェリー、海藻)を除いたすべての作物を保護 2012年1月7日以降、すべての植物を保護する予定	すべての植物を保護
書類の提出先	農業用植物は農林水産食品省の国立種子院、 山林用植物は山林庁の国立山林品	特許庁

	種管理センター	
要 件	新規性、区別性、均一性、安定性、1個の品種名称を必ず提示しなければならない	新規性・進歩性・繰り返しの可能性
存続期間	品種保護権の設定登録日から20年、永年生作物である果樹および林木は25年	登録日から20年、または出願日から20年を超過することができない

植物の新品種を種子産業法によって申請すれば、方式審査の後、その内容がすぐに公開される。したがって、同じ植物の新品種を特許として出願する場合に注意しなければならないのは、特許出願の前に本人の新品種が種子産業法によって公開されたという理由により新規性が喪失されて、特許されないこともあります。ただし、種子産業法による新品種の申請を行ってから6ヶ月以内に特許出願する場合は、新規性喪失の例外を認める。

種子産業法上の植物新品種の登録手続きは、申請後、毎月中旬頃に一回、新規申請の内容の公開が行われる。申請があり次第、審査に着手し、植物を栽培し始める。登録までは栄養繁殖(バラ、菊など根、葉、幹など植物体の一部分を切って培養する方法)の植物の場合、約1年がかかり、種子植物の場合、約2年がかかる。

種子産業法によると、新品種の申請日以前に韓国では1年以上、外国では4年以上(果樹および林木の場合には6年以上)、当該種子または収穫物が商業的に譲渡されていない場合にのみ、新規性があると認めている。もう一つの注意事項として、種子産業法により新品種を申請する際には、必ず品種の名称も共に申請しなければならないが、このような品種の名称が登録されれば、大法院の判

例により、その品種の名称は普通名詞になって、誰もが用いることができるようになる。例えば、種子産業法によって新品種に品種登録された「画廊」というリンゴに対して、その品種の登録権者が特許庁に「画廊」という商標をリンゴに用いると出願したが、特許庁は大法院の判例によって、リンゴにおいて「画廊」は普通名詞であるため、商標登録を拒絶した。

韓国の代表的な種子特許としては、遺伝工学研究所の鄭革博士が開発した世界最初の人工種芋がある。ナツメのサイズぐらいの種芋をもって、大人の拳ほどのジャガ芋を十個以上も収穫することができ、天然の種芋に比べて保管費用が節減される。また、長期間腐敗せず、季節にかかわらず大量生産が可能であり、また種まき作業が簡単なので有望な輸出品である。この種芋は、世界各国に特許されている。

植物新品種保護に関する国際協約(International Convention for Protection of New Varieties of Plants)は、1998年4月24日に発効され、韓国は2002年1月に加入した。カーネーションの中で「エンジェル」や「スプレーカーネーション」は、一般的のカーネーションより高価であるが、その理由は植物新品種として種子産業法による保護を受け、ロイヤルティを支払うからである。

07. 消滅特許権の回復

特許権は、法定存続期間が満了すれば消滅する。一定期間特許を独占させる理由が特許権者を保護するためであるとすれば、特許権の存続期間を設ける理由は、この存続期間が経過すれば第三者が自由に使用できるようにすることにある。

特許が与えられると、どの国でもその特許権の存続期間の間、特許料(Patent Annuity)を必ず納付するようにしている。特許料は一種の税金のような性格である。特許料は毎年納付する国、数年分をまとめて納付することができる国、または特許存続期間の全体に該当する特許料を一括納付することができる国など、多様である。

韓国の場合、特許権は20年間の独占権を与え、最初3年分を一括納付することになっている。その理由は、特許を受けてから3年程度は創業期間と思って、十分な事業準備ができるように気配りするためである。それ以降は、特許権者の自由意思によって1年ずつ納付したり、数年分をまとめて納付したり、存続期間の全体に該当する特許料を納付したりするようにしている。4年目分以降の特許料(日本では「年金」という)は、1年分ずつ納付するのが一般的であるが、毎年その日付を覚えておいて適時に納付しなければならない。もしその期限内に納付しなければ、特許権は消滅する。

しかし、人のする仕事だから、うっかりして期限を逃して特許権が消滅する場合がたまにある。特許権を消滅させないため、現在施行されている制度をみてみよう。

韓国特許庁は特許を受け、最初3年分の特許料を納付した日から3年目になる日以前に、特許権者に4年目分の特許料の納付期日が到来したという案内はがきを発送する。もし特許権者がこの期日内に特許料を納付しなかった場合、それから6ヶ月以内に50%の過料が付加された特許料を納付すれば、改めて、その特許権を生かすことができるという案内書を発送する。また、4年目分の納付期

日がいつであり、追納期日がいつであるかを、それぞれ特許庁のホームページに公開しているので、特許権者がいつでも確認することができる。

しかし、それでもやはり逃す場合がある。この追納期間まで経過すると特許権が果たして消滅するのだろうか？ そうではない。最後に筆者が提案したもう一つの救済装置がある。4年目分の特許料納付の最終追加納付期日が6月25日の場合、6月25日現在、その特許を利用して商品を製造していたり、販売していたり、輸出していたり、または第三者に実施権を与えて製造もしくは販売させていたりする事実を立証することができれば、さらに3ヶ月以内には消滅した特許権の回復申請が可能である。そうすると、消滅した特許権が回復されて権利を取り戻すことができる。

このような期日を逃さないために、会社は会社なりに、弁理士事務所は事務所なりに、毎月綿密にチェックすることを勧めたい。このような手続きが煩わしいと思ったり、事実上このような業務を担当する人がいない中小企業である場合、年金のみを専門的に代行して納付する会社に業務を委任することもできる。参考までにいうと、このような期日を逃して生じた損害を保全する保険商品もある。

このように特許料納付および猶予期間に係る制度は、非常に煩わしく過度に行政力を浪費する制度のようにもみえるが、その真の意味は別にある。特許料を納付する方法を多様で複雑にした理由は、特許権者が、自分の技術がもはや古くなつたと判断したり、十分に利用価値を得たとするならば、その特許権を放棄するように誘導し、同種産業分野で誰もが使用できるようにするためである。

技術は日ごとに発展する。さらに進歩した技術を開発した立場では、たとえ特許された技術であっても、効用価値が落ちて放棄するようになれば、特許権を消滅させて、同種業界の会社の誰もが、その放棄された技術を使用できるようにするという産業政策的な配慮が盛り込まれているのだ。

08. 実用新案の無審査制度

発明と特許の国、日本は、年間数十万件の特許出願と実用新案出願が申請されている。しかし、日本特許庁の審査官数では、滞積した件数を、到底処理することができなかつた。それで実用新案に対しては、方式審査のみをして実体審査はしない無審査制に変えた。後日、問題が発生すれば、当事者が無効審判により争うという趣旨である。それが実用新案の無審査制度である。

筆者が大韓弁理士会の会長の時だった。韓国も日本のように、実用新案出願に対して無審査制度を導入するための実用新案法改正案を準備した。日本のように実用新案に対し審査せず、登録するというものであった。

しかし、筆者はそれを非常に憂慮した。1998年、韓国の出願件数は、日本とは異なり顕著に少ない状況であったため、このような環境で、日本のように無審査制度を採択すれば、中小企業が大きく被害を受けると思われた。出願される実用新案を正確に審査せず、すべてを無審査で登録すれば、中小企業が保有する実用新案の信頼性が崩れてしまって、後に特許紛争の起きる素地が大きくなる。そうなると、資金が足りない中小企業としては、訴訟により大きな打撃を受けるしかない。しかし、当時の特許庁長は、実用新案の無審査制度を最後まで主張して法改正を推進した。

筆者は政府法案に反対して、既存の法を維持しなければならないという国会議員立法運動を展開した。既存の方法である実用新案の審査主義を主張したのである。国会議員に会って、その理由を丹念に説明した。議員立法案になるためには、最小限20人の国会議員の署名がなければならないが、23人が署名した時、当時の産業資源省の大臣であったC氏から電話がかかって来た。緊急に会いたいというのである。

「政府法案が進行されているのに、こんなに正面から摩擦があれば大変なことになります。もちろん、ご指摘の問題点も一理あると思います。ですから、一旦、妥協案を作つて折衷してみればどうでしょうか?」

C大臣は妥協案を作つてみようといい、実用新案の出願人が審査請求をする実用新案に対しては実体審査をし、そうでない実用新案の出願は無審査で進行するという内容が提案された。つまり、特許庁では殺到する仕事を効率的に減らしたがっているので、特許庁の仕事の負担も解決し、また懸念される中小企業の実用新案の信頼性は保障されたようにした折衷案であった。

政府の方からここまで譲歩したので、筆者もある程度引くしかなかった。最小限の憂慮は防ぐことができた。結局、議員立法案を請願書に変えて協力することにし、実用新案の無審査法案に対する反対立法運動にけりをつけた。

数年経つて、実用新案の無審査制度は時期尚早だったという評価が出た。すべての実用新案に対して、実体審査をするのが中小企業を保護することになるとという意見が台頭した。筆者の主張が正しかったのである。結局、法は元の状態に戻されるようになった。したがって、韓国では実用新案の無審査制度が1999年7月1日から2006年9月30日まで施行された後、廃止された。

生まれて初めて、政府立法案に対する反対立法運動を試みたのだが、今振り返ってみても正しい判断であったと考えられる。

09. アイデアでも融資ができるか？

いかに素晴らしい技術や著作権があるとしても、これを事業化するときは資金が必要だ。事業をするためには、銀行から融資の手続きを踏んで資本金を借りなければならない。ところが、銀行は不動産を担保として提供しなければ、融資をしてくれない。住宅や土地のない人は、いかに奇抜なアイデアがあっても、資本金を借りることができない。まだ、韓国の金融界は知的財産が資産であるという認識が弱い。

先進国には、銀行に知的財産の価値を評価するチームが別にある。会社がある技術をもっていれば、このチームがその技術の価値を評価する。そして、技術を担保として融資が行われたり、知的財産の信託を受けた会社が管理したりする。技術を根拠として証券会社に依頼し株式を発行したり、その技術性が良ければ事業化のためにファンドを造成したりもする。時には、技術自体を現物投資形式で投資者が投資することもある。

蔚山(ウルサン)市にある溶接機資材の専門企業である同舟ウェルディングは、2010年、世界で初めて、レールなしに作動するロボットを開発した。そして韓国はもちろん、アメリカと日本、カナダ、中国、フランスなどに特許出願をして海外市場の開拓に出た。しかし、過程は順調ではなかった。資金が必要だったが、担保がないという理由で銀行から拒否されたからである。結局、中小企業振興公団の事業転換資金で問題を解決することができた。

この事例のように、資金がない企業に降りかかる問題は、いつも似かよっている。技術はあるが、不動産の担保がなく、資金を調達することができない中小企業は、中小企業振興公団の政策資金を利用する方法を考慮してみるのもよい。支援規模は、約2,400億円に達し、種類は創業企業支援資金、開発技術事業化資金、事業転換資金、新成長基盤資金、緊急経営安定資金、および小商人支援資金など多様である。

ソウル市も約7,600億円規模の中小企業育成資金を支援している。韓国産業銀行も約150億円の資金をもって、技術力は優れるが、担保力が不足している企業に対して、産業銀行の技術評価院で技術価値を評価した後、融資している。

その他、中小企業に対する信用保証を支援してくれる信用保証基金、ベンチャー企業などを対象として保証書を発給し、融資を手伝ってくれる技術保証基金と中小企業協同組合中央会なども資金を支援してくれる。知的財産をもって企業に融資して資金を支援する活路は、今後もっと広げられなければならない。

世界的にも知的財産により付加価値を創出する時代は既に到来している。したがって、我々も不動産だけではなく知的財産を現金化することができればこそ、産業が生き返らせることができる。韓国発明振興会では個人または中小企業が、海外に特許出願をした場合、必要費用を支援してくれる制度がある。

韓国の知識財産基本法第27条は、「政府は、知的財産に対する客観的な価値評価を促進するために、知的財産の価値の評価技法および評価体系を確立しなければならず、評価技法および評価体系が知的財産関連の取引と金融等に活用さ

れうるよう、支援しなければならない」とされている。

無形の知的財産を現金化することができるように、システムが構築されなければならない。知的財産の価値を評価するのは、容易なことではない。同様の知的財産であっても、経営者の能力やマーケティング戦略、時代的環境によつて、その価値が変わるからである。それでも、産業財産に対しては価値評価の技法が知られているが、純粋な著作権に対する価値を評価することは非常に難しい。しかし、ここでいう知的財産の価値は相対的な価値である。簡単にいようと、少なくともある金額以上の価値はあるという評価は可能であり、そこから出発して資金の規模を換算することができる。一番重要なことは、公正な知的財産価値の評価機構がなければならないという点である。

問題はここで終わりではない。知的財産の価値が適切に評価されたといつても、具体的にどのような方法で融資を起こすことができるかという問題が残る。知的財産に対する客観的な評価が行われると、例えばその評価された価値(評価額)の60%にあたる規模で融資が実現されれば適当であると思う。そうするためには、金融機関の担保に関する法律と規定を改正しなければならない。以上は筆者の提案である。

また、このような問題もある。金融機関が知的財産の価値を評価し、その評価された価値に相応する金額を融資してくれたとする。しかし、技術性と経営は別の問題なので、融資を受けた企業が破産する場合もあるであろう。それなら、それに伴うリスクは、どのように保障されるのかということである。したがって、金融機関のリスクを分散させる制度的な装置が必ずなければならない。

韓国には貿易業務のための韓国貿易保険公社がある。知的財産も知的財産保険公社を作ろうというのである。銀行で知的財産により融資を受けた企業は、融資金の一定部分を、知的財産保険公社の保険料として支払うようとする。もちろん、知的財産保険公社は世界的にもっと大きな保険会社の再保険に入らなければならぬ。そのようになれば、金融機関のリスクも補完され、知的財産により資金も確保することができる道が開かれるであろう。

これまで、政府関係者や政治家は、コンテンツと技術を保護し、創意力を土台に新知識社会を作っていくと主張してきた。しかし、実際にはどのような方法で実現しなければならないのか、制度的にどのように支援すべきなのかについては、如何なる言及もしなかった。そんな人々が口癖のようにいうベンチャー企業と中小企業を育成するという約束は、単に、人気主義に迎合する甘い巧言に過ぎない。知的財産の価値評価なくして新たなパラダイムの産業を起こすというのは、木の上で魚を捕ろうとするような話である。

10. 遺伝子組み換え植物(GMO, Genetically Modified Organism)

遺伝子組み換えトウモロコシというのは、土壤微生物を殺虫することができるタンパク質生産遺伝子をトウモロコシに挿入させて作ったトウモロコシであつて、遺伝子変形植物の一種である。遺伝子組み換えトウモロコシは、トウモロコシをかじる害虫(蝶、蛾など)を、それ自体で殺してしまう。

2002年と2004年に、アメリカがアフリカにGMO豆とGMOトウモロコシで食糧援助をするといって問題になったことがあった。アフリカの多くの国ではアメリカの援助を拒否した。

トウモロコシ価格が上がり、2008年から韓国にGMO豆とトウモロコシが輸入されて加工食品に用いられている。依然として安全性に問題はあるが、アメリカのモンサントの大豆(豆腐、食用油などを製造)およびノバルティスのトウモロコシ(澱粉に加工され、パンやお菓子に添加)などが輸入されている。

アメリカのモンサントは、豆の栽培によく用いられる「ラウンドアップ」という除草剤を撒布しても形質が転換された豆を殺すことなく、雑草だけを選択的に除去する発明に対して、アメリカとヨーロッパ各国では特許を受けた。しかし、アルゼンチンでは特許権がなかった。このような状況下で、あるアルゼンチンの業者が、アルゼンチンで栽培したラウンドアップの形質転換の豆を加工した大豆粕を、モンサントが特許権を持っているヨーロッパに輸出した事件が発生した。このようなアルゼンチンの業者の行為に対してモンサントはヨーロッパの特許権の侵害になると主張して、ヨーロッパの司法裁判所に訴えたが、裁判所では大豆粕を輸入することは特許権の侵害にはならないという最終判決を下した。

大豆粕がラウンドアップに耐性を有する遺伝子を持っているのは事実である。しかし、大豆粕は、豆のように生きている生命体ではなく、生命のない加工品に過ぎないからラウンドアップという除草剤に耐性を持つ機能は発揮されない。

11. 利害関係の衝突(Business Conflict)

一般的に、ある事件の依頼人は、特定事件に関して弁護士に委任をする。これに反して弁理士は、一般的に事件依頼人から継続的に依頼を受ける事が多い。弁理士は、事件依頼人から包括委任状をあらかじめ受けて特許庁に提出しておけば、特許出願をするたびに委任状を提出する煩わしさを減らすことができる。それで弁理士は、特許出願人から継続的な委任契約を締結している。また審判、異議申立、審決取消訴訟などの事件も継続的に依頼を受ける場合がある。

事件依頼人は事件を引き受ける弁理士が、この事件と直接的な利害関係があるのか直接尋ねてみて、利害関係の衝突がない場合に初めて事件を依頼するのが一般的である。その場合、弁理士は自分がどの会社と利害関係があるのか依頼人に率直に返事しなければならない。例えば、アメリカのファイザー株式会社の事件を扱い続けているY弁理士に、ライバル会社であるスイスのロシュ社の事件の依頼はしないはずである。Y弁理士にロシュ社が仕事を頼もうとするなら、まず「あなたはどの会社と働いているのか、どの製薬会社と利害関係があるのか」を尋ねることであろう。そうしてこそ、同じ人がライバル会社の仕事をしなくなる。そのとき、Y弁理士はロシュ社に「今、ファイザーと利害関係がある弁理士です」と返事しなければならないのである。

このような利害関係の衝突問題は、単純な倫理的問題に止まるのではない。法律的に一人の弁理士が利害関係のある会社の事件を処理すると、どのような法的制裁をもたらすようになるのかが問題になる。同じ人が原告と被告、両方を代理することになるのである。双方代理を禁止させる理由がここにある。

弁理士の場合、単純な特許出願事件にまで拡大してみるべきかがイシューになるが、倫理的に、たとえ特許出願事件であっても、同業種の事件は弁理士自らが引き受けないようにするのが良い。例えば、特定特許権の無効審判事件に対して有効であると決めた審判官であった人が、後日弁理士として働きながら無効審判を請求したり、特定特許権に対し無効を主張した弁理士が、後日特許権者に依頼を受けて有効を主張したりする場合は、事実上、双方代理行為となり懲戒対象行為になる。

12. 著名商標と周知商標

商標法では著名商標(Famous Mark)と周知商標(Well-Known Mark)を区別する。著名商標とは、いかなる商品やサービス業に用いても消費者が出所を混同するほどの商標をいい、周知商標とは、著名商標よりは有名でなく特定分野の商品やサービス業でのみ、消費者が出所を混同するほどの商標をいう。

例えば、「Chanel」は香水、化粧品、カバン、衣類、めがね、帽子、アクセサリーに用いる商標であるが、第三者が洋傘、傘、ゴルフ靴などに用いても、一般消費者はこれもまた「Chanel」の製品と理解し、その出所を混同するようになる。第三者がゴルフ靴に「Chanel」の商標を登録しようとしても、消費者の混同を引き起こすという理由で登録させてくれないが、その理由は「Chanel」商標が著名商標であるからだ。

しかし、周知商標は特定分野でのみ、混同の問題が引き起こされるので、その分野を除くと、第三者がこれを使用することができるし、登録することもできる。

例えば、1982年イギリスのダックス・シンプソン・グループと「DAKS」商標の使用許諾契約を締結した株式会社L G ファッションは、その後、男性・女性用フオーマルウェア、ゴルフウェア、アクセサリー、ファッショングoodsなどに全部「DAKS」商標を付けた。しかし、2007年頃になると、既に特定人の商品または営業を表示するものとして著しく認識され、周知商標として国内で認められた。これは2010年8月の大法院の判決内容である。したがって、全く異なる商品である「肥料」に第三者が「DAKS」商標を登録しようとする場合は、登録が可能であるということである。

13. ジェネリック (Generic) 医薬品

ジェネリック医薬品というのは、特許により保護している医薬品の反対の概念である。特許が満了したり、特許保護を受けない医薬品の総称である。また、最初生産された医薬品の特許存続期間が経過した後、他の製薬会社が公開された技術と原料などを用いて作った、同じ薬効や品質の医薬品という意味もある。

某製薬会社のイチョウの葉の有効活性物質のエキスである「ギンコフラボングリコサイドの抽出方法」に対する特許権が、1993年4月に満了した。そうすると、血液循環改善剤として、柳柳製薬の「ティナミン」、韓和製薬の「ロガン」、高麗製薬の「ジンコメクシン」、一洋薬品の「ソクルメックス」、大熊製薬の「タナカン」、韓美薬品の「ウンヘンイップエックス」など60社の製品が市場に出回った。ジェネリック医薬品の代表的な例である。

生命工学分野の医薬をバイオ医薬という。バイオ医薬の特許期間が経過すると、他社がこれを複製して、以前より安価で市場に出すことをバイオシミラー

(Biosimilar) という。ノバルティスの子会社のサンド、イスラエルのテバ、イ
ンドのドクター・レディースは、バイオシミラー会社として世界的に有名である。
したがって、製薬会社は自社の特許権が満了してジェネリック医薬品にな
らないようにエバーグリーニング戦略(Ever Greening Strategy)を用いる。

エバーグリーニング戦略というのは、最初に特許された化学構造を一部変更し
たり、その塩、剤形、複合製剤などに変換して後続特許を持続的に出願するこ
とをいう。既存の特許を少し変えて、特許を得ることといえる。これは新薬に
対する特許の存続期間が満了した以降にも、事実上特許の存続期間を延ばす戦
略である。

実際に2007年5月アメリカのファイザーの高脂血症薬である「リピートール」に關
する特許が満了したが、ファイザーは「リピートール」の後続特許を出して、2013
年まで存続期間を延ばした。そこでファイザーの「リピートール」がジェネリック
医薬品になるのを待っていた国内の東亜製薬、柳韓洋行など五つの製薬会社は
特許無効審判を提起した。2010年3月、大法院でファイザーの「リピートール」の
後続特許は、最初の特許と特に差がないと認められ、特許の要件である新規性
と進歩性が欠けていると判決され、結局無効になった。

14. 知的財産の専用使用権と通常使用権

知的財産は無体財産ではあるが、このうち、特許権、実用新案権、デザイン権
および商標権などの産業財産権は、不動産登記簿のように特許庁に登録原簿が
ある。したがって、所有権者が誰であって、いつ誰に譲渡されたかの内容を公
開するのが原則である。

知的財産は、一般的に第三者が知的財産を所有している権利者から賃貸するときには、専用使用権(Exclusive License)を得ることもできるし、通常使用権(Non-Exclusive License)を得ることもできる。専用使用権とは、使用権者自身のみが一定期間、特定地域で独占・排他的に用いる権利である。これに対し、通常使用権は、一定期間、特定地域で非独占的に用いる権利を得るものである。したがって、同じ期間、同じ地域で他使用権者とともに用いることのできる権利である。

ところで、産業財産権の中でも特に特許権、実用新案権およびデザイン権に対して使用させる際には、実務的に「使用権」という用語を使わず、「実施権」という用語を使う。特許権という権利は、一定期間、特定地域でその発明を用いて商品を製造および販売する権利を独占するようになるが、このときの「製造、販売および広告」という用語を一つに含蓄させて表現するとき、「実施(Working)」という用語を用いるためである。それで、この場合は、専用使用権や通常使用権ではなく、「専用実施権」または「通常実施権」という。

当事者の契約によって、知的財産の専用使用権や通常使用権を得ることができが、一般的に専用使用権の対価が通常使用権の対価より高い。それで専用使用権者は事実上、知的財産の所有権者に次ぐ権利行使が可能であるが、通常使用権者は、知的財産の所有権者の同意がなければ、自分の権利行使をすることができないのが特徴である。

現在使用しているロト宝くじシステムは、ギリシャの宝くじシステムの専門会社であるイントラロットの製品である。この会社に支払う専用実施権のロイヤ

ルティが、5年間で約5億円である。韓国馬事会が運営する競馬発売システムと、国民体育振興公団が競輪と競艇に用いる発券システムは、イギリスのスポーツ社の技術を専用実施権として用いているが、ここにも高いロイヤルティが支払われている。したがって、韓国の企画財政省傘下の宝くじ委員会は、宝くじなど発行システムの国産化を企画している。

15. 知的財産権の正当な権利行使

資本主義経済体制では私有財産を認め、知的財産法を通じて資本を集中させて、営利追求ができるように配慮する。しかし、その権利が不当に行使されて独占権が濫用されないように、独占規制および公正取引に関する法律(以下、公正取引法という)を設けて、バランスを取ってくれる。この三つの軸がまさに資本主義の核心である。

公正取引法は、独占排除を通じて自由な競争を促すことを目的としている。独占権の行使を一定期間、保障する特許法、商標法などの知的財産法とは、元々相反する目的を持っている。韓国の公正取引委員会は、知的財産権が不当に行使される場合、並行輸入において不公正取引の行為をする場合、表示・広告の公正化に関する法律の趣旨によって不当な表示・広告の行為をする場合などに對し、強力に規制している。

2010年4月7日、公正取引委員会は「知的財産権の不当な行使に対する審査指針」を全面改正した。例えば、特許権の実施許諾の際、過剰な対価を要求する行為、取引相手による差別的な対価を要求する行為、特許権の存続期間以降までを含む実施料を要求する行為、特許実施料の算定方式を契約書に明示せずに一方的

に決める行為、不当に特定事業者に対して実施許諾を断る行為、実施数量、地域、期間などを不当に制限して関連市場の商品供給の量を調節する行為、その他不当な条件を付ける行為、並行輸入業者が海外で合法的な経路で輸入した真正商品の購入を妨害する行為、表示・広告の公正化に関する法律に違反する場合などである。

不当な契約をした場合、公正取引委員会に提訴すればよい。公正取引法によつて、その契約の取り消し、契約内容の修正・変更、その他是正のために必要な措置を取ることができ、また2年以下の懲役や約1,100万円以下の罰金に処することもできる。公正取引法の違反行為に対する救済措置としては、公正取引委員会が不公正取引行為の中止、契約条項の排除、法違反事実の公表、売上高の2/100を超過しない範囲内での課徴金の賦課が可能である。また、表示・広告の公正化に関する法律に違反する場合にも、公正取引委員会は類似する措置を取ることができる。

16. 従業員の発明は全部会社の所有？

中村修二さんは、日亜化学工業株式会社の研究員として勤めた1993年、青色発光ダイオード(LED)を開発した。青色LEDは電流を通すと青色に発光する化合物半導体である。短波長レーザーの基礎技術として携帯電話、電子機器の大型カラーディスプレイ装置、大容量次世代デジタルビデオ(DVD)において、なくてはならない技術であった。この開発は、年間市場規模が2,000億円に至るノーベル賞級の発明であった。日亜化学は、中村さんの発明技術によりLED関連特許を80件も獲得した。

ところで会社は、中村さんに職務発明の褒賞金の名目でわずか2万円のみを支払った。その後、2000年の初め、アメリカのカリフォルニアのサンタバーバラ大学教授に移籍した中村さんは、東京地方裁判所に日亜化学を相手に訴訟を提起した。裁判所は日亜化学に対して、褒賞金2万円の100万倍である200億円の補償金を中村さんに支払うよう判決を下した。発明特許による利益のうち、50%を中村さんの寄与によるものと算定したのである。日亜化学は直ちに東京高等裁判所に控訴した。その後、両当事者は和解を通じて日亜化学が中村さんに8億4,400万円を支払うようにした。

当時、この判決に接した日本産業界の意見は様々だった。一部では会社で雇用技術者が職務上開発したことに対して、皆このように補償してしまえば、会社の財政が維持できないと批判した。しかし、研究者と技術者に会社の利益を補償するのは研究意欲を高めるきっかけになり、これは結局、国家経済に役立つという意見も強かった。

この事件は、理工系技術者の不当な待遇に関する社会的論難を生み、職務上の発明が専ら会社の所有なのかに関する問題が提起された。特許に対する認識の高い日本では、技術者が職務上開発した技術に対し、会社に補償金を要求する事例が多くあった。発光LED以外にも、オリンパスは光ディスクの再生装置の関連技術に対する訴訟があったし、日立金属は窒素磁石、三菱電気はフラッシュメモリー、キヤノンはレーザープリンター技術に関する訴訟が提起された。

韓国にも類似する事例があった。S電子の社員であったC氏とY氏は、電話端末機のハングル文字キーである「天地人文字入力方法」を発明した。これにより会

社は、約150億円に至る利益を得た。天地人は母音を天(・)、地(ー)、人(丨)のキーだけで入力する携帯電話のハングル入力技術であって、市場シェアが60%を超えた。しかし、S電子は、給与を受けて職務上行った発明であるとして、二人に補償金の名目で約15,000円ずつを支払いしただけであった。結局、C氏とY氏は約20億円を賠償せよと、S電子に対し訴訟を提起した。彼らは交渉を通じて約7,600万円程度の補償を受けたと伝えられる。

では、会社に雇用されて職務遂行中に発明したり開発したりした技術はいったい誰のものになるだろうか？韓国では、発明振興法第2条第2項で、職務発明というのは、従業員、法人の役員または公務員などがその職務に関して発明したもののが、その性質上、使用者、法人または国家や地方自治団体の業務範囲に属し、その発明をするようになった行為が従業員などの現在または過去の職務に属する発明をいうと規定しており、発明振興法第15条には、従業員、法人の役員または公務員は、職務発明に対し使用者などから正当な補償を受ける権利を有すると規定している。

従業員の職務に関連する発明は、従業員がその権利を会社に譲渡することもできる。ところが、韓国は2004年以降、職務発明による特許出願の割合が全体特許出願の80%に達するにもかかわらず、企業における職務発明補償制度の導入の割合は40%にも及んでいないという。判例によると、「従業員」というのは、使用者に対して労務関係にある者をいい、雇用関係が継続的ではない臨時職や見習いを含み、常勤・非常勤、報酬支払いの有無にかかわらず、使用者と雇用関係にあれば従業員とみる。職務発明での「使用者」というのは、他人を雇う個人、法人、国家や地方自治体であり、「業務範囲」は、使用者が行う事業範囲で

あって、法人の場合、事業範囲は定款を基にして解釈する。

17. 真正商品の並行輸入

国は特許権者を保護しなければならないが、自国消費者の利益を保護しなければならないときもある。もし、あなたが国であれば、次のような状況でどのような判断を下すだろうか？

洪吉童という人が世界で初めて髪が生える薬を作った。脱毛は神さまも治せないという、人類最悪の悩みではないか？ 洪吉童の作ったこの薬を飲めば、三ヶ月で髪がぼうぼうと生え出し、彼はアメリカと日本でこの薬の特許権を取った。洪吉童はその薬をアメリカでは10ドル、日本では50ドルの価格をつけて売った。ところが、日本に住んでいる田禹治という人がアメリカで薬を買って、日本を持って来て30ドルで売った。もちろん、日本の消費者の立場では50ドルの薬を30ドルで買うことができるようになって、悪いことではない。すると、洪吉童が日本の検察に田禹治を告訴した。日本の検察は、特許権を持っている洪吉童が販売している50ドルの薬と、田禹治が輸入して来た30ドルの薬をもつて悩んだ。同じ薬であるのに価格において著しい差があるからである。

あなたなら、自国の消費者の利益を考慮して田禹治の薬を売れるようにするだろうか、それとも洪吉童の独占権を保護するだろうか？ もし、田禹治の行為を許容してやらなければ、その薬の価格は段々上がるしかない。洪吉童がその薬を独占して売れば、価格を自分勝手に調整することができるからである。

ここで、国は真正商品の並行輸入を許容するかどうかの問題が発生する。一応、韓国ではこれを許容する立場である。商標権者、並行輸入者および消費者の利益を総合的に考慮しなければならないからである。

18. 特許とノウハウ

特許とは、新たな技術を世の中に公開する対価として与える独占・排他的権利である。すなわち、一定期間、特許を受けた技術を用いて製造および販売することのできる独占・排他的に有する権利をいう。これに対し、ノウハウは営業秘密であっても技術秘訣であっても世の中に公開されていない状態、それ自体に財産的価値があるとみるのである。

誰もが新たな技術を開発するようになれば、世の中に公開することを約束し、20年間独占・排他的な特許を得るのか、世の中に公開せず、自分だけの営業秘密(ノウハウ)として用いるのか、選択をしなければならない。ノウハウを秘密として保ち続けられるとしたら、特許権取得よりも長年の間、営業上利用することができるというメリットがある。しかし、ノウハウを維持するのに、特許手続きより、おびただしい費用がかかるということを知らなければならない。

例えば、コカコーラの製造方法は、長年の営業秘密でありながら、技術秘密として伝わってきてているが、この秘法が公開されるとコカコーラとしては致命的な損害が発生する。コカコーラは、この秘法を守るために数多くの努力をしてきた。インド政府は、コカコーラが工場を建てる時、許可条件として秘法の公開を要求したこともある。当然、コカコーラは断った。コーラを製造するノウ

ハウが一旦公開されると、そのノウハウは財産的価値をたちまち喪失してしまうからである。コカコーラはコーラの原液を含む製造秘法の保安のために天文学的な費用をかけている。

このように、ノウハウで長年にわたって営業をするというのは、本当に難しいことである。したがって、ほとんどの会社は、むしろ技術を公開し、一定期間(韓国の場合20年)のみ、独占権として保護を受けた方がよいと判断して特許出願をする。だから、ある企業が持っている技術秘密や営業秘密などのノウハウを、世の中に公開して特許として保護を受けるか、それとも秘密状態で保護するかを予め綿密に検討して選ばなければならない。

19. 特許権と公衆保健の衝突、ドーサ宣言文

コロンビア大学のジェフリー・サックス(Jeffrey D Sachs)教授が書いた『貧困の終末(The End of Poverty(2005))』によれば、モザンビーク、ジンバブエ、南アフリカ共和国、ブラジル、タイなどの貧しい国では、毎日病気で死ぬ人が約2万人を超えるという。このうち、エイズで約7,500人、マラリアで約8,000人、結核で約5,000人が死亡する。

国際社会で論争の的になっている主題が、まさに世界エイズ論争(Global AIDS Debate)である。貧しい国の人々は、エイズや白血病、結核、マラリア、癌を治療することのできる薬が厳然と存在するにもかかわらず、死んでゆく。理由は簡単である。薬代が高いからだ。薬代が高い理由は、医薬品特許権のためにある。特許権を有する製薬会社は、他社が複製薬を生産・販売することを、自分の特許権の満了時点まで禁止している。

薬を開発するには莫大な投資費用がかかる。そのうえに、安全性テスト、毒性検査などは、長期間にわたって臨床試験を通じて進められるため、会社は大きなリスクを負担しなければならない。それで厳然として、製薬分野においても知的財産権に対する特許を保護している。



国連と各国は、貧困な国に対しては強制実施権を発動しても、この問題を解決しようとした。強制実施権というのは、公益上必要であったり、特許権の行使が濫用される場合、一定の要件と手続きによって特許権者の意思にかかわらず、特許発明を他人が実施できるようにする権利をいう。しかし、強制実施権もその許容条件のため、障害が生ずるようになった。自国の製薬会社の利益を保護しようとする先進国は、強制実施の許容範囲を縮小しようとし、貧困により必要な医薬品が手に入らない発展途上国のグループは、製薬会社の特許権と独占・排他的生産を排除しようとした。

結局、2001年11月14日、カタールの首都ドーハで開かれた第4次世界貿易機関(WTO)閣僚会議で、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)と公衆保健に対する宣言文(いわゆるドーハ宣言文)が採択された。この宣言文は、医薬

品に対しては公共の健康保護が製薬会社の特許権保護より重要であるとしている。それで医薬品に対する接近性を向上させるために、特許権者の同意なしに特許権を用いることができる強制実施権を許容するか否かは、国家の主権問題であるとして、発展途上国の強制実施権の許容を受け入れた。しかし、発展途上国のうちには、強制実施権を発動しても自国でその薬を生産することができないほど貧しい国が多い。ドーハ宣言は、そこまでしても貧困な国が薬を供給することができないならば、中進国で必要な薬を製造することができる特許権の実施権を与える方案まで合議した。

先進国の立場で貧しい国に対して製薬会社の特許権をはっきりと緩和させられない理由がある。単なる人権と公共の問題もあるが、世界貿易秩序が崩壊しかねないからである。GATTからWTOに転換されるにつれて、商品だけではなく、知的財産を売買することに重要な焦点を置いた協定を無視することができないということである。



この論争は、知的財産権の保護が先か、公共性の接近が先かに関する価値の問題でもあるが、ひいては、人権の価値が先か、経済秩序が先かに関する問題でもある。これを解決する方法はいくつかある。

第一に、製薬会社が発展途上国に対しては、自発的に必須医薬品に対して価格差別化の政策を施行することである。第二に、ドーハ宣言文により、絶対的な貧困国ではエイズ、マラリア、結核などの医薬品に対しては、並行輸入と強制実施という方法で、特許権を縮小することができる。第三に、グローバル医療基金を設け、製薬会社の特許権侵害は補償し、中進国が複製薬を製造して発展途上国に納品するように誘導し、必須医薬品を生産・販売させるのである。

公衆保健に関するドーハ宣言文の意義は、特許権も重要であるが、人類の公共に寄与せず、人権を配慮しない特許権の権利行使は困難であるということを宣言したことである。

20. 特許裁判所

筆者は、韓国に高等裁判所級の特許裁判所を新設すべきであるし、技術判事制度も取り入れるべきであるというキャンペーンを5年間にわたって行ったことがある。紆余曲折の末に、韓国に高等裁判所級の特許裁判所が開院されたのは、1998年3月2日であった。この特許裁判所が開院される以前は、特許や商標に対する無効関連の事件は全て、韓国特許庁の特許審判所(一審)と韓国特許庁の抗告審判所(二審)を経て大法院(三審)に上告した。

ここで、事実上二審の役割をしていた特許庁の抗告審判所の存在が、憲法に規定された「裁判官による国民の裁判を受ける権利を侵害したことであって、憲法に違反する」という論理から特許裁判所が誕生したのである。

特許裁判所がつくられる時、多くの争点があった。その中、韓国もドイツのように技術判事制度を取り入れようということと、弁理士に審決取消訴訟の代理権を付与するかが重要な争点であった。技術判事制度は、司法部でも深く検討がなされたが、当時高等裁判所の判事に理工系の出身が少なく、特許裁判所の判事として配置することのできる人員がいなかつた。

今は、「技術審理官」という制度があつて、主に特許庁の審査官・審判官の経験を持っている各種技術専攻者の17人が、特許裁判所の判事業務を実質的に補佐している。「技術審理官」は公開審理の際、法廷で判事席に並んで座って、裁判長の許しを得て、事件当事者に技術に関する質問をする権限を持っている。特に「技術審理官」は、自分の技術的意見を裁判書類として提出する権限まで持っている。弁理士の訴訟代理権に対しても法曹界では否定的であった。

しかし、弁理士が大法院への上告を含み実務をして来て以来、既に数十年が経ち、弁理士法第8条に訴訟代理権があるという明文規定もあった。当時、国会、大法院および特許庁の三者会議で、弁理士に審決取消訴訟の代理権があることを確認した。現在は、特許裁判所の大部分の事件は、弁理士が訴訟の代理をしている。

21. 特許相互使用契約(Cross Licence)

特許権を侵害したと判決が確定された場合、侵害した会社は損害賠償や公開謝罪をし、侵害品の製造と販売を直ちに中断しなければならない。あるいは、その侵害を認め、特許権者に特許の使用料を支払って、その商品を製造・販売し続けることもできる。

では、Aという会社とBという会社が、互いに特許権を侵害したとしたらどうなるのだろうか？このような場合には、特許相互使用(Cross Licence)契約を締結することができる。これは、A社がB社の特許を侵害し、B社がA社の特許を侵害して、互いに紛争が起きた場合、両社の該当する特許登録件数と重要度とを比較して、相互合意した特許に対しては使用を許諾し、それ以外の特許に対しては、互いに取り決めた使用料を支払うのである。

両社が互いに特許を侵害して紛争が起きたとき、A社は100件の特許を、B社は60件の特許を保有していたと仮定する。ところが、その紛争により互いの力が浪費されるのを防ぐため、結局両社は互いの技術を侵害した事実を認めて、その技術と一緒に使用しようとする相互使用契約を締結することもある。その場合、両社の特許件数が一致しないため、特許件数の少ない会社が多い会社に、合意の金額を支払うのが一般的である。A社とB社を見ると、60件の特許権はお互いに使って、A社の40件に対してのみB社が金銭で支払うこともできる。

2009年11月、携帯電話に関する源泉特許を持ち韓国の会社から特許使用料を受けてきたクアルコムは、三星電子と、コード分割多重接続(CDMA)および広帯域コード分割多重接続(WCDM)、直交周波数分割(OFDM)など、無線移動通信関連特許のクロスライセンス契約を締結したことがある。

また、2004年には三星電子とソニーの両社が、保有している特許の相互使用を許諾する契約を締結したこともある。2011年8月LGとソニーは、両社間の特許侵害訴訟を互いに取下げ、特許クロスライセンス契約を結んで相互に特許を共有することにした。三星電子は2011年、IBMと特許クロスライセンス契約を

締結した。2011年アップルと三星電子の間で、国際特許紛争がなされているが、両社は特許クロスライセンス契約を締結する可能性が高いと思われる。特許クロスライセンス契約を締結するときも、結局、標準技術の強い会社が力を得る。なぜなら、クロスライセンス契約の際、件数だけで解決することはできない。特許の内容面において根幹になる技術があり、あまり重要ではない技術もあるからである。特許クロスライセンス契約は、実力において同じレベルの会社の間に成り立つ契約であるため、着実に特許を取得しなかった会社は、こんな機会を持つこともできない。

22. 特許と特許料

特許とは自然の法則を用いた技術であって、産業的に大量生産が可能な新規技術に対して政府が許可する。従来の技術より進歩された技術を、一般人に公開する対価として、20年間その技術を利用した製品の生産・販売および広告に対する独占・排他的権利を得ることをいう。特許はいかに良い技術であっても、それを世の中に公開しなければならないという点で、ノウハウと対比される。

特許制度は、必ず技術を公開しなければならないので、特許権の存続期間が経過すると、誰もがその技術を利用できるようにするものであるが、その分野の技術レベルを向上させようとする産業政策がその背景にある。

ある国で特許されると、他の国でも特許されるのが一般的な現象であるが、必ずしもそうでない理由がここにある。すなわち、この国では産業技術の水準が低くて特許されたが、他の国では産業技術の水準が非常に高く、関連分野の従来技術から著しく進歩した技術であるとの評価を受けられず、特許されない場

合もたまにある。いわゆる、属地主義の原則として、各国が主権を持って独自の審査をするのである。

しかし最近では、特定の国同士、審査の結果を互いに尊重して、相手国家の審査結果を提出すると、特別な理由がない限り、その結果と同様に特許決定をする場合もある。例えば、韓国、アメリカ、日本の特許庁がそうである。しかし、例外的に条約に加入して、ある国で審査して数カ国で同時に特許される場合もある。多くの人は、どの国でも特許出願をしておきさえすれば、すぐ特許の審査に入るものと思っているが、実はそうではない。必ず別に審査を請求しなければならない国もある。韓国と日本がこれに該当する。なぜならば、発明者や会社の立場から、その技術の市販を早くしたい場合もあるが、医薬品に係わる発明の場合、安全性および毒性検査に相当な日時がかかるので、ゆっくり市販する計画を持っている場合もあるからである。特に早期に審査することを願う会社であれば、早期審査請求という別途の手続きがあるが、その条件に該当するかを予め検討して手続きを踏むのが良い。

どの国でも特許を与えた後、その特許権の存続期間に、毎年または数年間、もしくは全存続期間にあたる特許料(特許年金ともいう。Patent Annuity)を必ず納付するようにしている。この特許料は一種の税金のような性格のものである。それで特許されたが、適時に特許料を納付せず特許権が消滅する場合もある。したがって、特許管理をするときには、この日付を逃さないように最善の努力を尽くさなければならない。

このように特許料の納付は煩雑な制度にみえるが、その真の意味は、技術は日々発展するものであり、さらに進歩した技術を開発した立場からは、たとえ特許された技術であっても、効用価値が落ちて放棄するようになれば、その特許権を消滅させて同種業界の会社の誰もが、その放棄した技術を利用できるようにするという産業政策的な配慮が根底にある。

23. 下請取引の公正化

「下請取引」というのは、親事業者が受給事業者に製造委託(加工委託を含む)、修理委託、建設委託または役務委託をする場合、その委託を受けた受給委託者が、委託を受けたことを製造・修理・施工したり、役務を遂行して、親事業者に納品・引渡し・または提供して、その対価を受ける行為をいう。

大手企業と中小企業は、下請取引を介して相互利益を追求するが、ときには、親事業者の高い経済的地位によって受給事業者の技術ノウハウなどの知的財産が親事業者に強奪される場合が頻繁にあった。韓国の「下請取引の公正化に関する法律」は、公正な下請取引の秩序を確立し、親事業者と受給事業者が対等な地位で相互補完しながらバランスよく発展できるようにすることを目的とする。

この法は、ソフトウェア、映画、放送プログラム、その他映像、音声または音響から構成される成果物、建築士法による設計の成果物、エンジニアリング産業振興法による設計、その他公正取引委員会が決めて告示する知識・情報成果物などを保護する。最近、この法は受給事業者の知的財産を保護する規定を強化した。

この法第12条の3では、親事業者は受給事業者の技術資料を本人または第三者に提供することを要求してはならないことと規定している。また、親事業者は取得した技術資料を自分または第三者のために流用してはならないと規定している。親事業者が受給事業者に技術資料を要求する場合は、要求の目的、秘密維持に関する事項、権利帰属の関係、対価などに関し、該当の受給事業者と予め協議して決めた後、その内容を書いた書面を受給事業者に必ず渡すことにしている。

この法第35条では、このような規定に違反した者に、3倍の損害賠償の責任を負わせている。上記のような知識・情報成果物の作成または役務の供給を業とする事業者が、その業による役務遂行行為の全部または一部を、他の役務業者に委託する場合もこの法が適用される。

24. 韓国著作権委員会

著作権法により紛争を調停する目的で、1987年7月著作権審議調停委員会が設けられた。2007年6月、著作権委員会と名称が変更され、2009年7月コンピュータ・プログラムの保護委員会と統合して韓国著作権委員会となった。組織は委員長1人、副委員長2人を含む委員20人以上25人以内で構成するようになっている。紛争の調停、著作権保護のための国際協力、著作権の公正な利用企図、政策樹立の支援、著作権情報管理システムの構築、侵害鑑定、オンラインサービス提供者に対する是正勧告、その他著作権に関する研究、教育および広報を担当している。

1988年から調停業務を始めて、2009年一般著作権に関する調停成立率が80%に至り、全体978件の平均調停成立率は50.3%に至る。コンピュータ・プログラム事件は1995年から調停が始まって、1995年から2009年まで230件の調停申請事件のうち、成立率が平均56.3%に至るが、特に2009年には100%の調停成立が成された。

25. 韓・米自由貿易協定(FTA)と知的財産

2007年9月7日、韓米自由貿易協定に韓米政府代表が署名した。韓米両国国会で批准された知的財産関連の協定文の内容は次の通りである。

- ・ **著作権保護期間**：著作権保護期間を著作者の死後または著作物の発行(創作)後、50年から70年に延長。ただし、発効後2年間の猶予
- ・ **技術的保護措置**：著作物に対する接近を統制する技術的保護措置の迂回行為の禁止(著作者が著作物に対する接近を制限したり、複製を防止するための統制措置であって、利用統制と接近統制とに区別。利用統制-映画ビデオテープの複製の際、画質が落ちる、接近統制-プログラム暗号)
- ・ **不法に解読された衛星・ケーブル信号の使用禁止**：暗号化されたプログラムを伴う衛星・ケーブルの信号を不法に解読する機器を、故意に製造、組立、変更、輸入、輸出、販売、リースまたは配布する行為の禁止
- ・ **権利管理情報**：著作物、権利者、利用条件などを識別する情報であって、著作物に付けられ、その公演、放送または送信に伴うことを故意に除去・変更する行為の禁止
- ・ **大学街の不法複製**：大学街における著作物の不法複製・配布に対する取り締まりの基準を強化することに合意

- ・**政府の正規品著作物使用の義務**
- ・**匂い、音の商標**：企業が用い、識別力があれば、非視覚的商標として保護。
　　インテル(Intel)の効果音、MGMのライオンのほえる声(音の商標)、レーザープリンタートナーのレモンの香り(匂い商標)
- ・**証明標章制度**：消費者の品質誤認や出所の混同を防止する目的で、商品やサービス業の特徴を証明するために用いる商標(例：アメリカのWoolマーク、Cottonマーク)
- ・**商標使用権の登録要件の廃止**：商標法上、専用使用権は商標登録原簿の登録を効力発生要件と規定して、事実上登録を義務化しているが、これを廃止して商標権者の権利を強化
- ・**人間を対象とした診断、治療および手術方法の特許不認定**：人間または動物の診断、治療、手術方法は人道主義的な側面を考慮して特許対象から除くことに合意
- ・**不実施による特許取り消し制度の廃止**：特許登録後3年間実施されていないとき、強制実施権を設定し、その後、さらに2年以上実施されなければ、特許取り消しが可能となるようになっているが、特許権者の権利を不当に制限する素地があり、廃止することに合意
- ・**医薬品販売許可の遅延による特許存続期間の延長**：不合理な遅延によって、特許存続期間(登録後20年、しかし出願日から20年の超過不可)が実質的に減縮される場合、これに対する補償の次元で、不合理な期間分、延長可能に措置。最大5年以内の範囲
- ・**公知例外の適用期間の延長**：特許出願以前、発明者自身が公開した発明は、6ヶ月の例外期間があったが、これを12ヶ月に延長して発明者の便宜を増進

- ・**法定損害賠償制度**：法定損害賠償制度というのは、商標権および著作権侵害に対し損害額の上限と下限を予め法律に規定しておいて、権利者が実損害の代わりに損害額を選択できるようにする制度
- ・**情報提供命令の権限**：侵害と関連したすべての情報(第三者に対する情報を含む)を侵害者に提出するように命令を下すことができる権限を裁判所に付与
- ・**裁判所命令に不服するときの制裁**：裁判所の命令に不服するとき、仮処分などの措置と、過料の賦課または刑事的制裁が可能。裁判過程の秘密情報を流出した場合にも裁判所が制裁することができる権限を付与
- ・**代替紛争解決の制度**：小規模の著作権の侵害事例の発生時、簡便な調停手続きを通じて紛争を早期に解決するための代替紛争解決制度の導入根拠の設定
- ・**一方的救済の手続き**：侵害者の意思の聴取なしに、権利者の申請のみにより、裁判所が一方的救済命令を下すことができるようとした制度。原則的に侵害者の意思の聴取が要求されるが、例外的に書面審理だけでも裁判できるようにした規定
- ・**著作権侵害物品の税関申告制度**：税関に著作権侵害のおそれがある物品が輸入申告される場合、職権で通関が保留され、権利者に通知され得るように、著作権を税関に登録する制度(商標権に対しては税関申告制度を既に運営している)
- ・**逆担保制度の廃止**：逆担保制度は、輸入業者が通關保留された物品に対する逆担保を提供すると通關が許容される制度であって、これを廃止することに合意

- ・**犯罪収益の没収**：既存の商標権侵害行為に対してのみ認めてきた犯罪収益の没収を、著作権侵害に対しても認めることに合意
- ・**非親告罪**：親告罪というのは、告訴がなければ公訴を提起することができない犯罪であるが、商業的規模の著作権侵害に対しては、著作権者の告訴がなくても捜査機関が職権で公訴の提起ができるように合意
- ・**偽造ラベルの流通禁止**：偽造商品の流通は、商標法上処罰しているが、偽造著作物の標章またはラベルも刑事処罰することに合意
- ・**盗撮禁止**：映画館でビデオカメラで映画または映像著作物を撮影したり、撮影を試みる行為に対して刑事処罰することに合意
- ・**オンライン・サービス提供者の義務**：オンライン・サービス提供者に、オンライン上で知的財産権侵害に相応する責任を賦課する一方、権利者から要請がある場合、侵害者と推定される者の個人情報を提供することを義務化
- ・**オンライン著作権の侵害防止**：オンライン著作権の侵害に対する取り締まり努力を倍加することに合意
- ・**ドメイン名の侵害防止**：ためのメカニズムの導入に合意

26. 韓・EU自由貿易協定(FTA)と知的財産

2010年10月6日、韓・EU自由貿易協定に韓・EU政府代表が署名し、2011年7月1日から施行された知的財産関連協定文の内容は次の通りである

- ・**著作権保護期間の延長**：著作権保護期間を、著作者の死後50年から70年に延長し、発効後2年間の猶予
- ・**放送事業者の権利**：放送事業者に、テレビ放送物を上映する対価として入場料を受ける行為を承諾または禁止することができる権利の付与

- ・**再販売権**：美術品が再販売されるとき、作家が販売額の一定分を受けることができる権利を再販売権というが、協定の発効後2年以内に韓国での再販売権の導入の適切性および実行可能性に対する協議を開始することに合意
- ・**技術的保護措置**：著作物に対する接近を統制する技術的保護措置の迂回行為の禁止（韓米自由貿易協定と同一）
- ・**権利管理情報**：著作物、権利者、利用条件などを識別する情報であって、著作物に付着されたり、その公演、放送または送信に伴われることを、故意に除去、変更する行為の禁止
- ・**協定上の権利保護対象**：ヨーロッパ共同体商標意匠庁(OHIM)に登録された商標とデザインに対して保護し、ヨーロッパの個別会員国に登録された商標・デザインは個別協定によって保護する・
- ・**地理的表示の保護**：地理的表示というのは、商品の特定品質、名声またはその他の特性が本質的に地理的出所から始まる場合、特定地域、地方または国家を原産地とする商品であることを明示する表示をいう。付属書に記載した韓国の64個、EUの162個の地理的表示を保護することに合意
- ・**デザイン**：韓国はデザイン保護法によって登録デザインを保護し、未登録デザインは不正競争防止および営業秘密保護に関する法律によって保護。EUは共同体デザインに関する取締役会規則にしたがい、登録デザインおよび未登録デザインを保護
- ・**医薬品の販売許可の遅延による特許期間の延長**：医薬品の最初販売許可に所要する期間により短縮された特許期間を償うために、医薬品の特許期間を最大5年範囲内で延長
- ・**医薬品の資料保護**：新薬の販売許可を得るために、最初に提出された医薬品の安全性、有効性に関する資料は、最初販売日から最小5年間保護するこ

とに合意

- ・**植物保護製品(農薬)の資料保護**：農薬の販売許可を得るために最初に提出された資料は、最初販売許可日から最小10年間保護することに合意
- ・**遺伝資源、伝統知識および伝承物**：世界知的所有権機関(WIPO)、世界貿易機関(WTO)、生物多様性協約(CBD)で論議された結果を尊重することに合意
- ・**情報提供命令権限**：侵害と関連するすべての情報(第三者に関する情報を含む)を侵害者に提出するように命令を下すことができる権限を裁判所に付与
- ・**法定損害賠償制度**：法定損害賠償制度というのは、商標権および著作権侵害に対して損害額の上限と下限をあらかじめ法律に規定しておいて、権利者が実損害の代わりに損害額を選択できるようにする制度
- ・**犯罪収益の没収**：既存の商標権侵害行為に対してのみ認めて来た犯罪収益の没収を、著作権侵害に対しても認めることに合意
- ・**オンライン・サービス提供者の義務**：オンライン・サービス提供者に、オンライン上で知的財産権侵害に相応する責任を賦課する一方、権利者からの要請の際、侵害者と推定される者の個人情報を提供することを義務化
- ・**国境措置**：通関保留措置の適用対象を「商標権、著作権および著作隣接権の侵害商品」から「特許、デザイン、地理的表示、植物新品種権の侵害商品」にまで拡大することに合意。ただし、特許およびデザインは協定発効後2年間の猶予

27. 禁反言(EstoppeI)の原則

エストッペル(EstoppeI)の原則とは、一名禁反言の原則ともいう。これは既に表明した自分の主張に対して、これと矛盾する主張や行為ができないという原則である。英米法で「EstoppeIの法理」として発展したのが、ドイツ法で先行行為と矛盾する行為の禁止として定着し、また韓国の法に受け入られて、「信義誠実の原則」の一つの形態として認められている。

特許訴訟において、その技術が、ある場合には侵害したと主張し、また他の場合には、同じ事案に対して侵害しなかったと主張する場合には、禁反言の原則が適用される。

A社がある薬品に関する物の特許を出願し製品を生産しているが、B社が同じ効果のある薬を作つて発売した。B社はA会社の製法と異なる方式で薬を作ったと主張するだろうが、解決原理が同一で、一部成分を置換しても実質的に薬理効果が同一であれば、B社はA社の特許を侵害したとみなす。このときの技術の構成要素は、特許発明の構成要素と均等関係にあるとみなす。これがいわゆる均等論である。

また、A社が韓国特許庁に意見書などを提出する過程で、意識的にB社の技術とは全く異なる技術であると主張して特許を受けた後、特許侵害訴訟ではB社の技術が自社の技術と均等物であると主張する場合にも、禁反言の原則によって認められない。

あるいは、B社が特許審査段階で、自社の技術がA社の技術と類似しないと主張したが、その後、審判段階では、覆して自分の技術が先行技術と多少類似すると主張をし、さらに、特許裁判所に上がり、これを再び覆して、全く類似しないと主張する場合がある。しかし、禁反言の原則によって、このような主張は採択されない。

28. NotarizationとLegalization

韓国で特許権や商標権を譲渡する際には、譲渡証書に実印で捺印し印鑑証明書を添付して譲渡の手続きを踏む。日本にも印鑑証明制度がある。

では、印鑑証明制度のない国ではどう処理するのであろうか。外国は一般的に公証(Notarization)制度を用いる。譲渡人が公証人の事務所に行って、自分のアメリカ特許第〇〇〇号を、ある住所の誰に譲渡するという文書に署名し、これに対して公証人は、譲渡人本人が署名したことを公証してくれる。

公証証書には、一般的に公証人の住所と氏名が記載され公証人が署名し、また、自分はいつまで公証業務を遂行することができる資格を持っているという業務期限が明示され、公証人のシール(Seal)をスタンプや鉄印で表示する。

公証人の資格は、国によって違う。ある国では厳格で、ある国では資格を取りやすい。概してヨーロッパは難しい方であり、アメリカは易しい方である。このように文書に公証をしておく理由は、後日、その文書の真偽に争いが生じたとき、本人がその文書を作成した事実があるかないかというのが法的争点になる場合に備えるためである。公証人は、必ず公証された文書と同一の写本を自

分の事務所に保管することになっている。

公証事務所の中には、外国に送る公証書類を作成するとき、必ずハングル翻訳文を添付しなければ公証してくれない事務所もあって、不便な場合もある。筆者は英文書類にだけ作成しても公証してくれるソウルの西小門のソウル公証事務所を長年の間、愛用している。

公証に次ぐ制度としてLegalizationもある。例えば、アメリカ海外同胞が韓国にある家を売り渡す場合には、家屋売買契約書に駐米韓国大使館の領事が認証してくれれば、この書類で国内でも登記移転が可能である。このように該当国の領事が文書に認証する制度をLegalizationという。

これと類似する制度として、アポスティーユ協約(Apostille Convention)というものもある。これは外国公文書に対して認証の要求を廃止する国際協約であつて、加入国の外務省でアポスティーユ確認を受けた文書は、現地公文書と同一の効力を認められる。

韓国では、2007年7月14日に国内効力が発効されるに伴い、2009年2月2日から外交通商省の国民の請願室内にアポスティーユ事務所が開設された。この協約の加入国はアメリカ、フランス、ドイツ、イギリスなど92ヶ国である。以前は、韓国政府の領事の確認と在韓外国公館の確認との両方を受けなければ、文書認証効力が発生せず、対象国家で法的に認められなかつたが、今は外交通商省でアポスティーユ確認さえ受ければ、対象国家で該当の文書を認めてくれる。

Part 5 知的財産政策

01. アメリカ知的財産政策の変化

アメリカはいかにして全世界の知的財産分野の頂点に立ったのだろうか。次の事例を通じて知識産業に対する政策の方向をたどってみることができるだろう。1930年大恐慌の時代、アメリカは独占行為に対する強い拒否感をもっていた。したがって、特許制度が存在してはいたが、企業が独占権を有する特許権に対し、それは公正な競争を妨害するものと考えた。特に、米法務省の反トラスト局と連邦貿易委員会が主軸になった。

米政府は、市場経済で独占権を許容しそぎれば、公正取引が不可能になるため、特許権を適切に使わせたがっていたのである。これは1975年連邦貿易委員会がゼロックスのコピー機の特許を競争会社と協力会社とに分けて使うように決めた事例を見れば理解しやすい。また、特許訴訟に相当な日時と費用がかかり、結局、原告と被告の両方がつぶれるという悪い印象があった。

アメリカは1960年代まで世界経済をリードしながら成功を重ねていった。1965年にアメリカの GMの年間収入は、日本とドイツの上位30社の収入を合わせた金額の二倍の規模であった。ところが、1980年代に入って、GM社が初めて赤字を出した。放漫な経営と所得が高くなり、社員たちが怠惰になったのが原因であった。アメリカは人権がしたいに発達し、労働者の所得が高くなるにつれ、社会全般的に昔のように無条件に働くという風土がなくなってしまった。結局、消費材は人件費の安い国家に押され、自動車などの先端技術は日本やドイツに押されるようになった。

1965年から1980年の間に、世界の貿易規模は1,500億ドルから1兆5,000億ドルに増えたが、この期間に、アメリカの貿易量は17.3%から12.9%に落ちた。すなわち、アメリカの貿易収支が54億ドルの黒字から370億ドルの赤字に転じたのである。経済的に厳しくなると、アメリカは自分が持っている一番強力な武器を使わざるを得なくなった。映画、コンピュータ・プログラム、半導体技術など、いわゆる知的財産であった。アメリカは、1981年にコンピュータ・プログラムを法的に保護した。1984年に半導体配置設計を、1994年にソフトウェアを保護した。

また、1982年にはジョン・ヤング(John Young)が、「ヤング(Young)報告書」を発表した。この「ヤング報告書」は、日本とドイツに逆転されたアメリカ経済を回復させ栄光を取り戻そうとする計画として提案されたもので、内容は、今後アメリカの生き残る道は、知的財産分野を強化するしかないということであった。これによって、1982年連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)が設立された。また、特許庁の地位が強化され、知的財産が会社の貸借対照表に登場するようになった。

ポラロイド社がインスタント写真機に係わる7つの特許権の侵害を理由として、1985年にイーストマン・コダック社を相手取って訴訟を提起し、1990年に最終判決を受けた。イーストマン・コダック社は全体として30億ドルに達する損害を被った。日本のミノルタ社がアメリカのハニウェル社のオートフォーカスカメラの特許侵害事件で、1991年の判決により1億2,750万ドルの賠償金を支払った。

1998年アメリカのプロクター・アンド・ギャンブル社は、おむつ製造会社であるパラゴン・トレード社を相手取り、特許侵害訴訟を提起した。パラゴン・トレード社は1999年、1億6,350万ドルの賠償金の支払いと、10年間のロイヤルティの支払いを命ずる判決を受けて破産した。

マイクロソフト社はディジタル・イクリップメント社に特許侵害訴訟を起こされ、1990年に1,600万ドルを賠償した。IBMは1990年にロイヤルティの収入が、3,000万ドルにしかならなかつたが、2000年には年間10億ドルを上回った。これは、アメリカ国内で知的財産に関する重要性の一例として浮かび、米政府は、慢性的な財政赤字も減らし、アメリカ企業の強力な武器を生かす様々な政策を生むようになった。

1999年クリントン大統領は、国家知的財産権法の執行調整委員会(National Intellectual Property Law Enforcement Coordination Council)を設置した。2008年9月ブッシュ大統領は、知的財産権のための資源および組織の優先化法(The Prioritizing Resources and Organization for Intellectual Property Act)を制定した。

ブッシュ大統領は、さらに大統領直属の知的財産権諮問委員会(Intellectual Property Advisory Committee)を新設し、政府関連部署の知的財産権政策を統合・調整する役目を遂行するようにした。この委員会の委員長は、知的財産権の執行調整官(Intellectual Property Enforcement Coordinator)が務めるが、ホワイトハウスのナンバー2である。このような、特別措置をするようになつた背景には、当時アメリカの国家債務がおよそ11兆ドルに達した点にもある。

02. アメリカ通商関税法第337条

タイヤをみると、多くの溝が掘られている。この溝は、なんの意味もなく刻まれたものではない。タイヤの回転方向に連続された溝と歓で作られたものをリブ(Rib)という。ラグ(Lug)は、リブとは90度の角度で断続された溝と歓からなるパターンで、駆動力と牽引力を制御する。「トレッドパターン」と呼ばれるこの溝は、自動車の用途によって多様な模様で刻まれている。これは、タイヤの安全と性能を左右する重要な要素である。

美的な面と機能的な面をともに満足させなければならず、また高速走行時の滑り、雪道、水面張力、制動力、排水性、燃費などの多様な路面条件と気候、世界各国の道路条件を考慮して作り出した高度の技術が集約されたデザインである。このようなタイヤのデザインは、著作権ではなく産業デザインとして保護される。産業デザインは大量生産に関連する商品デザインをいう。



タイヤのデザイン

韓国の錦湖タイヤの前身である三養タイヤは、1985年にアメリカにタイヤを輸出して通関が保留されたことがあった。三養タイヤに刻まれた模様が自国のタイヤ会社でデザインした模様に似ているという理由であった。しかし、三養タ

イヤが模様を模倣したのではなかった。それは先に説明したとおり、デザインを模倣したのではなく、さまざまな環境によるテストの結果、最適の模様を作ったのであった。どの会社でも工学的安全性のためのテストで類似するデザインが出ることがあり得る。

では、彼らはなぜ輸入が許可された品物を通関で阻んだのだろうか？ それは、アメリカの通商関税法第337条と関連がある。アメリカの通商関税法第337条の目的は、知的財産権を侵害して輸入された外国製品のアメリカ国内搬入を禁止することである。特定製品がアメリカに輸入されるとき、不公正な競争と、不公正な行為を禁止するだけでなく、アメリカ法による知的財産権を侵害した製品の輸入を不法と規定している。通商関税法第301条が、貿易相手国の不公正貿易行為を規制するためのものであれば、通商関税法第337条は、貿易相手国の輸出企業の不公正行為の制裁に関する内容である。特許権、商標権、著作権の違反などはもちろん、商品形態の模倣、偽造および類似品の販売、欺瞞的虚偽広告なども不公正行為として規制する。

行政裁判所である米国国際貿易委員会(ITC)は、この規定によって該当の商品に対する規制管轄権を持っている。また、相殺関税の賦課、通關の保留または輸出国へ返送する権限まで持っている。それでは、いかなる行為が不公正行為に属するのかということが問題になるが、その具体的な内容についてはITCの判例で定めている。

韓国でアメリカに商品を輸出するとき、輸出商品そのものがアメリカ法による知的財産権を侵害した場合はもちろん、その輸出商品のカタログ、製品説明書、

包装ボックスにおいても著作権、商標権、その他知的財産権を侵害した場合にも、通関が保留される。

03. アメリカのディスカバリー(Discovery)制度

韓国の法は基本的に、ある権利を主張する人が、相手の違法を立証する責任がある。したがって、模倣品が製作・販売されている事実を証明するためには、その証拠を被害者が直接探さなければならない。しかし、これは現実的に容易なことではない。模倣品にどのような技術が採択されたのか、製造方法がどのようなもので、どの部分を改造したのかに関する証拠は、模倣品の製造業者だけが分かる。

では、被害者が模倣品業者に特許を侵害した技術を見せてほしいと要請すれば、模倣品業者がそれを受け入れるであろうか。また、裁判所がすべての証拠を提出することを要求しても、模倣品業者が証拠を隠したり、廃棄したり、または証拠の一部分のみ提出したりすれば、裁判所はそれのみをもって判決を下さなければならない。ここに法の盲点が発生する。特に、知的財産訴訟においては、小さな部分の技術的差異によって判決が変わることもあり得る。したがって、証拠確保に対する重要性がさらに浮かび上がってくる。

裁判所は、問題の模倣品の製造業者に対し、強力な証拠提出の命令を下すことができなければならない。また、特許明細書に記載したデータに虚偽的因素があるか否かを立証することも必要である。

韓国では、証拠は基本的に自分が持っているものを用いるということが民事訴訟制度の長年の慣習であるため、相手や第三者が持っている証拠を収集して提出するのは非常に難しい。

しかし、アメリカにはディスカバリー(Discovery)制度がある。ディスカバリー制度(証拠開示手続き)というのは、アメリカ民事訴訟の独特的な制度で、訴訟当事者間の準備的な証拠収集手続きをいう。訴訟当事者がお互いに相手が持っている証拠物、書類、証人などを公開することを要請することによって、お互いに対等な条件下で訴訟を進行できるようにし、この過程で、もし被害者が生産品の設計において門外漢であっても、製造業者から渡された書類をもって外部専門家を介して立証することにより、訴訟で勝てるようになるものである。

ディスカバリー制度は、訴の提起後、事実審理に入る前まで、当事者が相手や第三者から関連情報を収集するために、または裁判所が広い範囲の情報をもつて、公正な裁判をするために、すべての情報を集めなければならない。裁判所が命令を下せば、訴訟と関連のある当事者は、すべての情報を提出しなければならず、収集したい情報を具体的に特定する必要もない。そして、非公開特権がある情報(医者と患者の間、弁護士と依頼人の間、聖職者と告解聖事をした者の間の情報)以外は、広範囲に収集することができる。

アメリカでは、訴訟当事者のいずれの側であっても、故意に証拠を提示しなかったり、実際内容と違う証拠を提示したとき、または重要証拠を故意に隠したり、公開を拒否した場合は、訴訟と関係なく法廷侮辱罪で処罰されるようになり、訴訟にも敗れるようになっている。

ディスカバリー制度は、先端技術侵害訴訟においてはもちろん、一般訴訟でもやはり必要である。また、何よりも、訴訟当事者の道義的で健全な意識が要求される。

04. 弁理士と民事訴訟法

韓国で民事訴訟法は、弁理士試験の二次主観式試験の必修課目である。筆者が1996年、大韓弁理士会の会長になって、この科目を新設した。弁理士が民事訴訟法を知らなければならない理由はこうである。弁理士法では、弁理士が特許・デザイン・商標など産業財産権に関し訴訟代理をすることができるとしている。しかし、実は民法、商法、行政法など、一般法律を勉強しなければ、民事訴訟法の理解は難しい。

当時は、大部分が技術者だった弁理士は、民事訴訟実務に慣れていないということが現実であった。これを補うために、開業中の弁理士は、毎年、司法研修院の教授から民事訴訟実務研修を受けるようにした。また、弁理士の資格試験に民事訴訟法を主観式の試験科目に追加して、弁理士も民事訴訟法に精通するようにした。これは、将来特許裁判所が設立されれば、審決取消訴訟などの民事訴訟を代理することができるようになるための事前準備の趣旨もあった。

しかし、大部分が理工系の出身だった弁理士の会員は、この主張を喜ばなかつた。慣れない法律科目について改めて研修を受けなければならず、複雑な民事訴訟法についても勉強しなければならなかつたからである。

そのため、筆者が大韓弁理士会の会長選挙に出馬する際、民事訴訟法を試験科目に含ませることを公約として掲げた。そうしたある日、先輩のL弁理士から電話があった。

「おい、会員に拒否感を与える公約は掲げないほうがいい。当選してから、それらを推進すればいいじゃないか。どうしてあえて苦労するのか？」

それは間違いではない。会長選挙は、会員たちの情緒をよく察しなければならないのに、理工系出身の弁理士たちに難しい民事訴訟法を試験科目としようすれば、支持率が落ちるのは当然なことであった。先輩は、改革案を貫徹させなければ、まずは、当選して、計画はその後から推進した方が良いと助言をしてくれたのである。

先輩の助言はありがたいものであったが、筆者はそうは思わなかった。筆者の主張を明白に公開して当選しなければ、たとえ会長に選出されても改革を推進しにくいというのが基本的な考えだった。会長の任期2年の間、その政策の意見収斂の過程で相当な時間を奪われるのは明らかであり、しかし、そのように時間を浪費すると、筆者がもう一つ推進しようとする特許裁判所の設立という大事の達成が困難になる。だから、始めから断固と改革を進行していくしかなければならないと考えたのだ。それで、とりあえず最後までそのまま押し進めてみることにした。筆者の公約を堂々と公表し、会員を説得し続けて選挙運動を始めたのである。

1996年2月、いよいよ定期総会が開かれて投票が始まった。結局、筆者は圧倒的な支持率で大韓弁理士会の会長に当選した。その後、大韓弁理士会会員の公約支持に基づき、民事訴訟法が弁理士試験の主観式科目に採択された。その後、

弁理士試験と司法試験の両方に合格した後輩たちまで登場するようになった。

振り返ってみると、外国語と技術、そして法律一般を勉強しなければ理解できない民事訴訟法を試験科目としたのは、知的財産業務が日増しにグローバル化している現在、弁理士の資質を向上させ、国際化するという側面から先見の明をもった選択であったと思う。

05. 社会葛藤の解消

韓国社会には葛藤が多い。地域、政治、教育、失業、高齢化など多くの社会葛藤がある。しかし、これを解決するためにどのような努力をしているだろうか？ 大法院が発表した統計によると、2009年に、およそ638万件の訴訟があり、国民8人に1人が訴訟をしたという。この数字は日本の人口と比べるとおよそ15倍に達する比率である。これこそ、国家競争力の大変な無駄使いである。どうすれば国民の葛藤費用を減らし、隠れた底力をポジティブな方向に導くことができるだろうか？ 確かに道はある。

それで、「国民提案制度」を提案したい。政治や行政に携わる人は、自分たちの政策だけが物事の本質を見抜いており、国民からはどんな対策も出てこないと誤解するきらいがある。しかし、そんな考えは捨てるべきであろう。現職で引退した高年者、高学歴の専業主婦、青年失業者、会社員、軍人など全国民を対象とし、巨額の懸賞金をかけて優秀な政策を提案してもらう。そして、彼らから提案された奇想天外な発想を盛り込んだ政策を、公正な審査を経て社会各部に創意的に適用するのである。

このようにすれば、これまでの政治的で一方的な政策ではなく、合理的で経済的な政策を開発するきっかけをつくることができる。また、新しい職場を創出するに助けになり、全国民の葛藤を健全な方向に導いて、生産的で創意的な社会を作り出すことができる。

では、巨額の懸賞金に関する予算をどのようにして設けるか？ 分野によっては別途の予算を設けなければならないが、まず各分野で節約できる予算の一部をシード・マネーとして確保しなければならない。公正な審査を経て採択された政策を提案した国民に、以前とは異なり、毎月相当額の手当を支払うのが、予算が許す範囲内で長期にわたって支払う。これほどの大金を支払う理由はただ一つである。国民的関心を引くためである。細かくあちこちに予算を使って非効率だった既存の方式から果敢に脱皮しようというのである。

このような制度を本格的に施行しようとすれば、知的財産の価値を正しく評価し、金融取引の対象になるようすべきである。また文化、芸術、科学、技術を融合して商品の付加価値を最大化することができるよう、法律の裏付けがなければならない。この法が、まさに2011年7月20日から施行された知識財産基本法である。厳しい競争に生き残り、多くの社会葛藤を健全な方向に導くためには、一日も早く知識財産基本法を最大限に活用しなければならない。

06. 知識財産基本法

2005年1月8日、筆者はKOEXのASEMホールで韓国仲裁学会の国際取引信用大賞を受けた。その壇上に上がった筆者は、韓国も日本のように知識財産基本法が必要であると言及した。その後、日本の東京で日本弁理士会の元会長の下坂スミ子女史の紹介により、漢陽大学法科の尹宣熙教授とともに、日本総理大臣の直属機関である知的財産戦略推進事務局の荒井寿光局長に会った。日本は、これから産業パラダイムは、製品を生産するより技術を売ることであり、未来は知的財産が世の中を支配すると信じていた。その場で筆者は、韓国も一日も早く知識財産基本法を制定して政府組織を整備しなければならないというのをはつきり悟った。

帰国して最初に着手したことは、日本知的財産戦略推進事務局の事業計画と活動事項を分析する仕事であった。そして「知識財産フォーラム(www.ipforum.or.kr)」という団体を作り、社会著名人の40人を発起人として迎え、国会から社団法人の認可を受けた。

2005年11月8日、民主党の鄭成湖議員が代表発議した知識財産基本法案(知的財産処を新設し、処長は副大臣級にするという内容)と、2005年11月8日ハンナラ党の金映宣議員が代表発議した知識財産基本法案(知的財産省を新設し、長を大臣級にするという内容)がそれぞれ国会に提出された。2006年7月には筆者が設立した知識財産フォーラムで作られた知識財産基本法案がハンナラ党李秉錫議員の代表発議で国会に提出された。また、同年11月、鄭成湖議員、金映宣議員、李秉錫議員が代表発議した知識財産基本法案に対する公聴会が国会で開催されたが、残念ながらこの3つの法案は、17代の国会終了とともに自動廃棄さ

れた。

その時から筆者は知識財産フォーラムのホームページとUCCを製作して、知的財産について国民に知らせることに力を入れ始めた。講義と新聞紙面を利用したり、国家機関に資料を配布したり、セミナーとシンポジウムを開いたりし、また、筆者のすべての知人には知的財産の重要性を知らせた。その内容は、「我々が持っている最高の資源は人的資源であり、この人的資源は文化、芸術、科学、技術、サービスなどである。そんな資源は知識産業に集約され、それがまさに国家競争力である。強大国の経済植民地にならないようにするためには、举国的な知識産業の発展システムを構築していくかなければならない」ということであった。

2009年11月、知識財産フォーラムがつくりあげた草案と基本骨子を同じくする知識財産基本法案(代表発議李鐘赫議員)に、国会議員102人が署名して議員立法案として改めて国会に提出された。

同年12月、筆者が大領領官邸に建議したことがきっかけとなって、国家競争力委員会で大統領にこのような事項を報告した。大統領は国務総理室長を中心とし、13の行政部署が合同で法案を作ることを指示した。2010年4月16日国務総理の名義で、知識財産基本法案が立法予告された。

しかし、細部的には法案が満足のいかない点もあった。この法案によると、国家知識財産委員会の委員長は、国務総理と民間人委員長が共同で務めるとなっている。ところが、既存の知的財産に関する政策決定の権限は、各該当の行

政部署が持っており、これは法執行の主体が、事案により分散されているということで、それを1ヶ所に集めて処理するためには、より強力な主体が委員長になるべきであった。そこで、筆者は知識財産フォーラムの提案の通り、国家知識財産委員会の委員長は大統領になるべきであるという内容の建議書を大統領官邸に提出したが、2010年8月4日政府法律案にはこの部分が修正されることなく国会に提出された。

韓国の知的財産政策をみると、特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などの産業財産権と微生物保護は特許庁が、著作権とコンピュータ・プログラムは文化体育観光省が、植物の新品種に係わる品種保護と原産地に関する地理的表示は農林水産食品省が管掌している。また、放送・通信とドメイン名は放送通信委員会、半導体チップの配置設計と電子商取引は知識経済省、先端産業の技術流出防止は国家情報院が、模倣商品の輸出入は関税庁、生命工学技術は保健福祉省がそれぞれ管掌している。これは、非常に非効率的で、知的財産政策と保護戦略を樹立するのにおいて、混乱をもたらすだけである。汎政府的なコントロールタワーが必要である。アメリカ、日本、中国、EUは皆、知的財産を汎政府的に管理している。

知識財産基本法案を国会のどの委員会で審議するかについて、長く検討した末、最終的に政務委員会で審議することに決定して、2011年4月29日、国会の政務委員会案である知識財産基本法案が国会本会議を通過するようになった。続いて、2011年5月19日法が公布され、2011年7月20日から施行されるようになった。

この法の主要内容は次の通りである。

『知識財産とは、人間の創造的活動や経験などにより創出されたり、発見された知識、情報、技術、思想や感情の表現、営業や品物の表示、生物の品種や遺伝資源、その他無形のものであって、財産的価値の実現され得るすべてのものをいう。』

5年ごとに政府は、知識財産に関する中・長期的な政策目標と基本方向を決め、知識財産に対する基本計画を樹立する。そして、大統領所属で知識財産に関する主要政策と計画を審議・調整し点検、評価する国家知識財産委員会を設ける。国家知識財産委員会の委員長は、国務総理と民間委員が共同で務め、共同委員長を含めて40人以内(現在は30人)の委員から国家知識財産委員会を構成し、この委員会の業務を支援する事務機構として「知識財産戦略企画団」を置く。知識財産の創出者は、知識財産による正当な補償を受けることができ、政府は、紛争が発生したとき、知識財産が保護され得るように関連訴訟のシステムを簡素化して、知識財産紛争処理を専門化する。

政府は、移転、取引、事業化などの知識財産の活用が促進され得るようにし、大手企業と中小企業がともに成長できるように推進するなど、知識財産が合理的に活用されるように努力しなければならない。政府は知識財産が尊重される社会環境を造成し、知識財産の国際標準化を支援し、また情報の円滑な流通、人力および研究機関の育成に力を尽くさなければならない。名称において、他法で「知的財産権」となっているのを、全部「知識財産権」とし、法律用語を統一するようにした』

07. 知的財産の保険

特許紛争が起きると、訴訟を提起する側や訴訟を防御する側の両方とも、莫大な費用がかかる。なぜなら、損害賠償を請求するときには、権利侵害によって発生した損害と、侵害がなかったら生じ得た利得とを、すべて請求することになり、また、訴訟期間中に製品の製造などに関する行為ができなくなることもあり得るからである。また、特許訴訟は、権利を防御する側はいうまでもなく、特許を侵害されて権利行使する側も、巨額の供託金を用意しなければならない。日本の日亜化学とソウル半導体が、3年間12ヶ国でLED特許に関する訴訟をしたことがあるが、ソウル半導体の場合、勝訴したにも関わらず、約46億円もの費用がかかった。

アメリカには、特許侵害責任保険(Patent Liability Insurance)と特許権行使保険(Patent Pursuance Insurance)がある。特許侵害責任保険(Patent Liability Insurance)は一言でいえば、特許権者が特許侵害訴訟を提起してきたとき、これを防御するのに所要される費用を支援する保険である。また、特許権行使保険(Patent Pursuance Insurance)は、特許訴訟の提起に所要される費用を支援する保険である。

日本には知的財産輸出保険というものがある。この保険は、日本の会社が外国の会社に知的財産に関する使用許諾契約を締結した後、外国の会社が経営悪化や不渡りなどで日本の会社にこれ以上ロイヤルティを支払うことができなくなった場合に、ロイヤルティの未回収金を補償する保険である。

韓国も各企業が特許訴訟に関する費用を準備し、また外国との特許紛争に備えるべきである。我々もアメリカ、日本のような特許保険制度を運用して知的財産輸出保険制度を導入する必要がある。

日本では2004年12月、信託業法を改正して、一般事業をする会社でも信託業をするようにし、これまで土地、建物、金銭、有価証券などにのみ限定されていた信託財産の対象を、知的財産権など、すべての財産権に拡大した。

韓国では2009年2月、既存の信託業法が、六つの他の法律と統合・改正がなされ、「資本市場と金融投資業に関する法律(一名、資本統合法)」が施行された。この法第103条第1項に、無体財産権(知的財産権を含む)が信託財産の対象と明記されている。今まででは、知的財産の譲渡、実施権または使用権について多く論議をしてきたが、知的財産の信託については一般的に関心が大きくはなかつた。しかし、これからは本人が直接知的財産を活用して事業を行う計画がなければ、外国のように知的財産を第三者の会社に信託して知的財産の活用価値を追求する方法を慎重に考慮すべきであろう。

08. コンテンツビジネス

イギリスの小説家のジョアン・K・ローリングは、1965年ウェールズの田舎で生まれ、エクセター大学の仏文科を卒業した後、遊び好きの夫に出会い、苦労したあげく離婚した。彼女はエдинバラのみすぼらしい部屋ひとつを得て住みついた。働き口がなくて補助金で暮らしながら、近所のカフェの片隅で、童話『ハリー・ポッターと賢者の石』を書き始めた。彼女は、自分の書いた小説を出版社に見せたかったが、コピーするお金がなく、8万単語にもなる原稿を、

二回も手で直接書き写さなければならなかった。しかし、2011年ジョアン・K・ローリングは、イギリスのフォーブスが集計した億万長者の女性部門で10億ドル以上の財産家として14位を占めた。

芸術家は貧しいという話はもう過去の話である。成功した芸術家はもちろん富を蓄積することができるが、これからは芸術をしようとする人々、芸術を始めたばかりの人々も、昔のように貧しくなくてもいい。著作権という彼らの強力な権利があるからである。特許権と著作権は、知的財産を形成する車の両輪のようなものである。

一般的に著作権の保護を必要とするビジネスをコンテンツビジネスと総称する。コンテンツビジネスはブルー・オーシャンであって、映画、音楽、漫画、放送、アニメーション、ゲーム、演劇、文芸、写真など多様な分野の事業を含んでいる。

国際的にコンテンツビジネスが注目の対象になっている。市場の規模が毎年爆発的に拡がっているからである。特に、インターネットの時代に入るにつれて、コンテンツビジネスはさらに脚光を浴びている。日本は2004年5月、コンテンツ促進法を制定し、韓国は2010年12月からコンテンツ産業促進法を施行している。

アメリカや日本およびヨーロッパでは、コンテンツファンドを用いて巨額の基金を造成し、これを映画やアニメーションなどコンテンツ・ビジネスに投資する傾向が生じた。文化や芸術をビジネスとするアメリカには、人材を養成する

大学が多い。アメリカには映画、映像、テレビに関する学部が600に至り、エンターテイメントビジネスに精通した弁護士が4,000人もいる。

「ポンポンポンポロロ」というアニメーションのキャラクターは、韓国の(株)オコン、(株)アイコニクス、EBS放送とSKブロードバンドが共同で著作権を所有して成功した作品である。主人公のポロロは、パイロット帽とゴーグルを身につけたペンギンである。ポロロが暮らしている町は、雪に覆われた林の中。キャラクターは乳児の体形に似た2等身である。ポロロは友達と仲良く暮らす内容を盛り込んでいるため、親たちからの拒否感がない。今ポロロを主題とする3D映画と各種玩具が作られている。簡単なキャラクターから始まったが、今や産業的に成功したコンテンツになった。

現在「ポロロ」が輸出された国はおよそ110ヶ国で、フランスでは50%を超える視聴率を記録している。最近、アメリカのウォルト・ディズニー社から「ポロロ」のすべての著作権を約7,600億円で購入したいと提案してきたが、これを断ったという話もある。



ポロロ

文化体育観光省の傘下の韓国コンテンツ振興院は、KBSの芸能プログラム「想像プラス」のキャラクター「カムブ(Kambu)」を試験事業として選定し、アニメーシ

ヨン、ゲーム、ミュージカル、出版などに約7,500万円を支援した。

「プカ (Pucca)」は、韓国のブズ・キャラクター・システムズ (Vooz Character Systems) が2000年1月に発表したキャラクターである。アニメーションとキャラクター商品を主力にして、2008年現在、150ヶ国に進出して年間約230億円の売上をあげているが、全体売上の97%が海外から入るロイヤルティという。2011年夏、「ミョン・フィルム」が作った「庭を出た雌鶏」が韓国アニメーションの歴史を書きかえた。この映画は、全国観客100万人を超える、韓国アニメーション興行の1位に上がった。それまでの最多観客は「ロボットテコンV」の 72万人であった。



プカ(左)とカムブ(右)

コンテンツビジネスに関するエピソードが一つある。1970年代に韓国の青年は外国ポップスを好んで聴いた。国内歌謡の沈滞やレベルの問題と評する人もいるが、筆者は少し違った視角を持っている。当時の著作料は、韓国内歌謡にのみ適用していた。それで韓国内の各放送局では、ロイヤルティの支払いを必要としない外国ポップスのみを集中的に流したのである。インターネットがなかった時代だから、夜になると皆、ラジオを好んで聴き、そこから流れ出る音楽は外国曲がほとんどであった。しかし今、この時代は著作権も開かれた心で保護しなければ、大恥をかくことになるという点に気をつけるべきだろう。

映画の場合、東京国際映画祭、ベニス国際映画祭、カンヌ国際映画祭などに匹敵するレベルの映画祭を韓国も持ったといえる。しかし、現在、釜山国際映画祭など、20余りにもなる映画祭が各地方ごとに開催されており、あまりに入り乱れているのではないかという気がする。国際競争力の側面から見れば、この中で一番歴史と伝統のある一つを選択して国際的に浮かび上がらせる方が良いだろう。

アメリカのウォルト・ディズニーの歴史は ミッキー・マウス (Mickey Mouse) が最初ではなかった。ディズニーの元祖キャラクターは、幸運なウサギのオズワルドから始まる。

1925年、ユニバーサル・ピクチャーズで働いていたウォルト・ディズニーは、友人のアブ・アイワークス (Ub Iwerks) とともにウサギが主人公の「幸運なウサギのオズワルド」というアニメーションを作った。品質のよくない製品が市場に出たが、次第に品質が改善されるにつれて、富と名声を得るようになった。すると、配給社が裏で職員を抱きこんでウォルト・ディズニーから版権を横取りしてしまった。生活が厳しくなったウォルト・ディズニーの前を、ある日ネズミ一匹が通り過ぎた。彼はそのネズミからヒントを得て、今のキャラクターのミッキー・マウスを作ったのだ。ウォルト・ディズニーはオズワルド事件を経験した後、著作権に関する実務と契約に特別に気を遣うようになった。彼は、自分の会社を経営しながらコンテンツビジネスに関する専門弁護士を十分活用した。

09. パテント・トロールとパテント・エンゼル

1990年代アメリカでは、知識産業をリードする情報通信分野でIT革命が起きた。

ここに世界の資金を誘引すると、株価が持続的に上昇した。その結果、前例のない好景気を迎えた。しかし2001年、2/4半期から経済成長率が落ち始め、多くのIT企業が次々に破産した。IT景気ブームの中、過大な設備投資と過剰在庫が目立ち始めたところに伴う結果であった。

IT会社が破産すると、これらが持っていた技術と特許を買収する会社が登場した。これらは生産活動はまったくせず、特許だけを専門に管理する会社(NPE、Non-Practicing Entity)であった。初め2億ドルにとどまった特許取引市場の規模は、2008年には14億ドルまで拡大した。

NPEは、技術は持っているが資金の足りない企業から特許を買収した後、この技術を他企業に売ったり、貸与して使用料を受けることを目的とする。問題は、このNPEが特許を売ったり、貸与したりして、お金を儲けるより、他の会社が特許技術を模倣あるいは侵害するかどうかを静観してから、事業がうまくいくのをみはからって、訴訟を提起するということである。これをパテント・トロール(Patent Troll)という。トロールはスカンジナビア神話に出てくるたちの悪い妖精や怪物で、巧みにだまして、訳のわからない嘘をつくことで有名である。トロール釣りもそんな意味で付けられた名前である。

パテント・トロールの中で代表的な会社はインテレクチュアル・ベンチャーズ(Intellectual Ventures, IV)である。この会社の社長であるネイスン・マイヤーボルトはマイクロソフトの最高技術責任者であった。彼は一緒に働いたエ

ドワード・ジョンとともにIVを設立した。これらのビジネスモデルは大規模の特許ポートフォリオを構築した後、この特許を侵害する企業を相手とし使用料を受けるのである。そして、私募ファンドに参加するように誘導して、多大な資金を確保した後、これを再び特許買収に再投資する方式で事業を育てた。2000年に会社を設立して50億ドルの資産で3万個の特許を買い入れた。2010年12月にはシマンテック、マカフィーなどの世界的な九つの企業を相手取って特許訴訟を提起したが、ここには韓国のハイニックスも含まれていた。ビルゲイツは世界で一番スマートな人を一人だけ選ぶといえば、躊躇なくネイスンを選ぶといったほどである。

今まで、最も多くの訴訟を請求したパテント・トロールは、アメリカの生命工学ベンチャー企業であるアカシア・リサーチ(Acacia Research)である。三星電子も2010年3月アカシア・リサーチの子会社であるビデオエンハンスメント・ソリューション(VES)から、動画再生時の画質改善技術を侵害したという訴訟を受けた。皮肉なことに、この技術は、元々LG電子が開発した。しかし、使用する計画がなく、2008年韓国内の特許会社に売ったが、その会社がさらにアカシア・リサーチに売ったのであった。

パテント・トロールによる韓国企業の被害としては、特許権を侵害したという理由で、2005年LG電子がアメリカのインターデジタルに2億8,500万ドルのロイヤルティの支払いに合意し、2005年三星電子がアメリカのラムバスに7億ドルのライセンス契約を締結したという。

パテント・トロールに対応する動きも始まった。それがまさにパテント・エン

ゼル(Patent Angel)である。2008年7月シスコ、ヒューレットパッカード、ノキア、ソニー、三星電子、LG電子など16個の会社は、特許防御ファンドであるRPXを作った。紛争の素地がある特許を買収して、パテント・トロールに対応するのが目的である。RPXは、2011年まで特許確保のために、2億5,000万ドル以上を投資した。

韓国もこれに似たファンドの「アイキューブ・パートナース」が2010年初め、政府が約18億円を投資して誕生し、2010年9月には官民合同で「インテレクチュアル・ディスカバリー」が生じた。この会社は2015年まで約380億円の投資を受ける計画である。インテレクチュアル・ディスカバリーの事業はシード・マネーで特許を買収し、必要なところに貸してくれるという点では、パテント・トロールの方式と同様である。



インテレクチュアル・ベンチャーズ(左)とインテレクチュアル・ディスカバリー(右)のロゴ

しかし、多数の特許権者が保有している特許を共同で管理し、多様な特許ポートフォリオを構築して、単独では事業化の難しい特許を他の特許と結合させて競争力を育てるようにする。まさにパテントプールの制度である。また、すぐには特許を受けにくいアイデアも他の特許や技術で補って、強力な特許を受けることもできる。これを「特許インキュベイティング事業」という。

インテレクチュアル・ディスカバリーは、企業の立場ではパテント・トロールの攻勢を避けることができる安全な特許の傘になる。このパテント・エンゼル

はパテント・トロールとは異なり、特許侵害訴訟で金銭を要求しない。

パテントプール(Patent Pool)の形態の団体を結成する場合もある。パテントプールに加入することを希望する会社同士、特定の技術に関して予めお互いに使用許諾をしておいて、共同で侵害訴訟に備える戦略である。ここで一步進んで共同ファンドを造成して、このお金でお互いに関心のある技術を買収し、共同で用いる計画まで遂行している場合もある。

先端技術が開発されて発展するほど、独自的技術で多くの分野において独占事業をすることは事実上難しいため、時には戦略的同盟を締結してお互いに助け合うことこそ、効率的な方法である。特に資金が充分でない企業は、自社の特許を互いに使用できるようにする特許クロスライセンス契約を締結し、またはパテントプールを作つて特許訴訟に対して共同で対処したり、共同ファンドを造成して共同で特許権を買収したりしている。

10. 特許訴訟の管轄集中

特許、商標、デザインなどのいわゆる産業財産権と著作権の知的財産に関する侵害が起きたときは、三審制に基づいてまず地方裁判所で一審として扱う。ここに不服して控訴する場合、高等裁判所で二審として扱い、この判決に対する不服上告は、大法院に行くことになっている。ところが、特許、商標、デザインなど産業財産権の無効、取り消しなどに関しては、一審を特許庁の特許審判院で扱い、二審は特許裁判所、三審は大法院で争う。

このように産業財産権に関する訴訟が二元化され、訴訟に相当な日時がかかる。

また、判決を見ると、特許権者の勝訴率が23%と低く、特許無効率が77%になっている。判決された損害賠償額も小さく、訴訟してみても特に利得がない。そのうえ、一般の裁判所と特許裁判所の判断が相反する場合には、混乱が少なくて済む。

韓国の半導体検査装備の会社である「パイコム」と、競合会社であるアメリカの「フォームファクタ」の間の特許訴訟は6年が所要された。韓国のおむつ市場をめぐるおむつ特許訴訟も、11年8ヶ月もかかって結論が出た。その根本理由は特許訴訟の管轄が二重構造であったからである。すなわち、無効訴訟は特許審判院、特許裁判所、大法院に行き、侵害訴訟は地方裁判所、高等裁判所、大法院に行くという二重構造である。

レポート用品の製造会社のスロビーのK社長は、IMF経済危機の際、約1億2千万円の不渡りを出した。彼は歯ぎしりして悔しがったが、エスボードという製品で再起した。エスボードはスケート・ボードのように立ったまま、両方の足を先後に動かせば横向きに走る乗物であった。ところで、2006年、約7億6千万円もなった売上げが中国産と韓国産の模倣品が市場に出るにつれ、事業がしだいに落ちこんだ。それでこれら模倣品の輸入業者および製造業者に対して訴訟を提起したが、韓国の特許訴訟は、管轄が集中されておらず、そのうえ、損害賠償や罰金はわずか約15万円から23万円内外であったため、実質的な損害賠償にはならなかった。彼は4年間、関連訴訟費用としてのみ、約1億5千万円を支出したという。

このような実例に照らしてみると、早いうちに判決を下してくれて、実際損害

額を賠償するように措置しなければ、先に開発した人だけが損害を受けることになる。結局、新しい技術を開発する意志を摘み取ってしまう。国家的にも不幸なことといわざるを得ない。

2009年11月24日に韓国国会に提出された裁判所組織法の改正案は、高等裁判所で扱った特許侵害訴訟を、二審の特許裁判所に移管して特許無効訴訟とともに処理することが内容である。

アメリカには1982年に設立した連邦巡回区控訴裁判所(Court of Appeals of Federal Circuit)がある。韓国の高等裁判所級にあたる裁判所であって、特許訴訟に関するすべての事件を集中管轄する。

日本は、2005年から東京と大阪の地方裁判所に知的財産権専門部を設置して、これに対する不服控訴事件は東京の知的財産高等裁判所で争うようにした。ここでは特許権、実用新案権、半導体集積回路の配置設計およびコンピュータ・プログラム著作権の関連事件などを集中的に管轄する。一般著作権、デザイン権、商標権訴訟は、一般の地方裁判所と高等裁判所で扱う。

イギリスは1978年から特許裁判所を設立して、特許無効事件と特許侵害事件を同時に管轄している。フランスは、2009年からパリ地方裁判所1ヶ所でのみ、特許侵害訴訟と特許無効訴訟を扱うようにした。台湾は、2008年から智慧財産地方裁判所と智慧財産高等裁判所を作つて、知的財産に関する民・刑事事件を扱っている。

2011年7月16日に訪韓したアメリカ連邦巡回区控訴裁判所のランドール・レーダー裁判長は「新しい知的財産を創出することも重要であるが、既存の知的財産を保護することもまた重要である」とい、「韓国特許裁判所が特許の有効と無効のみを判決するのではなく、侵害訴訟まで一括して扱う方式を勧告する」と言った。

では、韓国はどのように行くべきであろうか。一番現実的な代案は、特許侵害訴訟の一審を、ソウル中央地方裁判所と特許裁判所が所在する地方裁判所(現在は大田地方裁判所)の二ヶ所に集中させることである。そして、特許無効訴訟だけを扱っていた現在の特許裁判所は、以前の各地方高等裁判所で扱っていた特許侵害訴訟まで、全て扱うべきである。

また、日本のように、半導体集積回路の配置設計およびコンピュータ・プログラム著作権の事件も、管轄の集中された上記裁判所で扱えばいいと思う。

このようにして、二元化している産業財産に関する訴訟期間を短縮しなければならない。また、現行のシステムは時間が遅延されるばかりであって、専門性もない。果敢に権限を与え、道を開いて統合しなければならない。それで、知的財産に関する紛争が起きたとき、判決に対する専門的知識と信頼性を国民に見せるべきである。それがまさに知的財産を保護するもうひとつの道である。

11. 特許訴訟の専門家

大邱のある部長判事がうつ病で苦しんだあげく、飛び降り自殺をした。この判事が通った教会のウェブ掲示板に彼の残した文章が公開された。「判事は万能

ではない。裁判で真実を知っているのは、判事でなく当事者本人たちだ。自分たちが一番よく知つていながら、どうして判事に判断してくれというのか…」。

判事は疑う職業である。判事や弁護士などは、このように人の世の様々な訴訟を解決するのに悩みが多い。おまけに、紛争の内容が専門的で技術的なものであれば、それはもういうまでもない。特許や知的財産関連の訴訟が先端技術に関するものであったり、専門分野の訴訟である場合は、紛争当事者レベル程度の知識がない。では、知的財産訴訟に関して紛争を解決する人とは果たして誰なのだろうか？

2011年4月、韓国特許庁には弁理士2,527人、弁護士 4,065人が資格登録されている。これらが知的財産紛争を解決する人々である。ところが、どうして弁護士たちが特許庁に資格登録されているのだろうか？ 資格登録というのは、弁理士法によって弁護士の資格を持つ者として弁理士登録をした者は弁理士の資格を持つということである。この法によって、弁護士も特許庁に資格登録をすれば、弁理士の業務を行うことができる。このような自動資格付与制度は、弁理士、税理士、公認労務士、関税士、公認仲介士（注：不動産仲介業者をいう）、法務士など、制度が発達する以前に各分野の資格を備えた者の数が足りなかつた時、やむを得ずとつた措置であった。

例えば、医者を内科、外科で単純区分した時代もあったが、今はより一層細かく専門化されている。年を経るにつれ職種が専門化し、技術が多様化する現在、専門的な紛争は、その分野の専門知識を備えた人が専任するのが筋道である。

最近、弁理士の場合も、専攻が電子、物理、化学、機械、金属、薬学などに細分化している。

法律だけを勉強した弁護士や判事が、すべての知的財産と専門的な特許事件を扱うというのは、時代の流れに合わないばかりでなく、過度の職域拡大である。実際、特許訴訟を扱うほとんどの弁護士は、その事件の内容によって各専攻分野の弁理士が作成した書類をもって訴訟に臨む。知識財産基本法第21条第2項には、訴訟体系を整備し、専門的な事案に対する紛争を解決することができる人材の専門性を強化しなければならないと規定している。

いま特許訴訟および知的財産関連紛争を解決するにおいて、専門弁理士の役割を見直さざるを得ない。それは決して縄張り争いではない。紛争当事者の要求を円滑に解決するとともに、国の無駄使いを防ぐためである。アメリカ、中国、イギリス、ドイツおよび日本でも弁理士が単独で、または弁護士と組んで特許侵害訴訟の代理業務をしている。

2008年11月3日、特許訴訟を進行するとき、弁護士を必ず訴訟代理人とするが、技術訴訟で、例外的に訴訟当事者が希望する場合、弁理士も訴訟代理人として参加できるようにするという弁理士法の改正案が韓国国会に提出された。しかしこの法案は、2012年2月現在まで国会に係属中である。

日本は2001年に、司法制度改革審議会が、訴訟当事者の要請および国家競争力の向上などを考慮して政府に建議することにより、弁護士が代理している特許侵害訴訟で、当事者が願う場合、追加に弁理士が訴訟代理人になるようになった。韓国と日本の弁理士試験科目の差を説明してみると、韓国は弁理士試験の

二次主観式試験に民事訴訟法が含まれているが、日本弁理士試験においては民事訴訟法が主観式科目ではない。

韓国ギャラップの世論調査によると、特許侵害訴訟を経験した企業の74.3%が弁護士と弁理士が共同で訴訟を遂行することを願っている。したがって、共同訴訟代理が訴訟費用の増加をもたらすという主張は机上の空論に過ぎない。特許侵害訴訟は特許法という特殊な法領域と、特定技術に対する知識および民事訴訟実務に明るい者が訴訟代理をするのが理想的であるが、一般的に弁護士も弁理士もこの三つのすべてを備えている訳ではない。ロー・スクールを出た弁護士も同じである。弁理士法に訴訟代理権に関する明文規定があるにもかかわらず、訴訟代理権を否認するのは憲法に違背するという訴願まで提起されているが、合理的な判決が出ることを期待するところである。

最近の三星電子とアップルの携帯電話の技術特許をめぐる国際訴訟で、技術内容についてわからない弁護士だけで訴訟に対処するというのは想像もできないことである。

2011年7月20日から施行された知識財産基本法第21条の趣旨、韓-EU自由貿易協定と韓-米自由貿易協定による法律市場の開放、国家競争力の向上、理工系忌避現象の解消、573個の科学技術団体の念願、民主党の弁理士法改正案の賛成などを総合的に考慮してみたとき、先端技術戦争の時代において、今後は、これ以上弁護士ばかりの職域保護よりも国益を優先して考える賢明な決断を下す時期が到来したと思う。

参考文献

- ゴードン・V・スマス/ラッセル・L・パール共著、『知的財産と無形資産の価値評価』、世昌出版、2010年
- 小池 晃著、『知的財産戦略大綱と知的財産基本法』、大韓弁理士会、2003年
- 岸 宣仁著、『知財の利回り』、日本東洋経済新報社、2009年
- 中西 一著、『特許と企業戦略』、株式会社中央経済社、1973年
- 南浩鉄著、『太陽の下すべてが特許対象である』、図書出版 芸家、2008年
- 竹内 一正著、キム・ジョンファン訳、『評伝 スティーブ・ジョブズvsビル・ゲイツ』、図書出版 芸人、2010年
- デビット・シェフ著、キム・ソンギュン、クォン・ヒジョン訳『任天堂の秘密』、イレメディア、2009年
- (株)デジタル・タイムス/韓国インターネット振興院、『2009ドメイン名の紛争白書』
- ベイン・アンド・カンパニー、『知識輸出強国』、毎日経済新聞社、2001年
- 荒井 寿光著、『知財立国』、日刊工業新聞社、2002年
- 荒井 寿光著、『知財革命』、角川書店、2006年
- 荒井 寿光/カミール・イドリス共著、『世界知財戦略』、日刊工業新聞社、2006年
- 薬師寺 泰蔵著、姜博光編訳『強大国の技術霸権』(原題: テクノヘゲモニー 一国は技術で興り、滅びる)、五政株式会社、1993年
- アニー・ブルッキング著、キム・カンヨン訳『知識資本』、人と本、1997年
- 小川 景士/東 藤生共著、『パテント戦争』、日本工業新聞社、1997年

- 尹廷引著、『コリア ブランドパワー』、毎経出版株式会社、2010年
- 李祥羲著、『科学頭脳が希望である』、図書出版ハンゴルム・ド、2008年
- チョン・ソンウォン著、『著作権の概念と他の知的財産権との関係』、著作権委員会、2008年
- 蔡然善著、『営業秘密と営業秘密の侵害』、特許法人 佳山、2011年
- 崔弘健・朴相哲共著、『2万ドル時代の技術革新戦略』、プルン思想、2003年
- ケビン・G・リベット/デビット・クライン共著、『知識経営と特許戦略』、世宗書籍、2000年
- ピーター・ドラッカー著、『未来の企業、どこにいくのか』、韓国経済新聞社、2005年
- 『著作権紛争調停事例集』、韓国著作権委員会、2009年
- 『2009著作権年鑑』、韓国著作権委員会、2009年
- ハンター・ルイス/ドナルド・アリスン共著、『世界経済戦争』、毎日経済新聞社、1983年

21世紀は知的財産が最高の財産になるだろう！

知的財産とは、知的活動を通じて発生するすべての財産を意味する。しかし未だ知的財産に対する正確な意味と範囲が分からぬ人が多い。簡単にいふと、人間の頭脳から出るアイデアは知的財産の基本になり得る。狭い国土と貧しい天然資源、それにもかかわらず多くの人口を持つ韓国。だから、我々にはなおさら「知的財産こそがまさに国家競争力」であり、「知的財産のみが未来に生き残る道である」という認識を持たなければならぬ。

『今や知的財産だ！』は、韓国内で知的財産分野の最高専門家であり、知識財産基本法の制定のために努力してきた著者の40年間のノウハウと経験、韓国内外の多様な知的財産の事例を盛り込んでいる。読者は、この本を通じて知的財産にまつわる興味深いエピソードと知的財産の現状など、多くの情報と知識を得ることができる。



著者 金 明 信

1966年高麗大学法学科卒業、同大学院法学修士学位を取得した後、1972年に弁理士として開業して以来、「明信特許法律事務所」の代表弁理士として活躍している。2005年から現在まで「社団法人知識財産フォーラム」の共同代表であり、2011年から現在まで大統領所属の国家知識財産委員会委員である。

1979年～1985年高麗大学経営大学院講師、1982年から現在、大韓商事仲裁院仲裁人、1988年司法研修院講師、1992年西江大学講師、1995年～2000年ソウル民事地方裁判所民事調停委員、1996年～1998年大韓弁理士会会长、1998年～2000年韓国知的財産権学会会長、2000年～2003年亞細亞弁理士協会会長、2001年～2002年国際ライオンズ協会354(韓国)複合地区議長、2008年～2010年中央公務員教育院講師などとして活動した。

著書に『米国通商関連法令解説』(韓国貿易協会 発行)、『改正韓国特許法解説』(日本語版)、『知識財産分野の最近動向』(英語版)、『一流に行く道－21世紀頭脳戦争の時代、知識財産が国家競争力』(KBS特別講義集)があり、編訳書として、「知識財産革命」がある。